

ちがさき 都市マスタープラン

多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

[改定素案]

CHIGASAKI
URBAN
MASTER PLAN

平成31年(2019年)3月

茅ヶ崎市

※この資料は、現時点での計画（案）です。

○掲載データや記述表現等は、今後、事務局で精査します。それにより変更となる場合があります。

○13地区意見交換会でのご意見や、パブリックコメント等を踏まえながら内容を修正していく予定です。

注）本計画書での元号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による法令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

ちがさき都市マスタープラン（素案） 目次

第1章 都市マスタープランとは	3
1. 都市マスタープランの役割	3
2. 都市マスタープランの位置づけ	4
3. 改定の背景	5
4. 計画の構成	7
第2章 現状と課題	11
1. これまでの都市づくりの経緯	11
2. 茅ヶ崎市の現状	13
3. 社会情勢変化	32
4. 都市づくりの広域的視点	34
5. 茅ヶ崎市の将来展望	37
6. 都市づくりの主要課題	42
7. 茅ヶ崎におけるこれからの都市づくり	44
第3章 将来都市像	51
第4章 全体構想	55
1. 基本理念	55
2. 都市づくりの目標	55
3. 将来都市構造	59
4. 分野別の取組方針	61
4-1 土地利用の方針	61
4-2 交通体系整備の方針	64
4-3 自然環境保全・緑地整備の方針	68
4-4 都市景観形成の方針	72
4-5 住環境整備の方針	76
4-6 都市防災の方針	80
第5章 地域別構想	85
1. 地域区分	87
2. 地域別の取組方針	88
2-1 中心市街地地域の都市づくりの方向	88
2-2 南東部地域の都市づくりの方向	98
2-3 南西部地域の都市づくりの方向	108
2-4 北東部地域の都市づくりの方向	118

2-5 北西部地域の都市づくりの方向	128
2-6 北部中央地域の都市づくりの方向	138
2-7 北部丘陵地域の都市づくりの方向	148

第6章 推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

1. 都市づくり推進体制の構築	161
2. 都市マスタープランの進行管理	163

参考資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167

1. 用語の解説	168
2. 改定作業の概要	174
3. 「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表	175
4. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果	183
5. 市民意見	189



第1章 都市マスタープランとは



1. 都市マスタープランの役割

～どのような役割をもった計画？～

都市マスタープランとは都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が、都市づくりの方針を、住民の意見を反映しながら策定する計画です。

この「基本的な方針」は、今後の市町村都市計画行政の基本とされ、法定都市計画（※）の見直しや改定に際しての指針となるものです。

また、市町村のすべての計画の基本となる総合計画の将来都市像を、都市計画の分野で実現しようとするもので、市町村が進める都市づくりの指針となるものです。

現行の「ちがさき都市マスタープラン」は、平成9年（1997年）8月に策定された都市マスタープランを市民参画中心としたプランとして平成20年（2008年）6月に改定し、平成26年（2014年）3月には施策の進捗や社会状況の変化等に対応するため、「東日本大震災の教訓を活かした都市づくり」と「低炭素まちづくり」の視点で一部見直しを行っています。





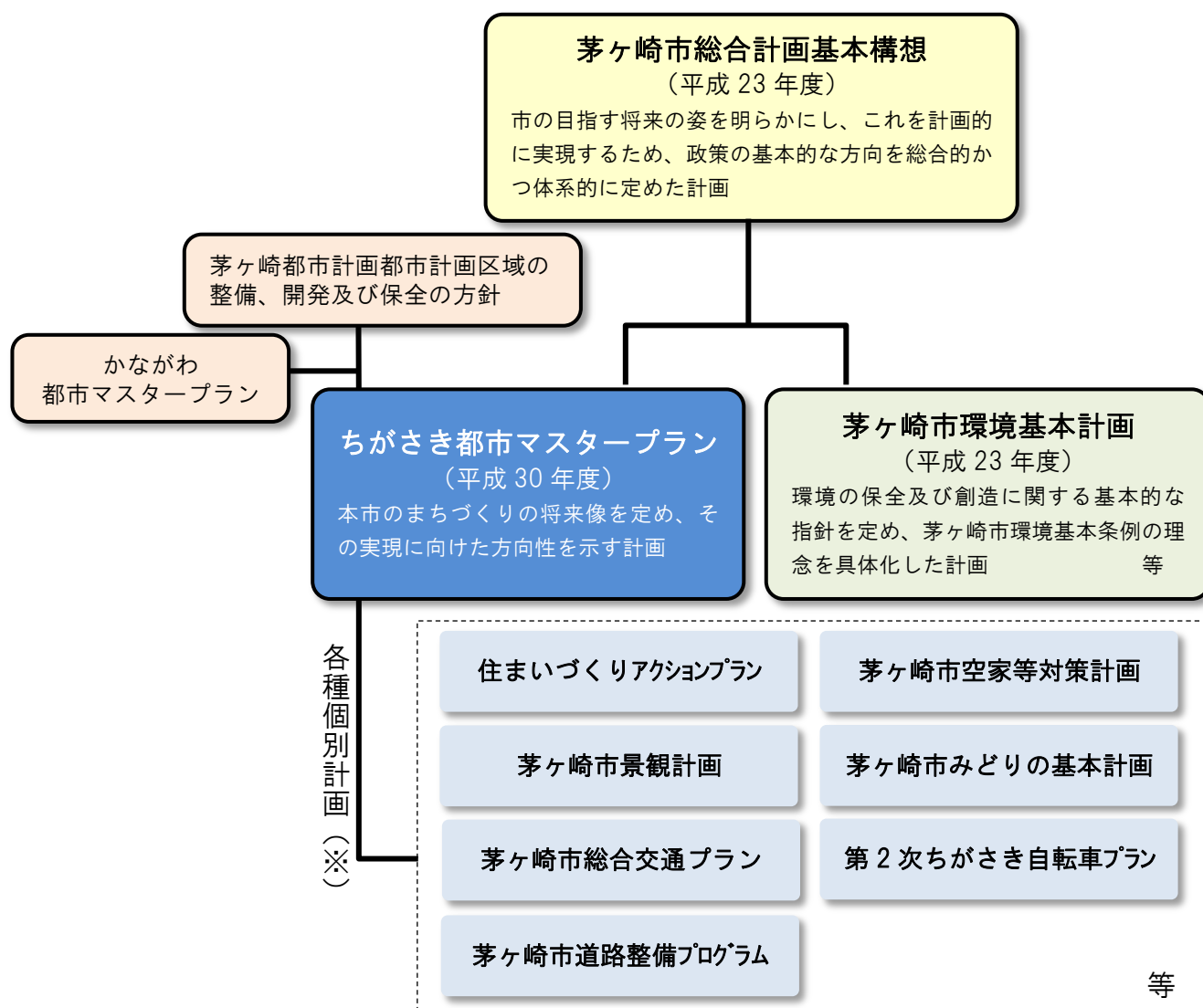
2. 都市マスタープランの位置づけ

～他の計画との関係は？～

(1) 位置づけ

「ちがさき都市マスタープラン」は、神奈川県が都市計画区域ごとに定める広域的な方針「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「かながわ都市マスタープラン」の計画の内容と整合を図るとともに、本市の総合計画、また「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」等のこれまで進めてきたさまざまな都市づくりの計画とも整合を図る、都市づくりの計画です。

【ちがさき都市マスタープランの位置付け】



(2) 目標年次

この都市マスタープランは、平成 31 年（2019 年）を初年度として、20 年後の本市のあるべき姿をとらえつつ、今後おおむね 10 年間に重点的に取り組む施策を明確にしていきます。

3. 改定の背景

～都市マスタープランをなぜ見直す？～

本市では、これまで都市マスタープランの将来像である「湘南の快適環境都市 ～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～」の実現を目指しつつ、約 24 万人の住宅都市へと成長してきました。

しかし、昨今の社会経済状況の変化に伴い、全国的に以下のような問題が挙げられます。

社会状況の変化とともに全国のみならず本市が直面する課題

- 人口の減少と少子高齢化による年齢階層別人口の偏りによる都市活力への影響（※）
- 人口の減少や生産緑地の解除等を見据えた様々な法改正による土地利用への影響
- 大規模な地震の切迫性に伴う防災・減災対策の必要性
- 厳しい財政状況での都市づくりの推進の必要性

本市においても、平成 32 年（2020 年）をピークに人口が減少していくと推計されているとともに、大規模地震の切迫性も危惧されており、今後、同様の問題に直面すると考えられます。

これらの問題に対応するために、平成 20 年（2008 年）6 月の改定から約 10 年、平成 26 年（2014 年）3 月の一部見直しから約 5 年が経過する平成 30 年度（2018 年度）に「ちがさき都市マスタープラン」の全面的な見直しを図り、今後 10 年間にわたる都市づくりの方向性を明確にするとともに、ちがさき都市マスタープランの推進方策や進行管理体制についても見直すこととしました。





今回の改定にあたっては、これまでの都市づくりの課題や社会経済状況の変化等への対応をするとともに、茅ヶ崎市市民参加条例の施行（平成 26 年（2014 年）4 月）や近年、市民や事業者等、多様な主体が「まちづくり」に参画するようになったことを受け、市民が調査参加した「茅ヶ崎に抱いている価値や魅力（「茅ヶ崎らしさ」）とは何か」を捉え直し、今後の茅ヶ崎市の都市づくりの方向を検討しました。

これからの都市づくりは、市民・事業者・行政ともに「茅ヶ崎らしさ」を共有し、意識したまちづくりを地域の特性に応じて策定し育んでいくことで、個性あふれるまちになり、将来都市像の実現につながると考え、計画の内容を見直しました。

ちがさき都市マスタープランの見直しにあたり検討したこと

- 将来都市像をどのように捉え直すか
- 「茅ヶ崎らしさ（茅ヶ崎の価値・魅力）」を強みとし、どのような都市づくりを推進していくか
- 厳しい財政状況下で、市民・事業者・市が連携し、どのように取組を推進し、将来都市像を実現していくか

◆語尾の使い方（主に第 4 章、第 5 章）◆

「ちがさき都市マスタープラン」（主に第 4 章、第 5 章）の文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画の熟度にしたがって、以下のように整理しています。

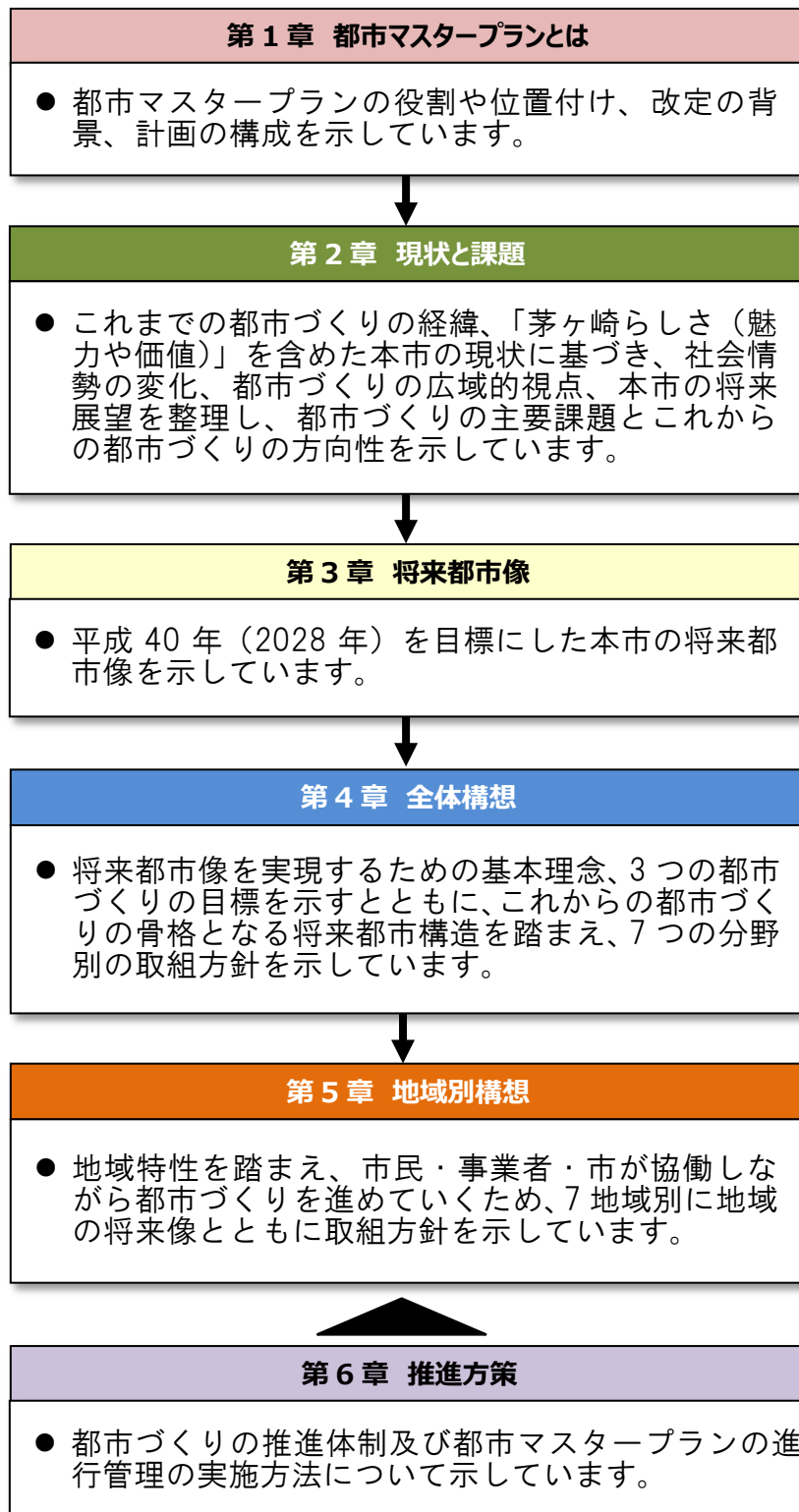
表現方法	実施主体等	計画熟度
～めざします。	市民・事業者・市の協働	●目標、方向性に関する事項
～進めます。	市が主体	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね 10 年以内に取り組む事項
～努めます。	市が主体	●目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んで行く事項
～検討します。	主体が決定していない	●目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。	市が市民、事業者の取組を誘導・促進	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね 10 年以内に取り組む事項
～支援します。	市が市民・事業者の活動を支援	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね 10 年以内に取り組む事項



4. 計画の構成

～どこにどのようなことが書いてある？～

「ちがさき都市マスタープラン」は、以下の構成となっています。







第2章 現状と課題



1. これまでの都市づくりの経緯

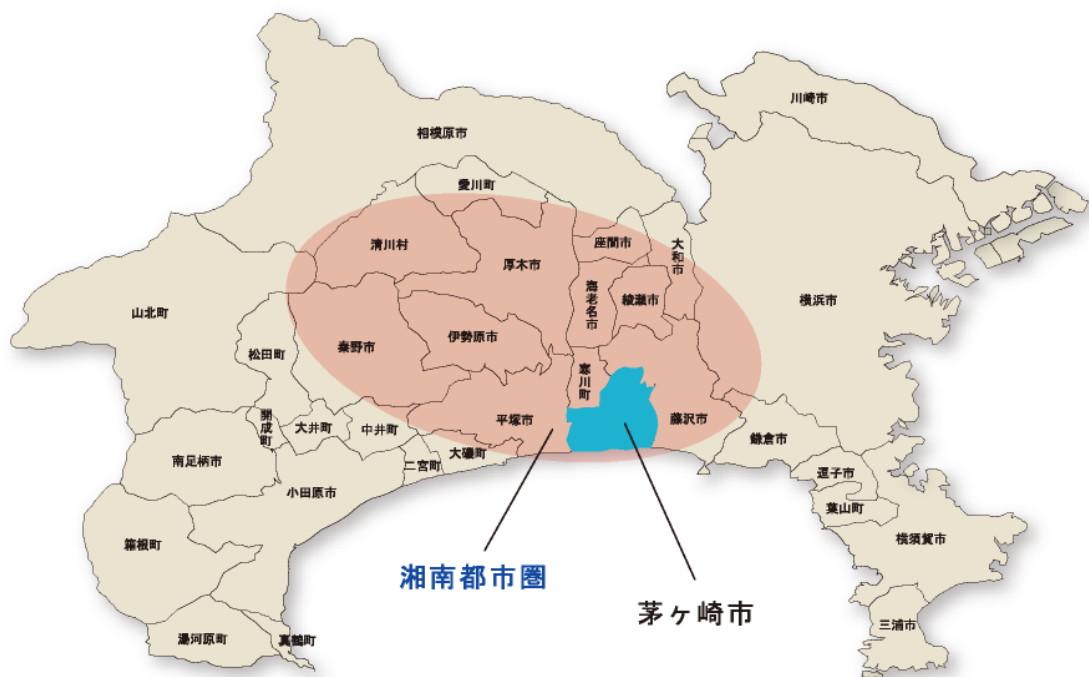
～茅ヶ崎の都市づくりはどのように進められてきた？～

(1) 都市の成り立ち

本市は、東京から西に約 50km の神奈川県中央南部にあり、県の「かながわ都市マスタープラン」では、湘南都市圏（※）に属しています。市域は東西 6.9km、南北 7.6km で、面積は 35.76km²、県内 19 市では 7 番目に小さな都市です。隣接する藤沢市、平塚市の約半分の面積となっています。

東側は藤沢市に、西側は平塚市に、北西側は寒川町にそれぞれ接し、また、南側は相模湾に面しており、約 6km に及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西縁を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の 3 つの河川が市内を流れています。四季を通じて温暖な気候や海と丘陵等恵まれた豊かな自然もあることから、明治から昭和初期にかけて湘南の別荘地、保養地として発展してきました。

市街地は、東海道本線の南側から広がり、その後、東海道本線の北側へと市街地が拡大していきました。昭和 45 年（1970 年）に区域区分（※）が指定されたことで、市街地は無秩序に拡散することなく、市街化区域内を中心に広がってきました。このため、人口は市街化区域内に集中しており、市民の多くが路線バス又はコミュニティバスの利用圏域内に居住しています。





（２）これまでの主な取組

上記のように本市は、土地利用がコントロールされ、市街化区域内に人口が集中し、市街地中心部に一定の都市機能が集積し、公共交通網によってアクセスできる状況にあることから、現状においても集約型都市構造（※）の都市とも考えられます。しかしながら、公共交通網の空白地帯の存在や、市域内に一様にあるべき施設の配置と人口密度にギャップがある等、課題もみられます。

このような中、平成 20 年（2008 年）6 月の都市マスタープランの改定以降、住環境整備の視点では、土地利用の基本理念や基本原則を定めた「茅ヶ崎市土地利用基本条例」を平成 23 年（2011 年）3 月に制定するとともに、「建築物の高さ規制区域の拡大」（平成 22 年（2010 年）4 月）、「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」（平成 24 年（2012 年）2 月）の他、住宅に係る課題に取り組んでいくため「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」の策定や「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定しました。

また、浜見平地区では、複合施設「ハマミーナ」の整備や生活防災機能を持つ拠点として整備を進めるとともに、辻堂駅西口周辺では、藤沢市と連携し、住宅や商業機能が調和した土地利用へと誘導しながら都市拠点の整備を進めてきました。

交通体系整備の視点では、東海岸寒川線の道路整備や、自転車で移動しやすい都市づくりをめざすため、自転車走行環境の整備、サイクルアンドバスライド用の自転車駐車場の整備を進めてきました。

自然環境保全・緑地整備の視点では、北部丘陵をはじめとしたみどりの保全をめざし、特別緑地保全地区を清水谷や赤羽根字十三図周辺で指定するとともに、市街地に残されているみどりの保全のため、保存樹林や保全樹木の指定を進めてきました。

都市景観形成の視点では、「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成 22 年（2010 年）12 月）の制定の他、景観上、貴重な資源を保全するため、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めてきました。



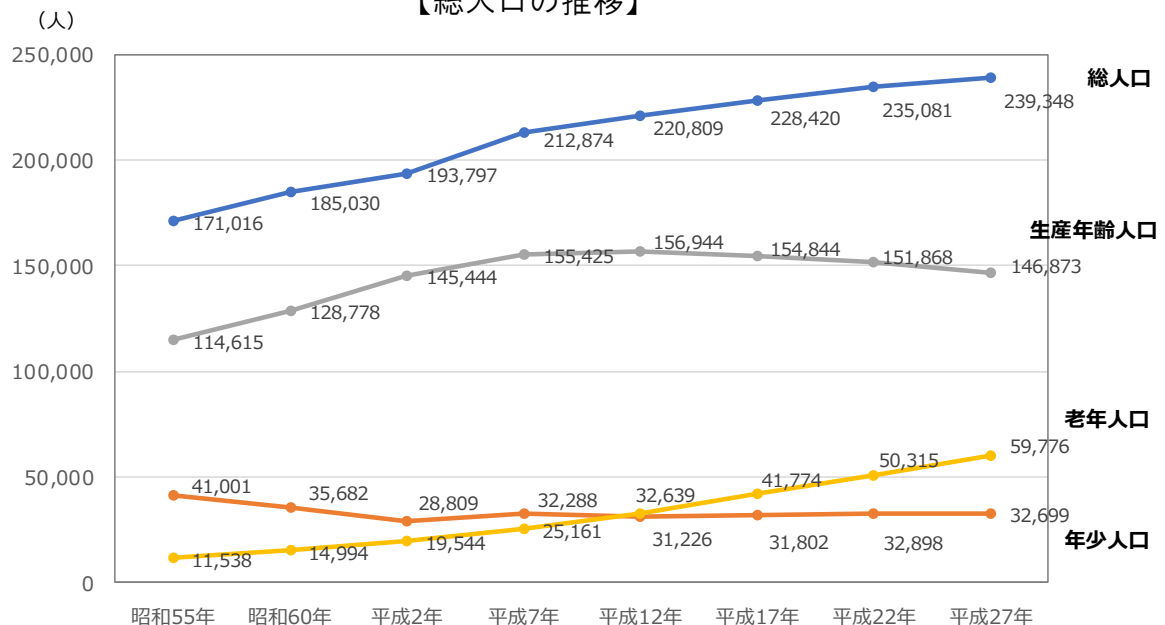
2. 茅ヶ崎市の現状

～茅ヶ崎ってどのようなまち？～

(1) 人口概況

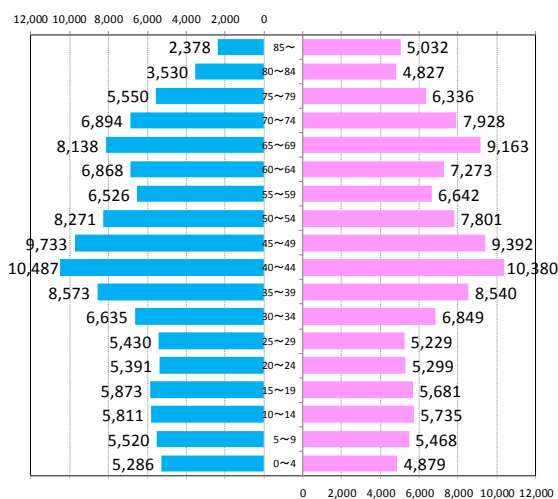
- 昭和 55 年(1980 年)～平成 12 年(2000 年)にかけて生産年齢人口は増加してきましたが、それ以降は微減傾向にあります。
- 年少人口は逓減傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあり、平成 12 年(2000 年)には年少人口を老年人口が上回っています。
- 年齢構成は、30～40 代と 60 代が多くなっています。
- 年齢 3 区分別人口割合は近隣市と概ね同程度となっています。

【総人口の推移】

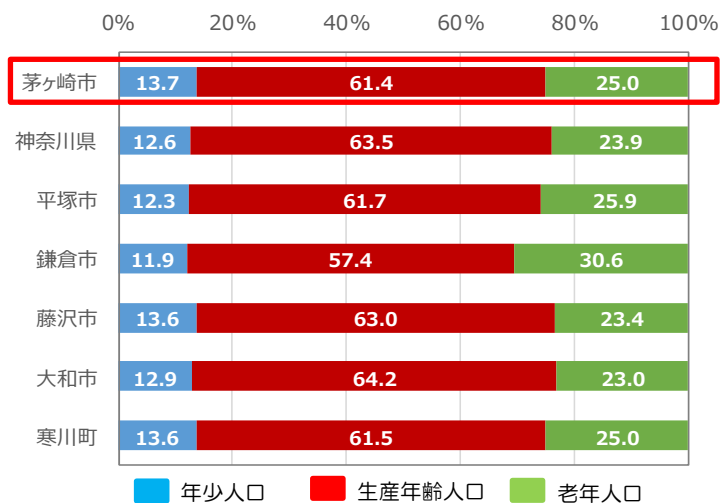


出典／各年国勢調査

【人口ピラミッド(平成 27 年(2005 年))】



【年齢 3 区分別人口割合(平成 27 年(2005 年))】



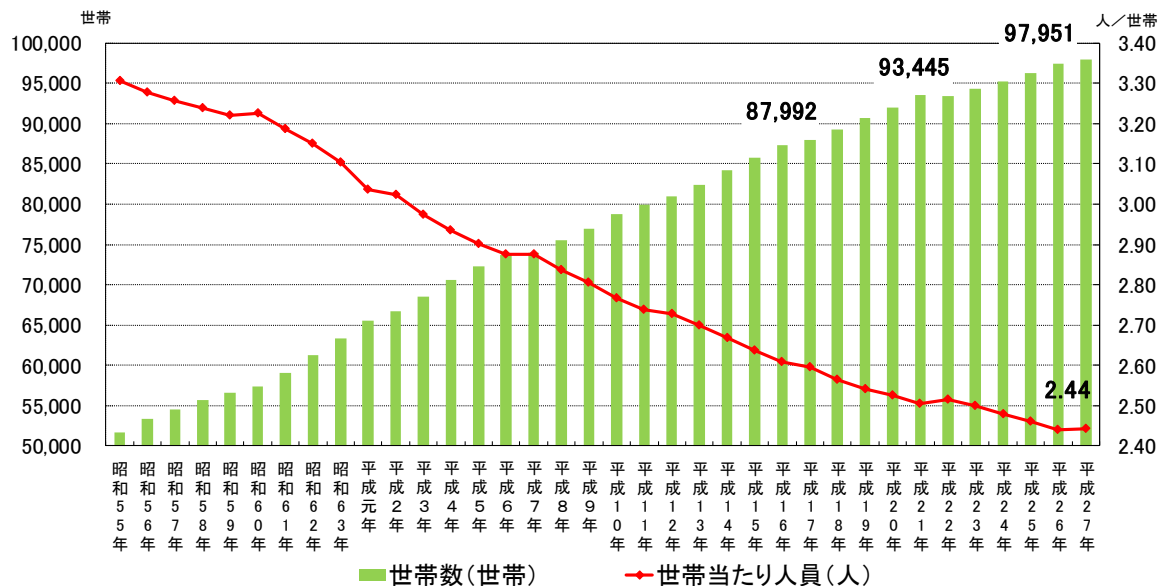
出典／平成 27 年国勢調査



(2) 世帯数

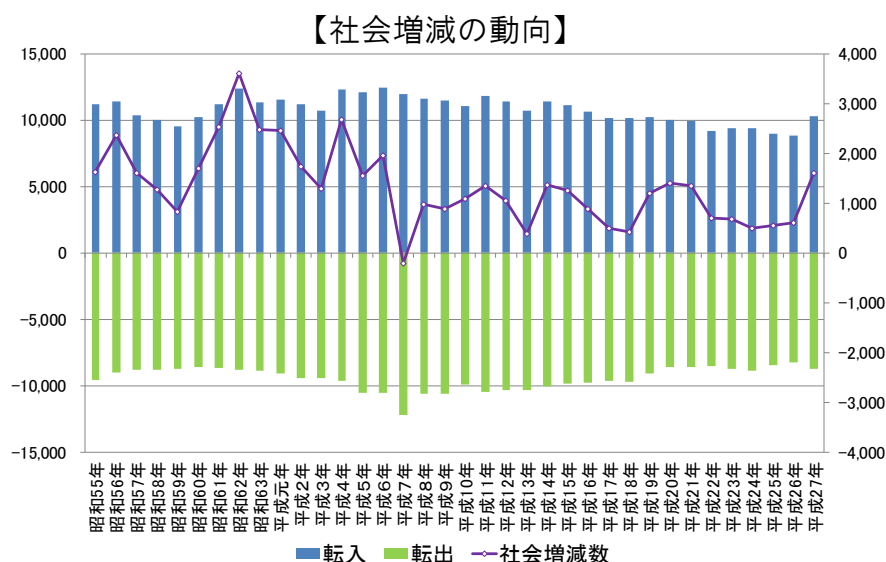
- 昭和 55 年（1980 年）～平成 27 年（2015 年）にかけて、年々世帯数は増加している一方、世帯人員は年々減少しています。
- 茅ヶ崎市の家族類型別世帯数の割合は、夫婦と子どもで構成する世帯が 34.2% と最も多く、次いで単独世帯が 28.0%、夫婦のみ世帯が 23.1%となっています。
- このうち、高齢者の単身世帯が 10.1%、高齢者のいる夫婦のみ世帯が 13.7%となっています。
- 近隣他市町と比べると、寒川町に次いで単独世帯の割合が少なく、夫婦と子どもで構成する世帯の割合は最も多くなっています。

【世帯数、世帯人員の推移（昭和 55 年（1980 年）～平成 27 年（2015 年））】



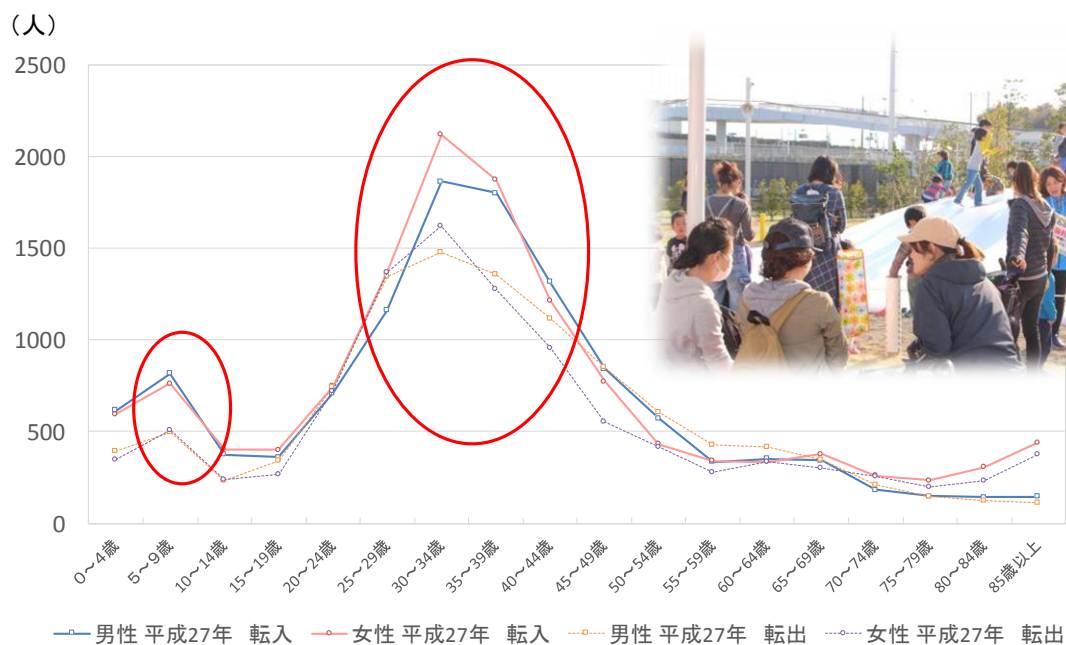
(3) 人口動向 ～社会増減〔転出・転入〕～

- これまで転入超過で推移していました。ここ数年は、転入・転出の総数も少しずつ減少する傾向にあります。
- 0歳から9歳の年少人口の転出・転入も多く、子育て世代の移動が多くなっています。



出典／各年統計年報

【性別・年齢階級別の人口移動の動向（平成27年（2015年））】



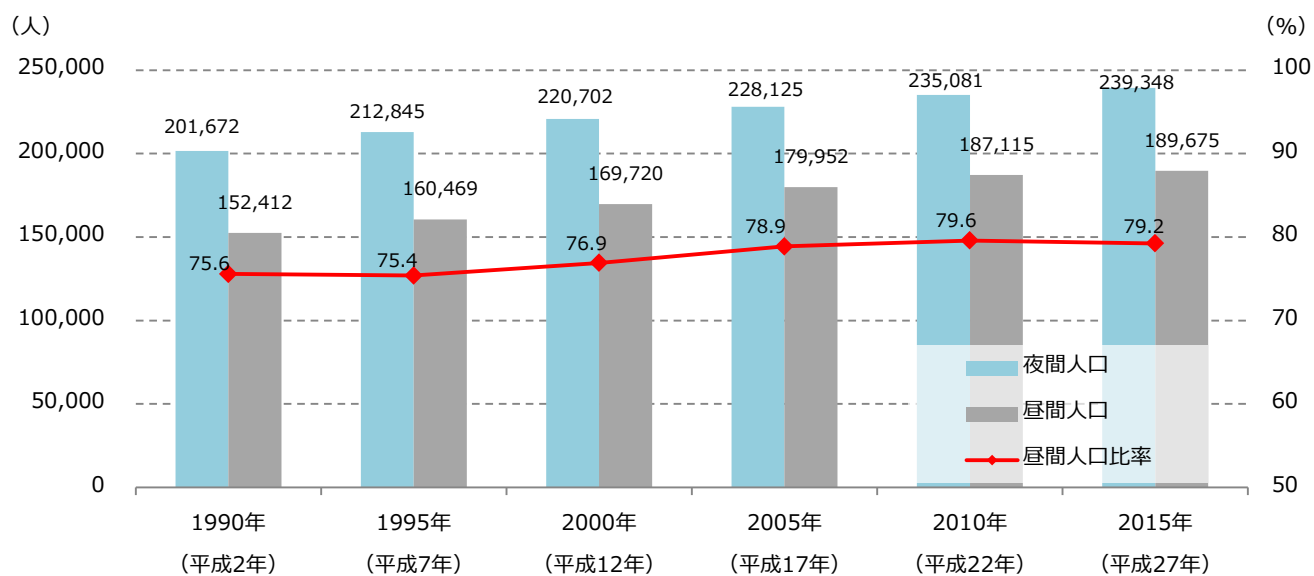
出典／平成27年国勢調査人口移動集計



(4) 昼間人口（※）

- 平成 27 年（2015 年）の夜間人口は 239,348 人、昼間人口は 189,675 人となっています。
- 昼間人口比率は、平成 2 年（1990 年）から年々増加傾向にあります。

【夜間人口と昼間人口】

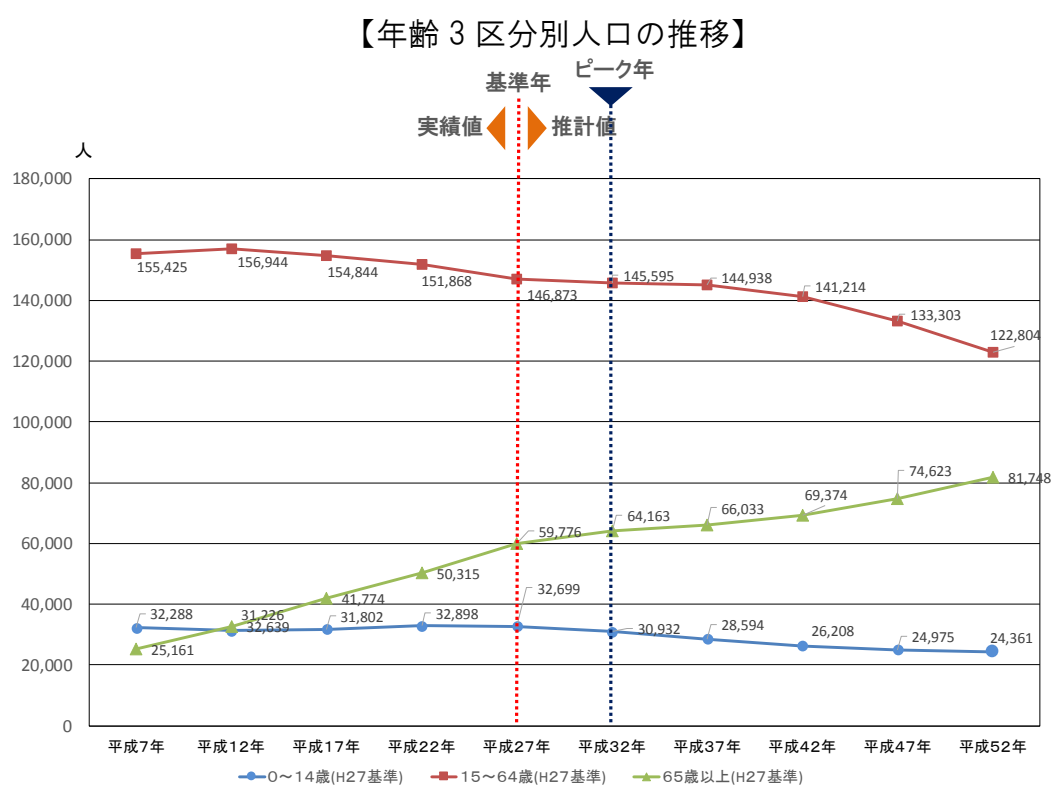
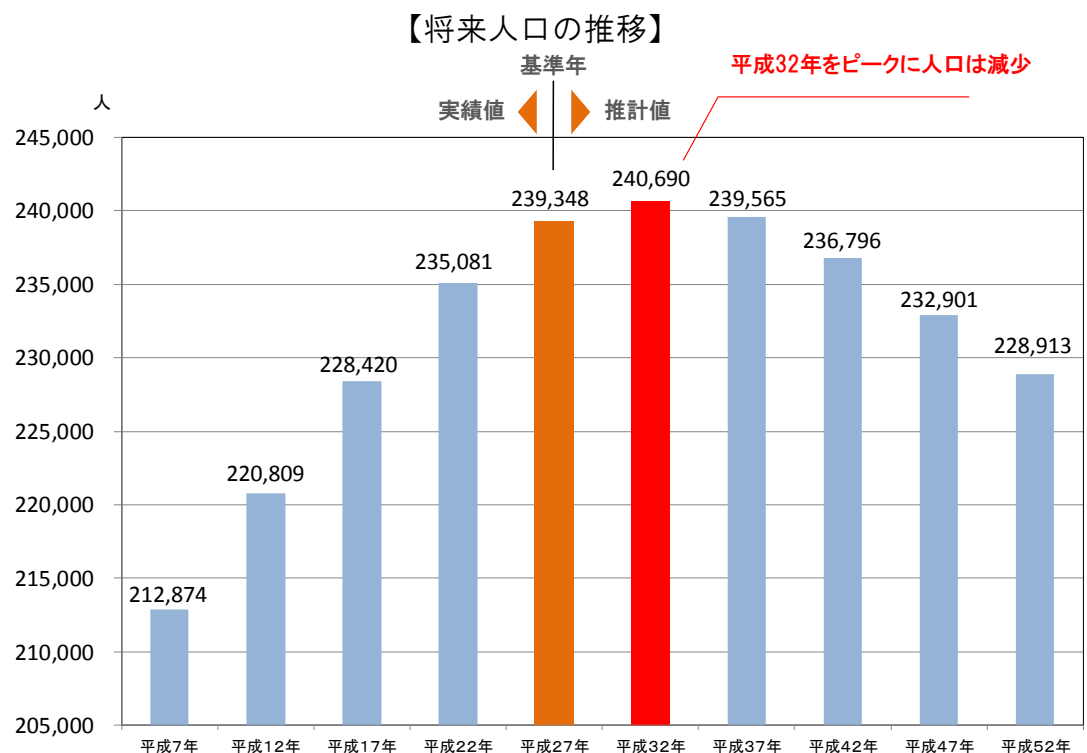


出典／各年国勢調査



(5) 将来人口の見込み

- 将来人口は、平成 32 年（2020 年）に約 24 万人でピークをむかえ、その後は少しずつ減少して平成 52 年（2040 年）には約 23 万人になると見込まれています。
- 年齢 3 区分別人口は、年少人口及び生産年齢人口は逓減傾向にあり、一方、高齢者人口は増加すると見込まれています。

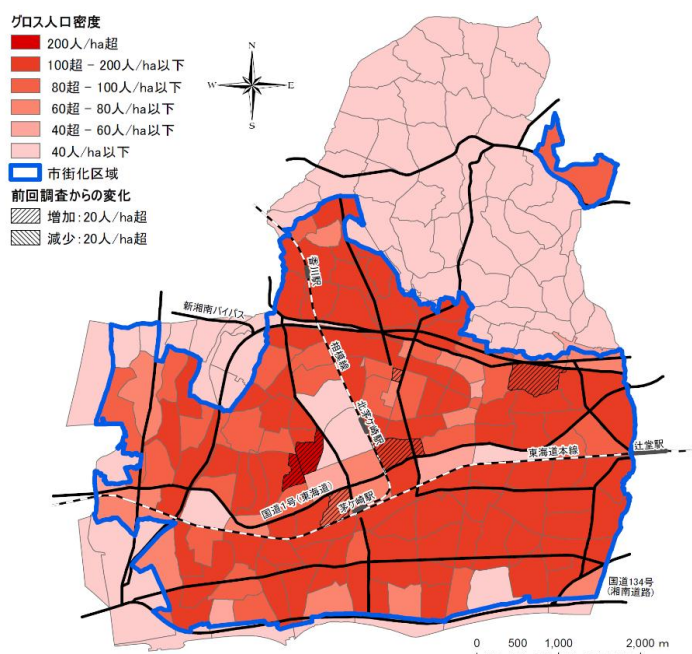




(6) 土地利用の概況

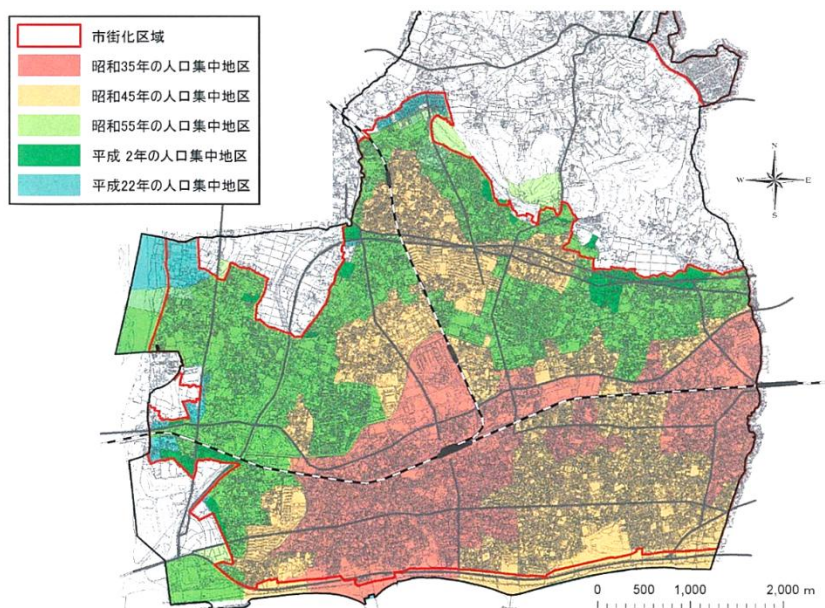
- 人口密度の高い地域は、市街化区域内に概ね分布しています。
- 人口集中(DID)地区(※)は、茅ヶ崎駅・辻堂駅周辺と漁港周辺から北側へ拡大し、昭和55年(1980年)には概ね現在の市街化区域の規模に到達しています。

【グロス人口密度(平成27年(2015年))(※)】



出典／平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書
～都市の現況及び動向編～

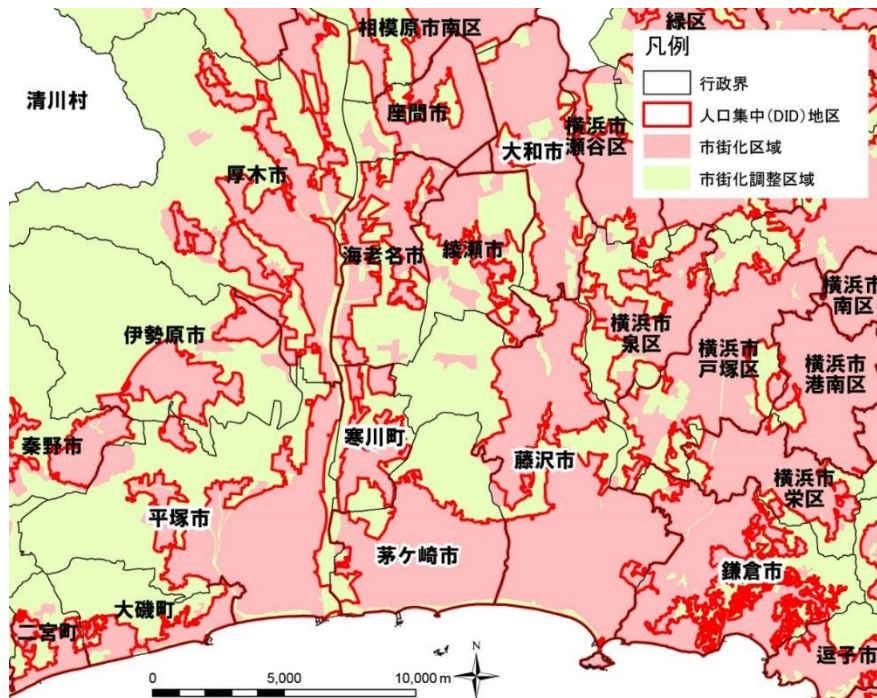
【人口集中(DID)地区の推移(平成27年(2010年))】



出典／平成24年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書～都市の分析編～

- 近隣市町の中で、人口集中（DID）地区内の人口密度は茅ヶ崎市が最も高く、都市計画区域内の人口密度や市街化区域内の人口密度も大和市に次いで２番目に高くなっています。

【近隣市町の人口集中（DID）地区等（平成 22 年（2010 年））】



出典／国土数値情報

【人口密度（平成 27 年（2015 年））】

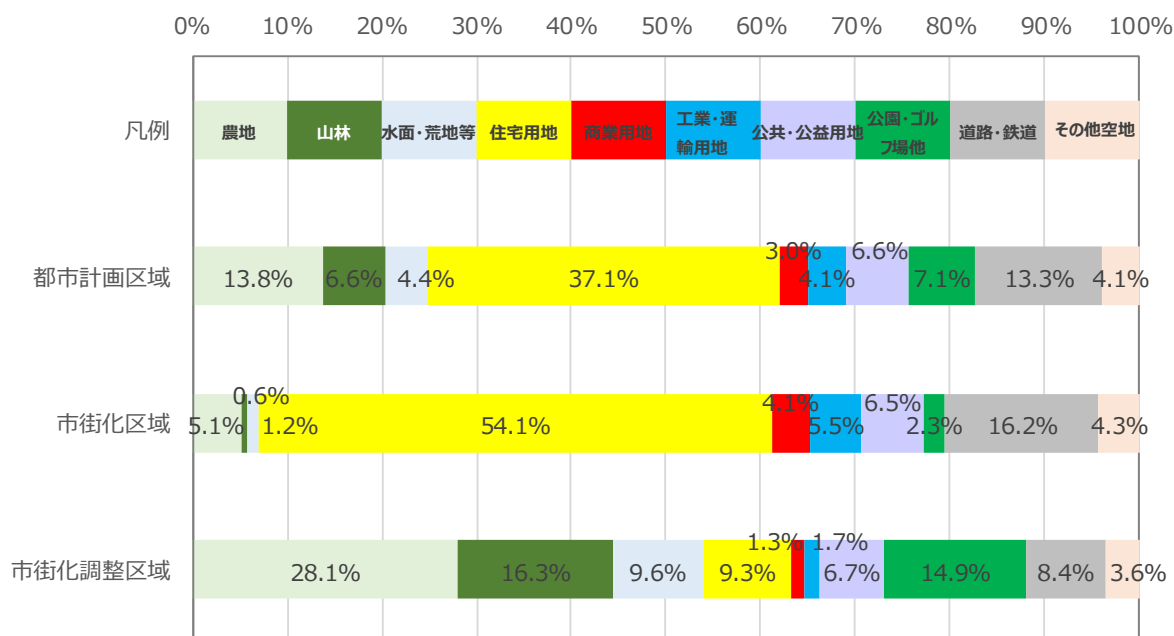
	都市計画区域内 の人口密度 (人／km ²)	市街化区域内 の人口密度 (人／km ²)	人口集中(DID) 地区内の人口密 度 (人／km ²)
茅ヶ崎市	6,693	10,816	10,375
平塚市	3,804	8,368	8,250
藤沢市	6,098	9,013	9,157
鎌倉市	4,377	6,735	7,153
寒川町	3,572	6,868	7,018
大和市	8,608	11,605	10,040

出典／平成 27 年国勢調査、平成 25 年都市計画現況調査



- 平成 27 年度（2015 年度）の土地利用状況をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。
- 市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用（※）が 93.0%を占めており、中でも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%、自然的土地利用（※）が 7.0%となっています。
- 市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。
- 平成 27 年度（2015 年度）土地利用現況図より土地利用の分布状況をみると、住宅地は、東海道本線沿線から南側に面的に広がり、その北側では、農地と混在して広がる状況となっています。商業地は、茅ヶ崎駅周辺に集積がみられるほか、国道 1 号、県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）、県道 46 号（相模原茅ヶ崎）、県道 303 号（戸塚茅ヶ崎）等の幹線道路沿道の立地が目立ち、比較的規模の大きな商業立地もみられます。工業地は、北茅ヶ崎駅西側、東海道本線沿線北側、相模川沿いに分布しています。北部丘陵部には、山林、農地が中心に広がり、住宅地、文教厚生地（※）等が混在しています。また、丘陵裾部、相模川沿い、海岸沿いには、規模の大きなオープンスペース（※）としてゴルフ場の立地がみられることは本市の特性の一つとなっています。

【土地利用構成（平成 27 年（2015 年））】



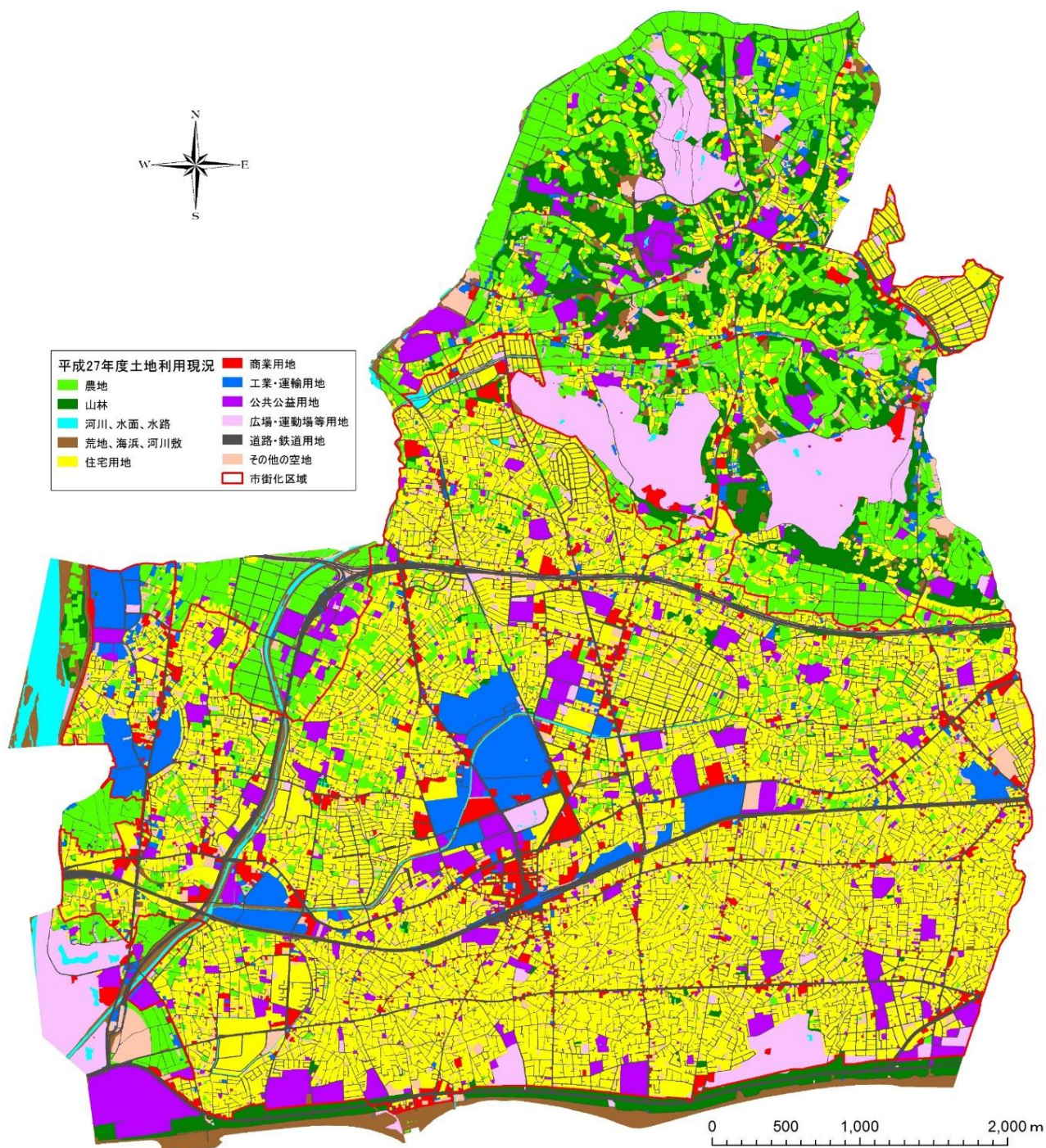
※自然的土地利用：農地、山林、水面・荒地等

都市的土地利用：住宅用地、商業用地、工業・運輸用地、公共・公益用地、公園・ゴルフ場、道路・鉄道、その他空地

出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書
～都市の現況及び動向編～



【土地利用現況図（平成 27 年（2015 年））】



出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書
～都市の現況及び動向編～

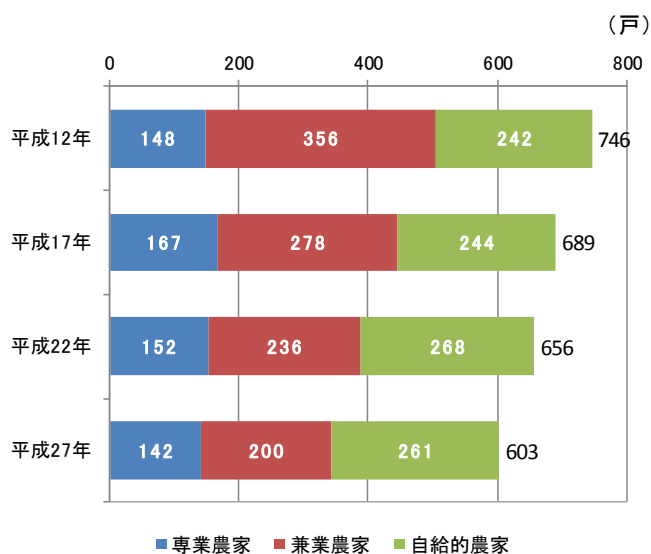


(7) 産業

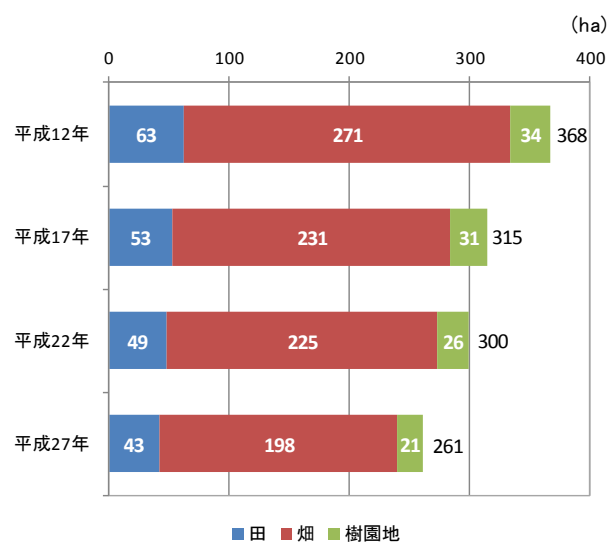
1) 農業

- 農家数、経営耕作地面積（※）ともに減少傾向にあります。
- また、農業就業人口についても減少傾向にあります。

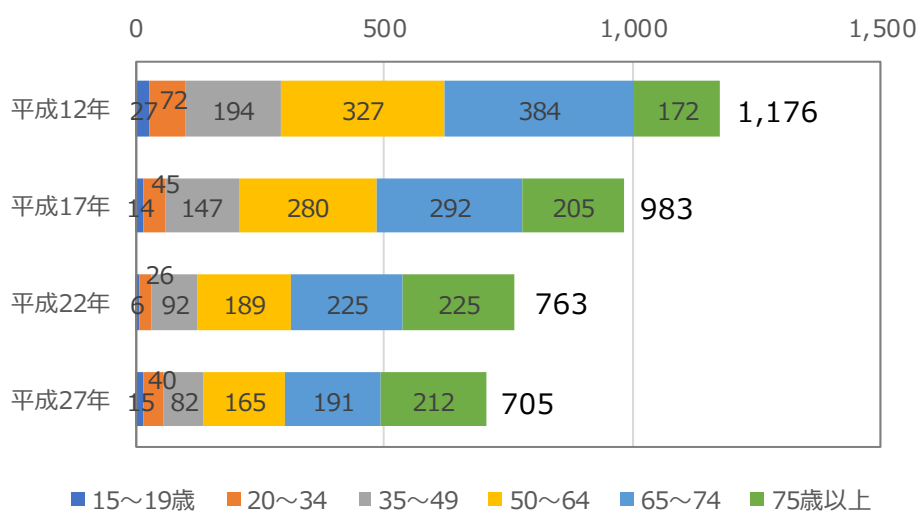
【農家数の推移】



【経営耕作地面積の推移】



【農業就業人口の推移】



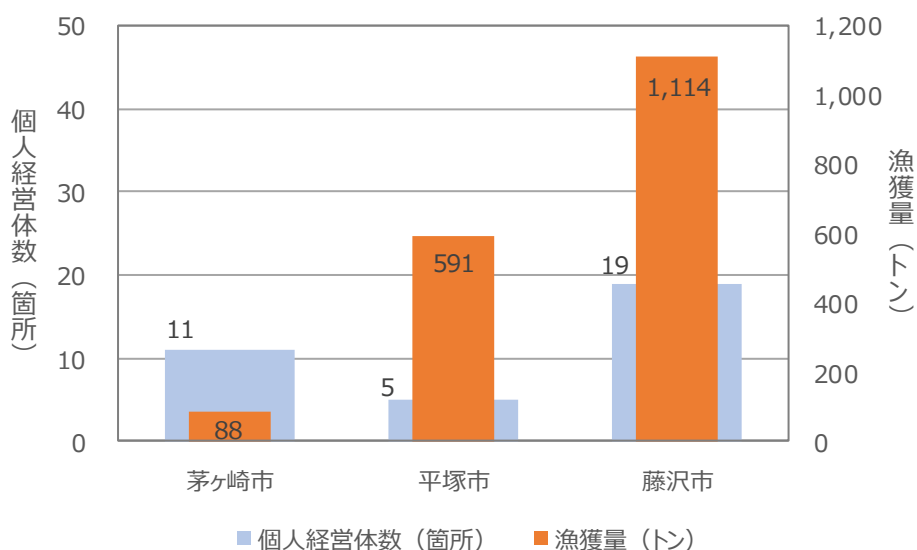
注) 小数点処理の関係で合計値は合わない
出典／各年農林業センサス



2) 漁業

- 漁業の個人経営体数は11箇所、漁獲量は88トンとなっています。
- 漁獲量を近隣市と比較すると、平塚市の591トン、藤沢市の1,114トンと比較し、少ない漁獲量となっています。
- 特産品の一つである「しらす」の漁獲量は58,000kgで、総漁獲量の66.0%となっています。。

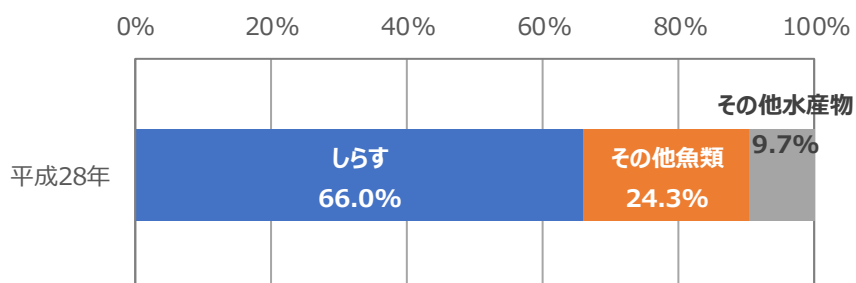
【個人経営体数及び漁獲量】



出典／個人経営体数：平成 25 年漁業センサス

漁獲量：平成 27 年海面漁業生産統計調査

【個人経営体数及び漁獲量】



注) その他水産物：甲殻類（えび、かに）、軟体類（いか、たこ）、貝類、海藻類

出典：平成 29 年度版茅ヶ崎市「統計年報」

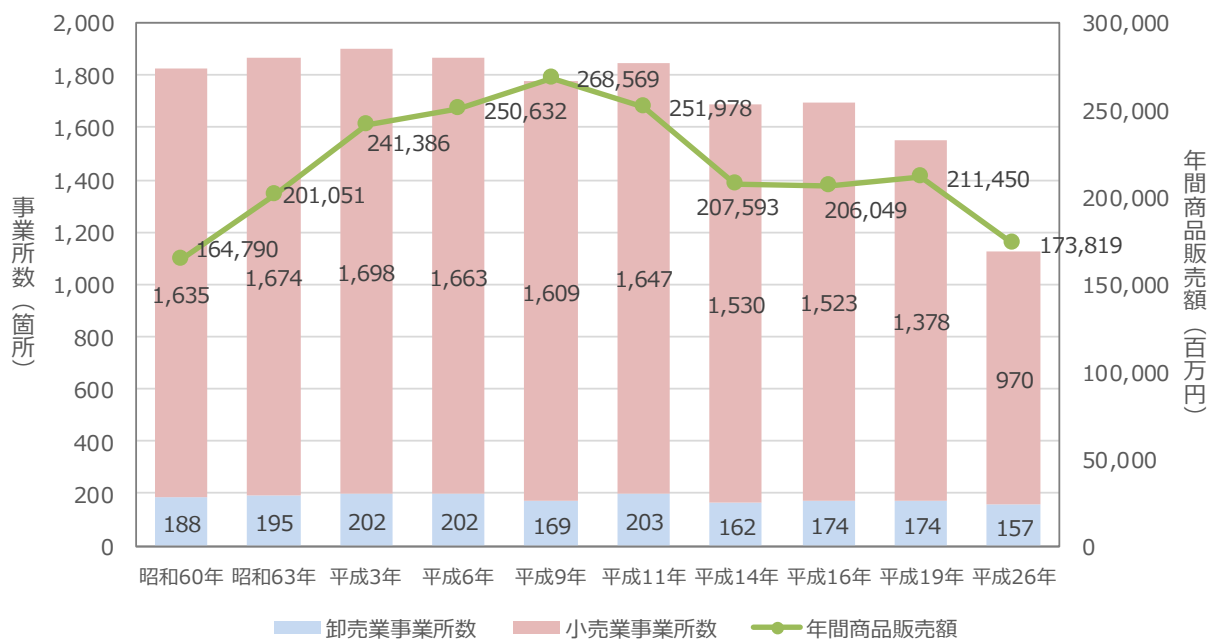


2) 商業・観光

①商業

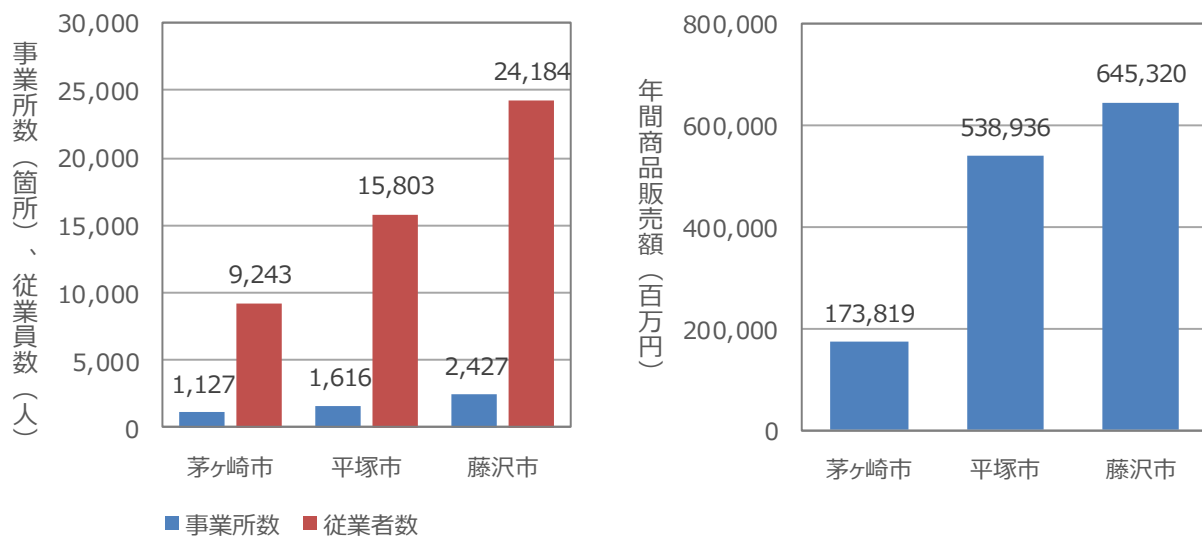
- 事業所数及び年間商品販売額は減少傾向にあります。
- 商業規模（事業所数、従業員数、年間商品販売額）を近隣市と比較すると、本市の商業集積状況は低くなっています。

【事業所数、年間商品販売額の推移】



出典／各年商業統計調査

【近隣市との事業所数、従業員数、年間商品販売額の比較】



出典／平成 26 年商業統計調査

②観光

- 平成 27 年（2015 年）の人口対観光客比は約 12.6 倍となっており、近隣市に比べて観光客の誘引力が低くなっています。

【人口対観光客比／茅ヶ崎市と近隣市の比較】

茅ヶ崎市 (千人)						
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	2,082	2,105	2,361	2,661	2,627	3,024
宿泊客数	50	57	59	71	71	73
日帰り客数	2,032	2,048	2,302	2,590	2,556	2,951
平成27年 人口 240,428人 人口対観光客比 約12.6倍						

平塚市 (千人)						
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	6,445	4,963	5,632	6,874	7,075	6,922
宿泊客数	53	65	71	77	78	82
日帰り客数	6,391	4,898	5,561	6,797	6,997	6,840
平成27年 人口 258,065人 人口対観光客比 約26.8倍						

藤沢市 (千人)						
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	13,864	15,408	15,154	15,524	17,738	18,335
宿泊客数	363	392	420	431	458	538
日帰り客数	13,501	15,016	14,734	15,093	17,280	17,798
平成27年 人口 423,246人 人口対観光客比 約43.3倍						

鎌倉市 (千人)						
区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
延観光客数	19,486	18,111	19,743	23,083	21,956	22,926
宿泊客数	344	300	319	340	339	344
日帰り客数	19,143	17,810	19,424	22,743	21,617	22,581
平成27年 人口 177,458人 人口対観光客比 約129.2倍						

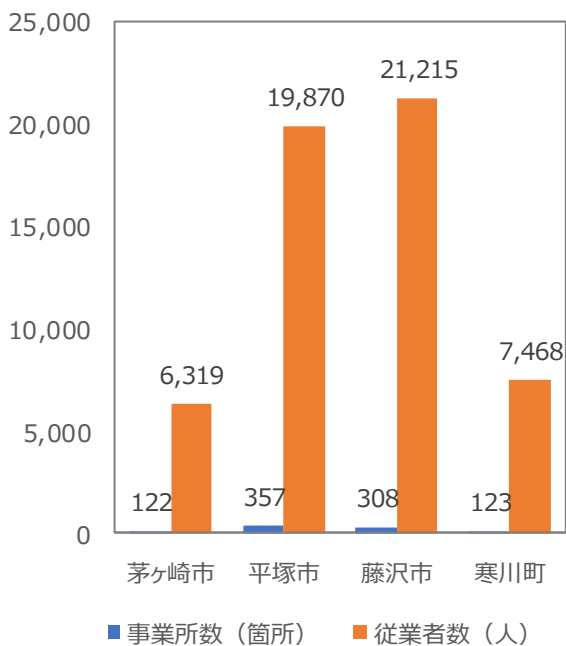
出典／神奈川県「入込観光客調査結果」（平成 22 年から平成 27 年まで）



3) 工業

- 従業員数 4 人以上の事業所は、122 事業所、従業員数 6,319 人、製造品出荷額等は 2,452 億円となっています。
- 隣接市町と比較すると、事業所数、従業者数ともに小規模となっています。
- 業種別の製造品出荷額は、生産用機器が 1,077 億円で全体の 43.9% を占めており、次いで食料品製造業の 262 億円で全体の 10.7% となっています。

【事業所数、従業者数、製造品出荷額等】



産業中分類	製造品出荷額等		従業者数	
	(百万円)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
食料	26,288	10.7	603	9.5
飲料	X	X	22	0.3
繊維	X	X	9	0.1
木材	X	X	5	0.1
家具	-	-	-	-
紙製品	8,827	3.6	288	4.6
印刷	631	0.3	58	0.9
化学	14,819	6.0	392	6.2
石油	-	-	-	-
プラスチック	1,478	0.6	69	1.1
ゴム	725	0.3	84	1.3
なめし革	-	-	-	-
窯業	8,846	3.6	224	3.5
鉄鋼	9,673	3.9	133	2.1
非鉄	19,646	8.0	723	11.4
金属製品	8,879	3.6	481	7.6
はん用機器	14,497	5.9	605	9.6
生産用機器	107,690	43.9	1,526	24.1
業務用機器	X	X	226	3.6
電子部品	2,809	1.1	177	2.8
電気機器	4,940	2.0	264	4.2
情報機器	X	X	229	3.6
輸送機	1,833	0.7	91	1.4
その他	X	X	110	1.7
	245,232	100.0	6,319	100.0

注) 「×」 非公表、「-」 該当数値なし

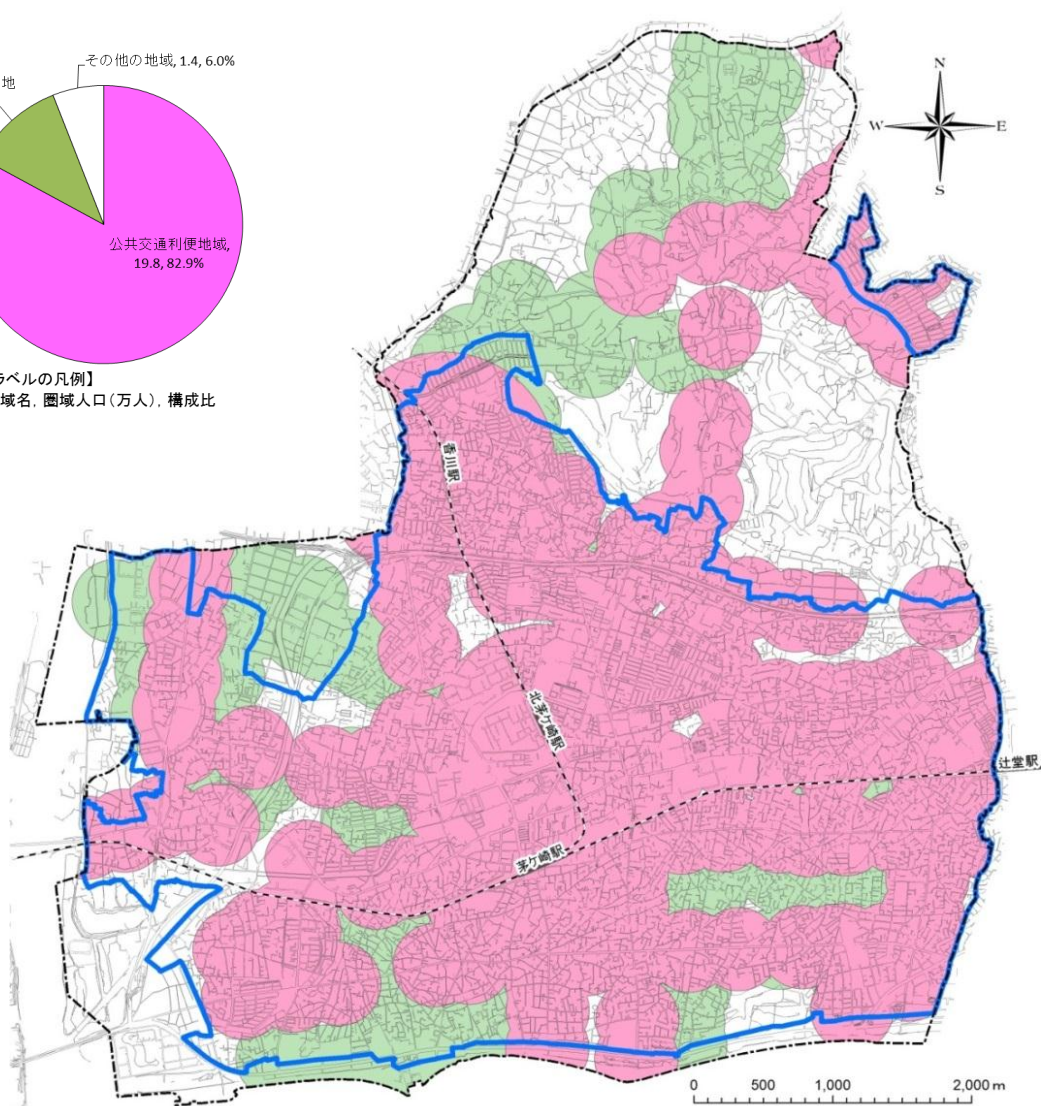
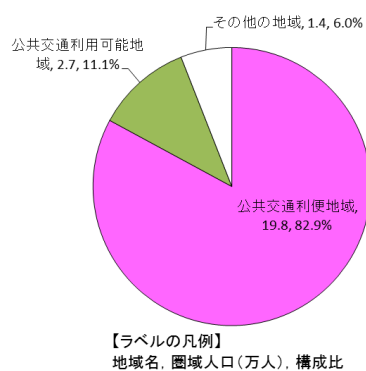
出典／平成 26 年神奈川県工業統計調査結果報告

(8) 公共交通網の状況

- 公共交通網の状況についてみると、公共交通利便地域内(※)の人口が約19.8万人で、総人口の約82.9%を占めています。
- また、公共交通利用可能地域(※)の人口が約2.7万人で、総人口の約11.1%となっています。

【公共交通網の状況】

	バス停から 300m圏内		バス停から 300m圏外
	30 本/日(片道)以上	30 本/日(片道)未満	
鉄道駅から 800m圏内	公共交通利便地域		
鉄道駅から 800m圏外			
		公共交通 利用可能地域	その他の地域



出典／平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書
～都市の分析編～



(9) 日常生活に必要な施設の状況

- 日常生活に欠かすことができない子育て機能、医療機能、商業機能の徒歩圏人口（※）は、拠点性の高い施設（子育て支援センター等）や一部施設（小規模保育・家庭的保育、幼稚園、産婦人科）を除く主要な施設で 19 万人を超えており、全市民の 8 割以上が徒歩圏内に居住しています。
- 都市公園から 250m 距離圏に含まれない区域（カバー圏域外）は、JR 東海道線沿線において人口密度も高く、人口も多い傾向にあります（29 ページ参照）

【日常生活に必要な施設の状況】

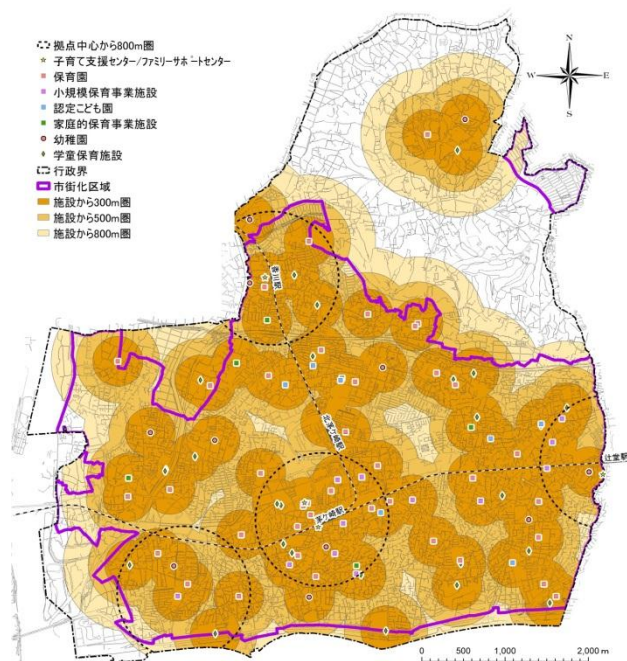
施設類型		徒歩圏(R=800m)内		人口カバー率	
大分類	小分類	総人口	うち高齢人口	総人口	うち高齢人口
子育て機能	保育園・認定こども園	227,227	－	94.9%	－
	小規模保育・家庭的保育	177,799	－	74.3%	－
	幼稚園	159,479	－	66.6%	－
	学童保育	209,236	－	87.4%	－
	子育て支援センター／ファミリーサポートセンター	51,760	－	21.6%	－
医療機能	病院・診療所（内科）	216,600	53,455	90.5%	89.4%
	病院・診療所（外科）	193,370	48,202	80.8%	80.6%
	病院・診療所（小児科）	202,801	49,889	84.7%	83.5%
	病院・診療所（産婦人科）	102,666	27,133	42.9%	45.4%
高齢者福祉機能	通所系サービス施設、小規模多機能型サービス施設	234,910	58,388	98.1%	97.7%
	地域包括支援センター	184,091	45,893	76.9%	76.8%
	老人憩の家／老人福祉センター	67,322	16,920	28.1%	28.3%
文化・交流機能	図書館	65,355	18,115	27.3%	30.3%
	公民館	92,934	25,024	38.8%	41.9%
	コミュニティセンター／青少年会館／福祉会館	143,539	33,646	60.0%	56.3%
商業機能	スーパー	204,142	50,482	85.3%	84.5%
	コンビニ	237,620	59,261	99.3%	99.1%
	ドラッグストア	211,647	51,502	88.4%	86.2%
	商業機能(3類型全て)	237,995	59,363	99.4%	99.3%

参考：市域人口	総人口	239,348
	高齢者人口	59,776

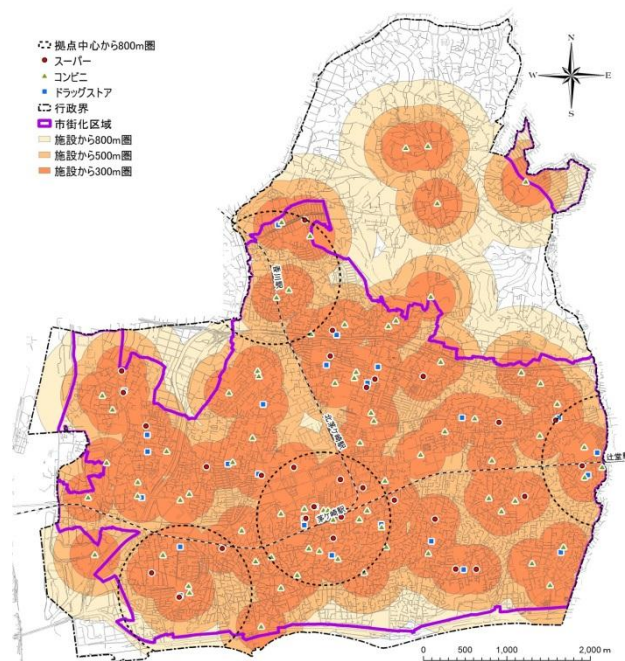
出典／平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書
～都市の分析編～



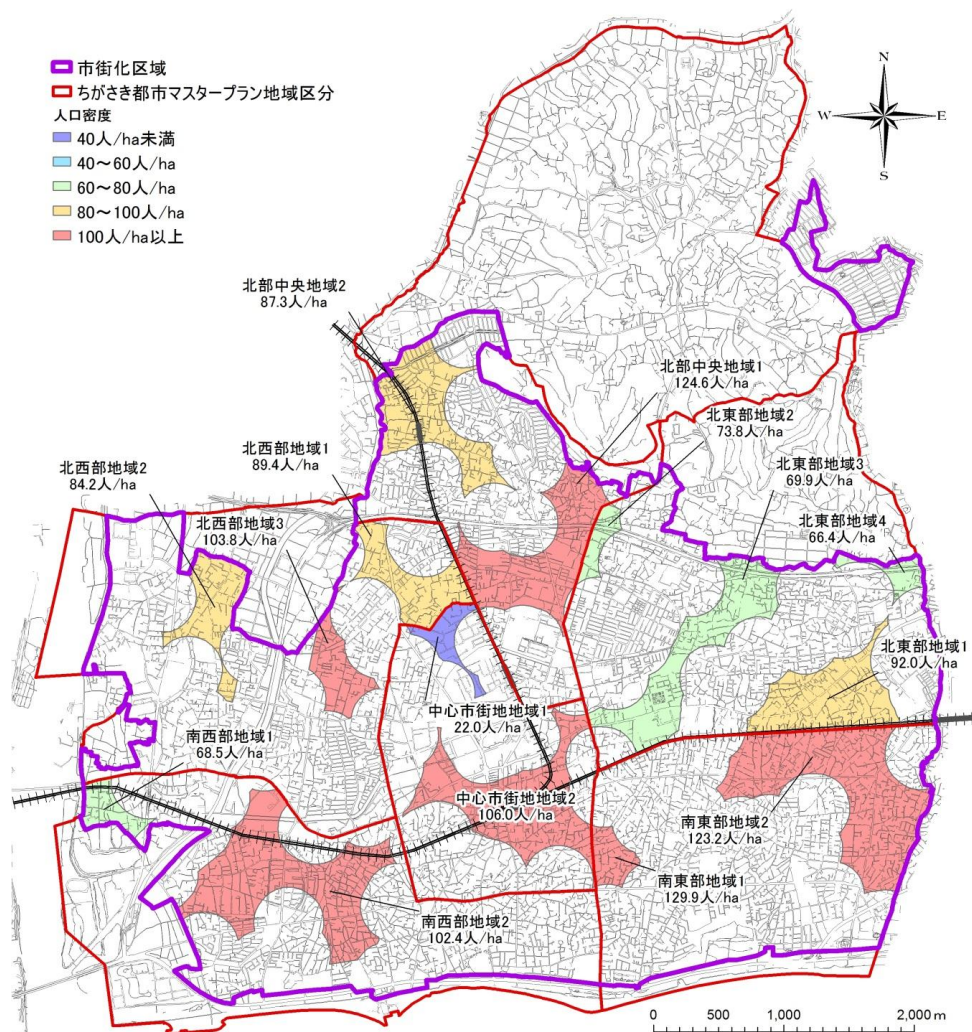
【子育て機能の分布状況】



【商業機能の分布状況】



【都市公園 カバー圏域外人口】





(10)「茅ヶ崎都市マスタープラン」と「茅ヶ崎らしさ」

これからのまちづくりを進めるうえで意識すべき「茅ヶ崎らしさ(魅力や価値)」について、平成28年(2016年)から平成29年(2017年)に実施した「茅ヶ崎市景観計画」改定にあたり、市民アンケート、転入者ヒアリング等をもとに、以下の「茅ヶ崎らしさ」「茅ヶ崎らしさを高める事項」とりまとめました。

1)「茅ヶ崎らしさ」とは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

茅ヶ崎は都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店等色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いついたら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

調査によると、海岸や里山があり、買い物もでき、しかも徒歩や自転車で行ける便利さが、茅ヶ崎の魅力となっています。この徒歩や自転車で様々なところに行けるということは、まちがコンパクトで、自然、駅周辺、商店、住宅等が近接している事により、生じる結果であると考えます。また、広域な視点で見ると、東京や横浜、江の島や鎌倉、箱根等にも比較に近く、他都市の魅力も味わえる、ちょうど良い位置に茅ヶ崎はあります。

以上のことから、人々が抱いている茅ヶ崎らしさ(価値(※)や魅力)とは、人とまちの「近接性」によるものと考えられます。市内で様々な要素に気軽に触れることができる環境により、待合せや電車の時間等を気にせず、過ごしている人々の姿や街の雰囲気、「ゆったりとした」「自由な」、「明るい」等軽やかな印象を持つものと考えられます。

茅ヶ崎が、人々にとってこれからも魅力的に映るためには、人々が抱いているイメージにあった配慮を、市民、事業者及び行政それぞれの取組において行う必要があります。

例えば、公共空間をつくる際には、明るい色彩を基本としながら、木陰の下にベンチやオープンテラスを設置する等ゆったりと過ごせるように空間的な配慮を行い、また様々な活動が気兼ねなく行えるように空間の利用方法を過度に制限することのないような配慮等があげられます。イメージにあうように取組を進めることで、「茅ヶ崎っていいね」「行きたい」「住みたい」等、より多くの共感を得ることが期待できます。





2) 茅ヶ崎らしさを高める事項

今後、高齢化による昼間人口の増加や3次活動が増えつつある状況は、仕事や家事等以外の「地域におけるイベント」、「家族、恋人、友人等と交流」、「趣味や学習」等、地域とのつながりや個人のための時間を充実させる環境や機会を創出していくこと、いわゆる地域コミュニティの充実が、これまで以上に求められていくものと考えます。

茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）を活かし、これからの時代においても、茅ヶ崎が価値のあるまちであるためには、次の3つのことが必要だと考えます。

都市マスタープランにおいては、今後の都市づくりを行う上ではこの3つを必ず意識するものとして捉え、道路や公共施設等の取組を進める必要があると考えます。

①都市機能が近接している環境を強化すること

- ・集約型の都市構造を引き続き維持するとともに、駅周辺等の拠点の機能強化を図る
- ・住宅地においても、自然、公共施設、商業施設等が近接した環境を形成する

②楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくること

- ・ユニバーサルデザイン（※）に配慮することを前提に、学習や交流等人々の営みを考えながら、楽しく、リラックスして過ごせる屋外の空間づくり（公園、道路、施設等）を進める。また、空き地や公共空間等の有効に活用し、人々が様々な活動ができる空間を創出する

③街なかの移動も楽しめること

- ・徒歩や自転車で安全に移動ができるように、歩行空間や自転車走行環境等を整えていくとともに、民有地や通り等に四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー（※）等を配し、移動を楽しむ





3. 社会情勢変化

～国ではどのような取組が進められている？～

人口減少社会及び超高齢社会等への対応

都市マスタープランの平成 20 年（2008 年）6 月の改定、平成 26 年（2014 年）3 月の一部見直し以降、都市づくりの方向に関して、国では以下のような取組の方向性が示されています。

- ◆高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸」であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が重要であるとの考え方のもと策定された構想です。

スマートウエルネスシティ構想 平成 21 年（2009 年）11 月	高齢化や人口減少を克服するため「健康」に着目した都市づくりの推進
---------------------------------------	----------------------------------

- ◆生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、今後の自然共生社会のあり方を示した国の基本的な計画です。

生物多様性国家戦略 2012-2020 平成 24 年（2012 年）9 月	生物多様性の保全と持続可能な利活用
---	-------------------

- ◆東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとの考え方等のもと制定された法律です。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 平成 25 年（2013 年）12 月	大規模自然災害等に備え国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進
---	------------------------------------

- ◆我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれるなか、都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進するため法が改正されました。

都市再生特別措置法の改正 平成 26 年（2014 年）5 月 （立地適正化制度）	「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえた都市づくりの推進
---	--

- ◆人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し策定された戦略です。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と長期ビジョンを踏まえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 平成 26 年（2014 年）12 月	人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
---	--

- ◆適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要との考え方のもと制定された法律です。

空家等対策の推進に関する特別措置法 平成 27 年（2015 年）2 月施行	適切な管理が行われていない空家等への対応
---	----------------------



- ◆人口減少社会の到来、高齢化の進展、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展していくための方向性を示した計画です。

国土形成計画 ～対流促進型国土の形成～ 平成 27 年（2015 年）8 月	「コンパクト＋ネットワーク」、「個性」と「連携」による「対流」の促進、「住み続けられる国土」と「稼げる国土」の両立、グリーンインフラの取組の推進
---	--

- ◆貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるよう国連サミットで採択された国際目標です。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の採択 平成 28 年（2016 年）1 月発効	持続可能は発展を続けていくための国際社会共通の目標
---	---------------------------

- ◆身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要であるとの考え方のもと制定された法律です。

自転車活用推進法 平成 29 年（2017 年）5 月施行	自転車活用の一層の推進
----------------------------------	-------------

- ◆公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、以下の 3 つの法が改正されました。

都市公園法の改正 平成 29 年（2017 年）6 月	都市公園の再生、活性化の推進
--------------------------------	----------------

都市緑地法の改正 平成 29 年（2017 年）6 月	民間による市民緑地の整備の促進、みどりの担い手として民間主体を指定する制度の拡充
--------------------------------	--

生産緑地法の改正 平成 29 年（2017 年）6 月	都市農地の保全と活用
--------------------------------	------------

- ◆地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、また長期にわたり拡大するおそれがある点を踏まえ制定された法律です。

気候変動適応法 平成 30 年（2018 年）●月施行 ※年内施行見通し	地球温暖化に伴う農作物被害や気象災害などの軽減
---	-------------------------



4. 都市づくりの広域的視点

～神奈川県の中で本市はどのように位置づけられている？～

本市を含む広域圏である神奈川県において、今後の本市の位置づけや展望、また、本市に期待される役割等を以下に整理します。

(1) 都市イメージ

「神奈川力構想」（平成 19 年（2007 年）～37 年（2025 年））では、県が設定する 5 つの地域政策圏のうち、本市は、湘南海岸から丹沢に至る相模川下流や境川、引地川、金目川の流域を一体として捉えた「湘南地域圏」に含まれています。「湘南地域圏」では豊かな自然環境や文化の保全・活用を図るとともに、交通ネットワークの整備とあわせた都市機能の向上や、産業拠点の整備・再生を進め、環境と共生し、豊かで活力にあふれた地域づくりをめざし、産学公の交流・連携の促進、地域循環型農業（※）の推進等に取り組むとしています。

(2) 都市構造等

「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」（平成 22 年（2010 年）11 月改定）では、本市が含まれる湘南都市圏域の都市づくりの目標を『山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生かし文化を創造する都市づくり』とし、基本方針が以下のように設定されています。

「環境共生」の方針

- 地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成
- 海と山の魅力を融合させる土地利用
- 新たな魅力を生み出す山や森林等の保全・活用

「自立と連携」の方針

- 新たなゲート：南のゲート（ツインシティ）
- 広域拠点：藤沢駅周辺、平塚駅周辺、秦野駅周辺
- 地域の拠点：茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、寒川駅周辺、湘南台駅周辺等

(3) 交通等の連携軸

「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」では、連携による機能向上を果たす連携軸を位置づけていますが、そのうち湘南都市圏域で示している軸を以下に整理します。

県土連携軸＜都市圏域間・拠点間の交流連携を促進する連携軸＞

- 相模湾軸：「新湘南バイパス」の整備・東海道貨物線の本格的旅客化
- 相模軸：相模線の複線化
- 横浜県央軸：相鉄いずみ野線の延伸

都市連携軸＜主に都市圏域内の交流を支える軸＞

- 茅ヶ崎寒川軸：茅ヶ崎駅周辺から寒川駅周辺を結ぶ相模湾軸を補完する軸
- 藤沢大磯軸：藤沢駅周辺から大磯駅周辺を結ぶ相模湾軸を補完する軸 等



*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	広域拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	新たなゲート	都市連携軸
	自然的環境保全ゾーン	地域の拠点	

出典：かながわ都市マスタープラン・地域別計画（平成22年11月改定）



また、「かながわ交通計画」（平成 19 年（2007 年）10 月改定）においては、以下のことを図るとしています。

- 相模線の複線化
- 東海道新幹線新駅設置の早期実現
- 相鉄いずみ野線の延伸
- 武相幹線（第二東名高速道路）の整備



5. 茅ヶ崎市の将来展望

～社会環境が変化する中でどのような問題をかかえている？～

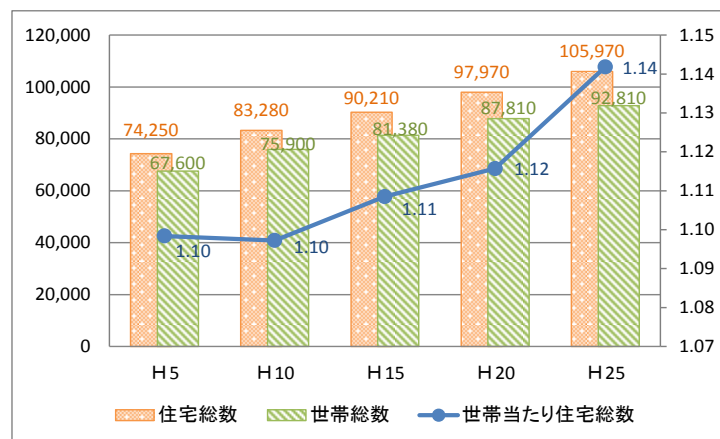
日本全体がこれまで経験したことがない人口減少、高齢社会へ突入し、都市をとりまく環境も大きく変化しつつあります。また、市民生活に大きく影響を与える社会・経済状況も日々変化しつつあります。

そこで、本市における将来の展望を予測して整理しました。

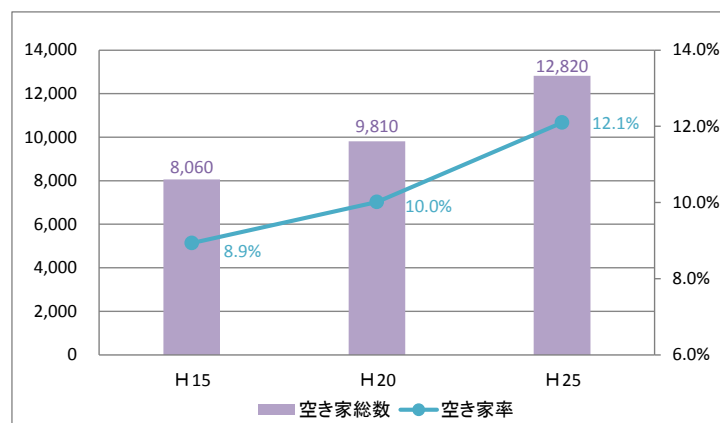
(1) 人口の減少、世帯数の増加

- 平成 32 年（2020 年）をピークに人口が減少すると予測されており、今後、労働力の減少、税収減少等、都市活力への影響が懸念されます。
- 世帯当たりの住宅総数は、平成 5 年（1993 年）から上昇し、住宅の供給過多の状況が進行しています。
- 高齢者の単身世帯の増加や人口減少等に伴い、空き家や未利用地等の増加により、住環境の低下、公共交通維持の困難等が予測されます。

【茅ヶ崎市の住宅総数と世帯数の推移】



【茅ヶ崎市の空き家総数と空き家率】



出典／住宅・土地統計調査（平成 5 年から平成 25 年）



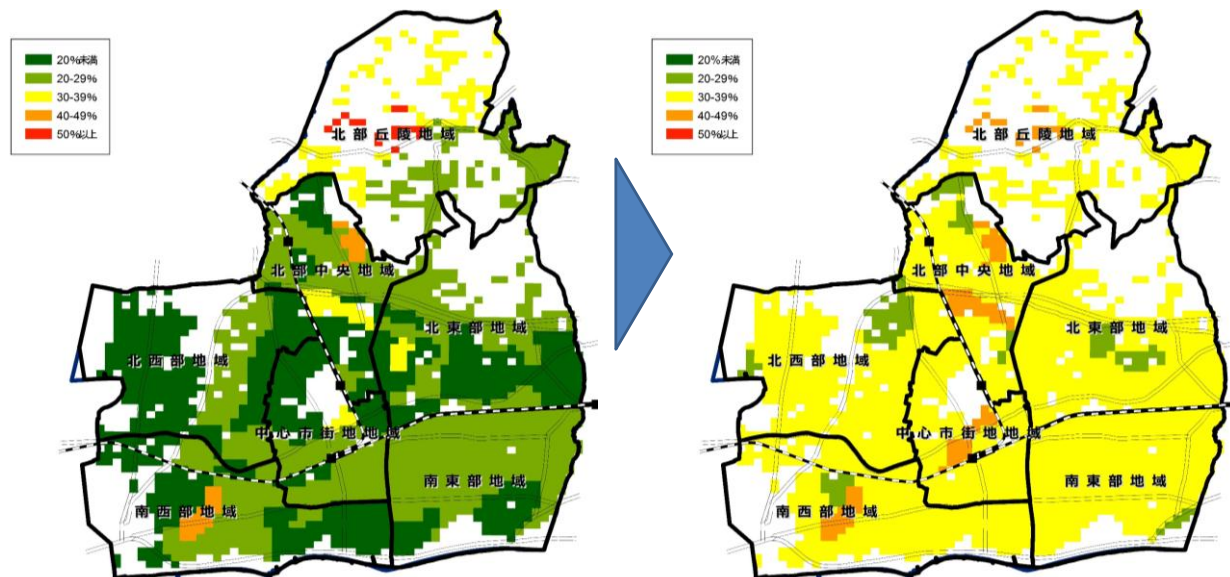
(2) 超高齢社会・少子化の進展

- 市全域で高齢化が進み、高齢者人口が増加する中で、住宅都市である本市では、昼間人口の増加が予測されます。

【65歳以上人口の割合(%)】

【平成22年】

【平成52年】



※将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）
を活用して作成（平成22年国勢調査が基準年）

(3) 広域連携、交通の利便性向上

- 広域的な道路ネットワークの整備が進み、さがみ縦貫道路の全面開通により、北関東方面から湘南地域（藤沢方面）への交通量（来街者）が増加しています。

【広域的な道路網の整備状況】

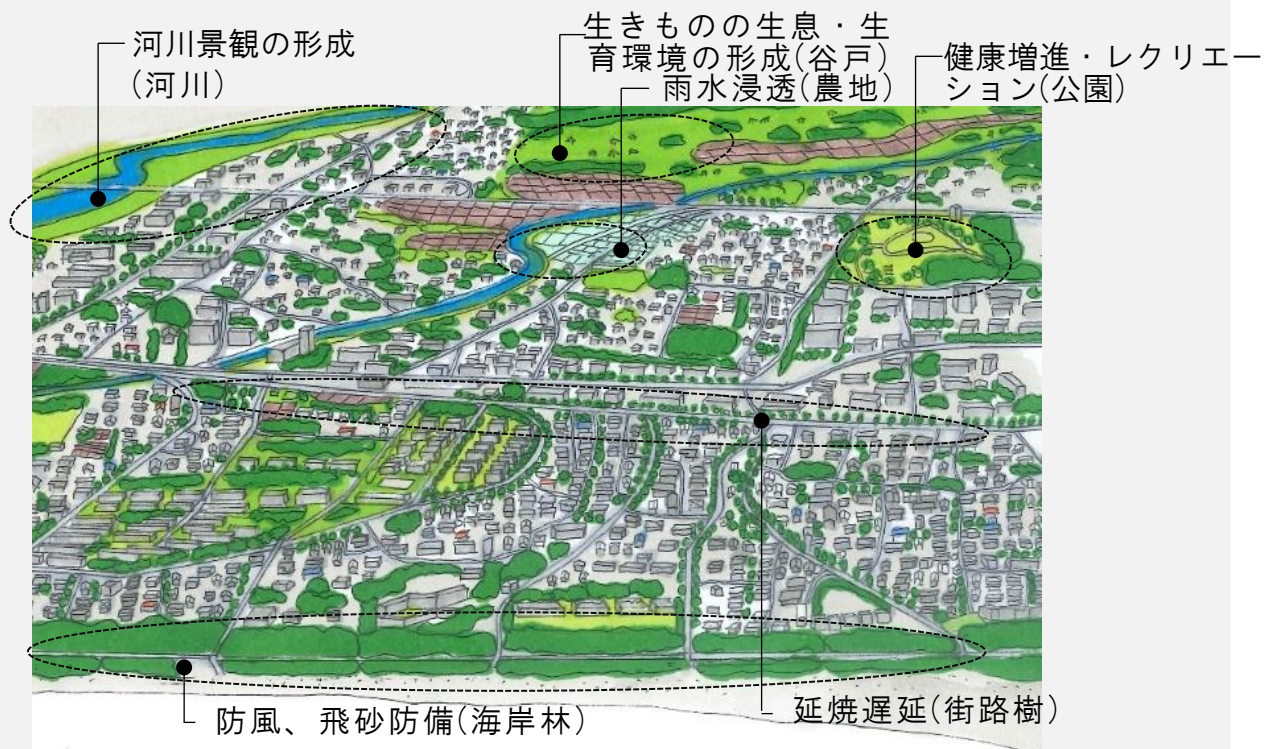


資料／国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 2016 事業概要パンフレットに加筆

(4) グリーンインフラストラクチャーの活用

- みどりは樹林や草地等と、これらと一体となった生きものの生息・生育環境であり、人々の生活を支える基盤にもなっており、みどりの多様な機能の活用が注目されています。
- 本計画では、茅ヶ崎市みどりの基本計画を受け、みどりの多様な機能と得られる効果に着目し、みどりを「グリーンインフラストラクチャー（※）」にとらえたまちづくりを推進します。
- このような取組により、良好な都市環境の形成とともに生物多様性の保全等にも貢献していきます。

グリーンインフラストラクチャーの取組の例



河川景観を形成する河川



生息・生育環境を形成する谷戸



健康増進・レクリエーション機能をもつ公園



延焼遅延機能をもつ街路樹



雨水浸透機能をもつ農地



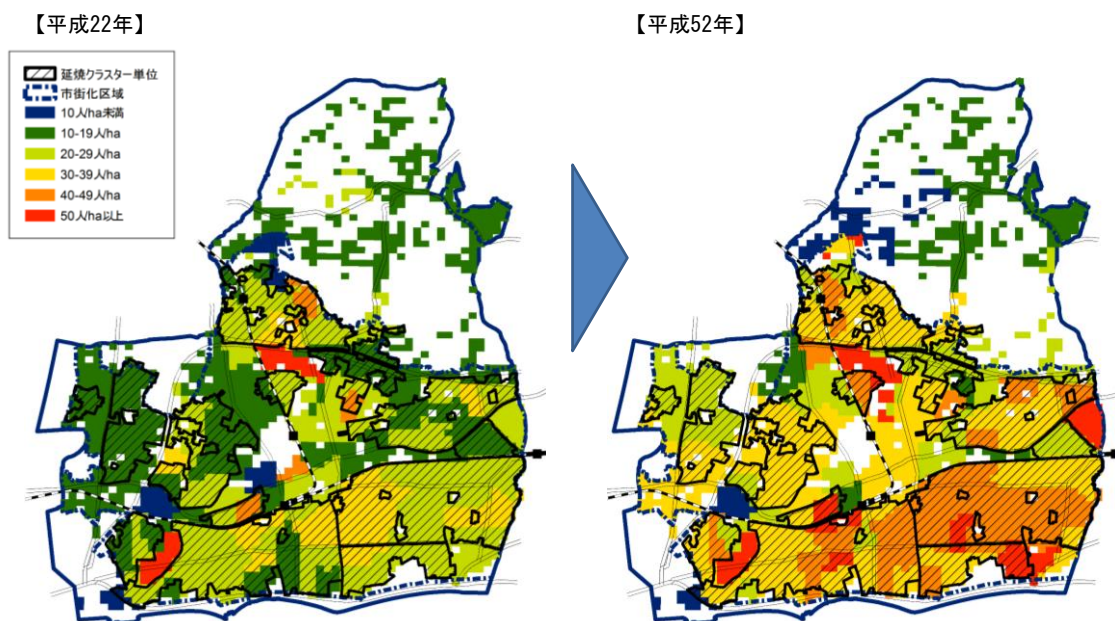
防風、飛砂防備機能をもつ海岸林



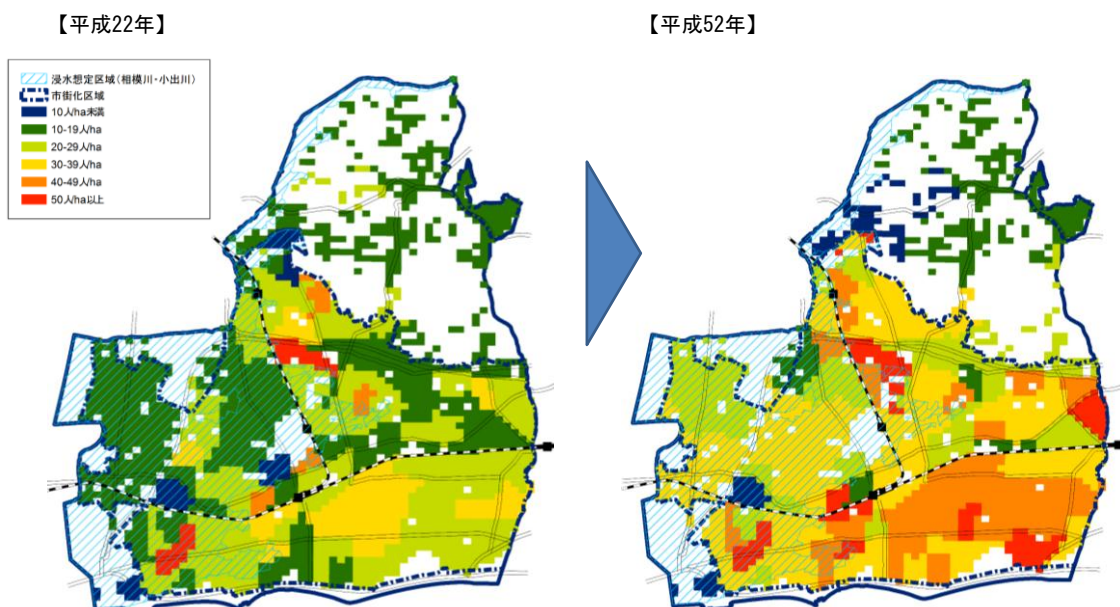
(5) 大規模災害への対応の必要性の高まり

- 大規模地震が発生した際、延焼拡大や緊急輸送路等の沿道建物の倒壊や道路の劣化に伴う閉塞等が予測されます。
- 近年の気候変動により、河川の氾濫や洪水による浸水被害が想定されます。
- 人口減少にかかわらず、将来においても相当数の人口がハザード地域内に居住していると同時に、ハザード地域内の 65 歳以上人口も増加していきます。

【クラスター（※）とメッシュ別 65 歳以上人口（人/ha）】



【洪水浸水想定区域とメッシュ別 65 歳以上人口（人/ha）】



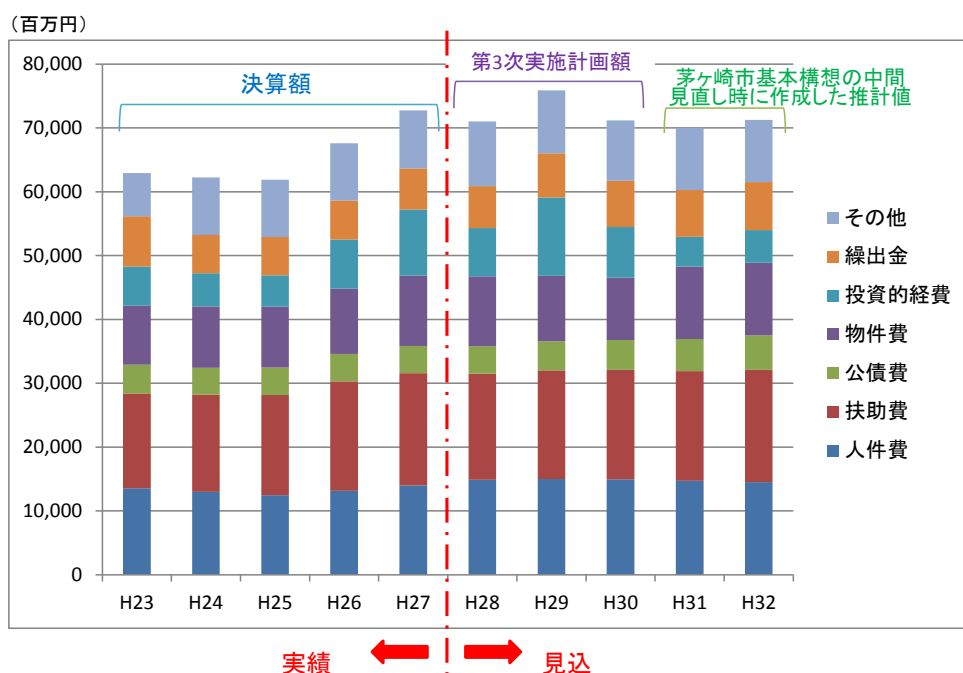
※将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）
を活用して作成（平成22年国勢調査が基準年）



(6) 厳しさを増す財政状況

- 人口の減少による労働力の減少、税収減少やインフラの老朽化への対応、都市防災力の強化が求められる中で、財政状況はますます厳しさを増していくと予測されます。
- また、今後、公債費とともに、高齢者人口の増加による医療費等の社会保障関連経費の増加が予測され、投資的経費に充てられる財源は限られてきます。

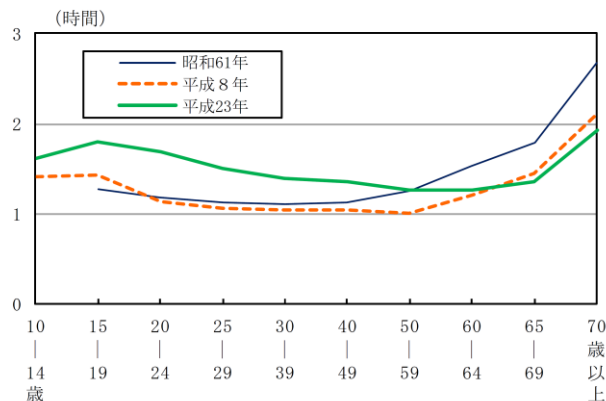
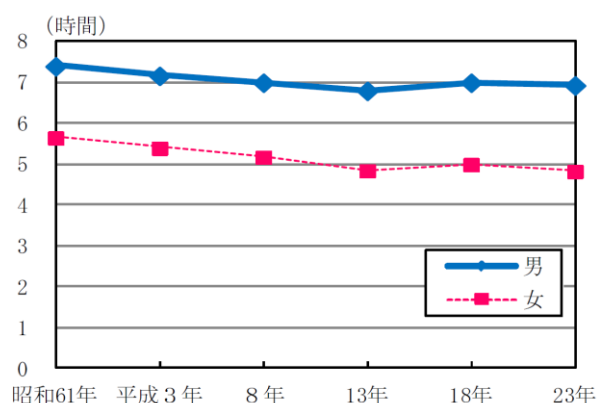
【財政の推移及び見込】



(7) 価値観・ライフスタイルの変化、多様化

- 個人の価値観に対応した暮らし方、働き方の見直し（ワークライフバランス）等の重要性が着目され、ライフステージに応じた自分らしく、心地良い生き方・暮らし方の需要が高まっています。

【一日あたりの男女別仕事時間の推移】【一日あたりの年齢階級別休養・くつろぎの時間】



出典：社会生活基本調査（総務省）



6. 都市づくりの主要課題

～都市づくりを進めるにあたりどのような課題へ対応していく？～

本市の現状、社会情勢変化、広域的視点、将来展望等を踏まえ、都市づくりを進める上での主要課題について整理しました。

(1) 人口減少・超高齢社会への対応

- 少子高齢化が進展する中、安定的な年齢階層別の人口を維持していくため、子育て環境の整備とともに、ライフステージやライフスタイルに応じた住まい方ができる快適な住環境の整備を進めていく必要があります。また、もともとコンパクトに、比較的人口密度が高く市街地が形成されている中で、人口密度の低下を好機と捉え、より快適な住環境を形成していくことが重要となります。さらに今後、空き家・空き地等の増加が予測されるため、発生予防、適切な管理や利活用等、総合的な対策を実施していく必要があります。
- 高齢化に伴う日常の身体活動量の減少と外出機会の低下が懸念される中、心身の健康の確保への取組が必要となります。都市にある様々な資源を活用しつつ、外出の機会を維持していくためにも、歩行環境や自転車走行空間の整備とともに、公共交通のサービス水準を維持し、外出先までの足を確保していくことも重要となります。

(2) 広域連携・交流のさらなる促進

- 近隣市に比べて観光客の誘引力が低い本市としては、広域的な交通の利便性の向上や、道の駅や柳島スポーツ公園の整備を契機と捉えながら、良好な住環境の保全に配慮しつつ、活力向上の視点による都市づくりが必要となります。
- 交流人口の拡大もさることながら、あわせて「活力を創出し生活を支える」という視点から産業基盤の強化に向けた取組が重要となります。

(3) 拠点の活性化と賑わいの創出

- 都市拠点の現状では、茅ヶ崎駅（北茅ヶ崎駅を含む）、辻堂駅周辺と浜見平地区は商業施設等が多く立地していますが、香川駅周辺は施設が少ないのが現状です。今後、超高齢社会、環境負荷低減等の観点から、また「コンパクトシティ・プラスネットワーク（※）」の考え方から、都市拠点の役割や重要性がより高まっていく中で、都市拠点のにぎわいの維持・向上と拠点間を結ぶネットワークの充実も必要となります。



(4) 都市空間の質の維持・向上

- 昼間人口の増加、価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、高齢者のみならず、すべての市民の暮らしを支える取組が、都市基盤の面から必要となります。その一環として、みどりの確保、防災、コミュニティ等の視点により、地域特性に応じたスペースの確保とその活用を図っていく必要があります。

(5) 都市の安全性の向上

- 都市基盤施設の長寿命化等ハード面での防災・減災対策とともに、ソフト面では防災意識の普及・啓発を含め、地域と協働した防災・減災の取組を引き続き進め、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。
- 被災後の復興に向けた体制の構築については、本市の復興(※)課題を洗い出し、事前の準備を具体化していく必要があります。

(6) 厳しさを増す財政状況への対応

- 今後も厳しい財政状況が続く中で、過去に整備された都市基盤施設が老朽化し、更新時期を迎えるため、その対応が必要となります。
- 市民、事業者、市が各々できることを考え、それぞれの役割分担の上で都市づくりを推進していく必要があります。



7. 茅ヶ崎におけるこれからの都市づくり

～都市づくりを進める上で重要なことは？～

本市では、これまで、自然環境の保全に向けた取組の他、特に住環境整備の視点では、土地利用の基本理念や基本原則を定めた「茅ヶ崎市土地利用基本条例」を平成23年（2011年）3月に制定するとともに、地域の特性にあった景観形成のため「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成22年（2010年）12月）の制定、「建築物の高さ規制区域の拡大」（平成22年（2010年）4月）、「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」（平成24年（2012年）2月）等に取り組んできました。

また、道路や下水道の整備の他、浜見平地区や辻堂駅西口周辺の都市拠点等の整備を進めるとともに、住宅に係る課題に取り組んでいくため「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定しました。交通体系の面では、自転車走行空間の整備、路線バスやコミュニティバスの利便性向上に向けた取組を推進してきました。

これらの取組は、住環境を整備するとともに都市の機能を向上していくという点で、一定の成果に結びついていると言えますが、本市の骨格を形成する道路網の整備、狭隘道路の解消、乗合交通（※）のさらなる利便性向上、公共下水道や公園整備、災害時の被害軽減と都市機能の維持を実現できる基盤づくり等、「安全・安心」「快適」「便利」の視点で、今後も引き続き都市基盤の質の向上に向けた取組を推進していかなければなりません。

また、人口減少や超高齢社会の到来に伴い、空き家や未利用地の増加、農産物の生産の場としての役割の他、多面的な機能を持つ農地の減少も予想され、新たな対応が必要となります。

さらに、昼間人口の増加、高齢者の外出機会の低下、価値観・ライフスタイルの変化、多様化等を踏まえ、今後の都市づくりを行う上で、子どもを生み育てやすく子育て層が住みやすい、またすべての市民が健康で、生きがいをもって生活できるよう、「多世代」の「交流」と「つながり」の創出が重要となってくると考えられます。

そこで、都市に必要な機能（子育て・教育環境、買物環境、移動環境等）の見直しや再構築を含め「都市基盤（※）の質の向上や産業基盤（※）の強化」を継続して推進していくとともに、新たな対応の他、「多世代」の「交流」と「つながり」を創出する仕掛けとして、地域ごとの特性を踏まえた、まちなかで過ごせるような居場所を多くつくります。そして、子どもや親、お年寄りをはじめ様々な人が外出し、思い思いの時間を過ごすことにより、新たな発見や出会いが生まれ、まちの賑わい、地域経済の活力向上につながることで、「茅ヶ崎での暮らしの質の向上」を図ります。



「都市基盤の質の向上や産業基盤の強化」や「新たな対応」、「茅ヶ崎での暮らしの質の向上」に係る取組を推進していくにあたっては、人々にとってこれからも茅ヶ崎が魅力的に映るために、以下の「茅ヶ崎らしさ」を高める３つの事項を意識した都市づくりを行う必要があり、市民・事業者・行政が各々意識し、また地域ごとの特性を活かし、できることを協働（地域コミュニティの育成と充実）しながら、進めていきます。

このように都市づくりを展開していくことで、「茅ヶ崎がより価値あるまちになり、まちの中では誰もが自分らしく、その時の気分で思い思いの時間を過ごしている。そして、多世代が交流し、つながり、共生できるまち」をめざします。

＜『茅ヶ崎らしさ』を高める事項＞ ※意識すべき３つの視点

①都市機能が近接している環境を強化すること

本市は、海岸や里山、お洒落な商店等魅力的なものが、コンパクトなまちに詰め込まれています。

この特徴を活かし、核となる拠点には市民が必要とする機能を集約し、徒歩・自転車や公共交通で行けるようにします。さらに、今後増加が予測されるオープンスペース等においては、住宅を建築して人口を増やすだけでなく、人が行きたくなる通りや広場、都市拠点とします。

- ・・・集約型の都市構造を引き続き維持するとともに、駅周辺等の拠点の機能強化を図る。
- ・・・住宅地においても、自然、公共施設、商業施設等が近接した環境を形成する。



駅前の公園と一体的に整備された公共施設



②楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくること

本市は、海岸や里山、お洒落な商店等魅力的なものがたくさんあり、そこでの過ごし方も魅力の一つであり、重要です。そのため、更に、誰もが楽しく、リラックスして過ごせるように意識して、空間整備することが重要です。

．．．．．ユニバーサルデザインに配慮することを前提に、学習や交流等人々の営みを考えながら、楽しく、リラックスして過ごせる屋外の空間づくり（公園、道路、施設等）を進める。また、空き地や公共空間等の有効に活用し、人々が様々な活動ができる空間を創出する。



住宅地の中にある小さな公共的空間



自由に過ごせる大きな公共空間

③街なかの移動も楽しめること

本市は、徒歩や自転車で移動しやすい平坦な地形特性があります。この特性を活かし、目的地へ行くまでの移動環境においても、ただ安全に移動するだけでなく、快適に楽しく感じられるように意識して、移動環境整備することが重要です。

．．．．．徒歩や自転車で安全に移動ができるように、歩行空間や自転車走行環境等を整えていくとともに、民有地や通り等に四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー等を配し、移動を楽しむ



移動が楽しくなる街路樹やサイン



<イメージ図（仮）>

茅ヶ崎をより**価値あるまち**にし、様々な人に、色々なまちの使い方をしてもらい、
「多世代が交流し、つながり、共生できるまち」をめざす

そのために・・・

➤「安全・安心」「快適」「便利」の視点で都市基盤の質の向上

➤ 社会情勢変化への対応

＋『**茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）**』を高める都市づくり

【将来都市像】

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」

～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

をめざす





第3章 将来都市像



第3章 将来都市像

～こんな都市をめざします～

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

温暖な気候の下で屋外での生活を楽しみながら、豊かな自然や利便性の高い都市機能等の多様なまちの魅力をライフスタイルに応じて使い分けることができ、また、様々なライフステージの人々がお互いに支えあいながら、いきいきと活躍できる都市をめざします。

私たち（市民・事業者・行政）は、めざすべき将来の都市のイメージを共有し、その実現に向けて一緒に都市づくりを進めます。

『将来の都市のイメージ』

小さなまちだけど、このまちには海や里山、魅力的なお店やまちなかの公園等出かけたくなる場がたくさんあって、その時の気分を使い分けられる。

しかも、そのどれもが居心地がいいから、リラックスできる。

そして、そんな場所が徒歩や自転車で行くことができる距離にあるから、時間を気にせず気軽に出かけられるし、移動中も風や樹木等から季節を感じたりできて楽しい。

だからこのまちの日常には、ベンチで読書したり、友人と買い物を楽しんだり、徒歩や自転車でまちを散策したりしながら、ゆったりと自由にそれぞれの時間を楽しむ老若男女の健やかな姿がある。

このまちには、平日・休日に関係なくいつも色んな人がいるから、まちに賑いがある。

駅の周辺では、ショッピングを楽しんだり、趣味を楽しんだり、学びを深めたりしている。

住宅地の周辺では、お年寄りから子どもまで幅広い人たちのふれ合いの場がいくつもあって活気があるし、地元の商店街は地域の人たちで賑わっている。最近もまた、新しいお店が増えた。



そうした暮らしの中で、人々が出会い、交流し、いつしか繋がりが生まれている。
そして、そんな日々の積み重ねの中で、性別や世代やバリアを越えた支えあいの基盤が自然と築かれている。

自分らしくゆったりと自由に過ごせる環境と、人々の支えあいの基盤の中で、若者は自分に合った働き方をしながら生き生きと子育てを楽しんでいるし、高齢者は自分の経験を活かして地域貢献をしたり働いたりしながら、生きがいをもってセカンドライフを楽しんでいる。

そして、そうした大人の姿を見た子どもたちは、これからもずっとこのまちに住み続けたいと感じている。

※イラスト



第4章 全体構想



1. 基本理念

～今後の都市づくりで意識すること～

- ユニバーサルデザイン（※）に配慮し、市民生活の「安全性」「快適性」「利便性」を支えるとともに、地域や経済の活力の創出と、人々の支え合いの基盤の構築を推進します。
- 環境に配慮するとともに、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉えて活用します。
- 『茅ヶ崎らしさ』を高める事項」を市民・事業者・行政が共有して、まちを育むことで多世代が共生できる都市をめざします。

2. 都市づくりの目標

～将来都市像を支える3つの目標～

将来都市像の実現に向けて、「基本理念」を踏まえた3つの都市づくりの目標を設定します。

それぞれの目標は、一つひとつ独立して達成されればよいものではなく、相互に連携・補完する関係性を持つもので、市民・事業者・行政の連携のもと展開していきます。

目標1 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～

本市は、海岸や河川、農地等の市民が魅力に感じる豊かな自然環境と様々な都市機能がバランス良く近接している都市空間が形成されています。この都市空間の中での自分らしく心地良い暮らしの積み重ねにより、様々な文化が培われてきました。

今後は、高齢化率の高まりとともに昼間人口の増加が予測されます。また、働き方改革等の影響により、多くの時間を本市で過ごす人が増加すると予測されます。

こうした変化を踏まえ、豊かな自然環境やこれまで培ってきた文化や自分らしく心地良く暮らしていける環境を大切にするとともに、みんなでまちの資源の質の向上を図り、魅力的な都市空間を形成して次世代へ継承します。





目標2 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり ～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～

さがみ縦貫道路の開通等による広域的な交通の利便性の向上により、今後はより広範囲から本市を訪れる人が増加すると予想されます。こうした中、柳島向河原地区では道の駅や柳島スポーツ公園等の集客施設の整備を進めており、また、萩園字上ノ前地区ではインターチェンジ付近というポテンシャルを活かした産業系土地利用への転換を進めています。

こうした状況を踏まえ、地域と経済の活力をさらに向上させるために、鉄道駅を中心とした都市拠点（茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺）や生活・防災拠点（浜見平地区）においては商業・業務・サービス機能・行政機能等の充実を図り、また、里山や国道134号沿道においては自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人々が交流を育むことができる施設の整備を進めます。

さらに、それらを快適で楽しめる移動環境でつないで人の流れを作ることで、市民・来街者の消費活動を促進するとともに、身近な場所における市民の就労機会の創出を図ります。こうした取組は、地域や経済の活力向上のみならず、まちの資源を再発見し、その質を向上させていこうとする機運やまちに対する愛着の醸成にも繋がります。

また、住宅地においては、地域の人々が集まりやすい場所やオープンスペースを活用した交流・活動の場の創出により人と人とのつながりがある都市をめざします。

目標3 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上し質の高い暮らしができる住環境に～

これまで本市では環境に配慮しながら、「安全・安心」、「快適」、「便利」の視点から都市づくりを推進してきました。こうした考え方は今後も必要であるため、新たな社会情勢の変化に対応しながらも、引き続き継承していきます。

「安全・安心」については、地震や水害等の災害対策や地域の防犯対策の強化とともに、今後、増加が予想される空き地や空き家対策等も重要となってきます。

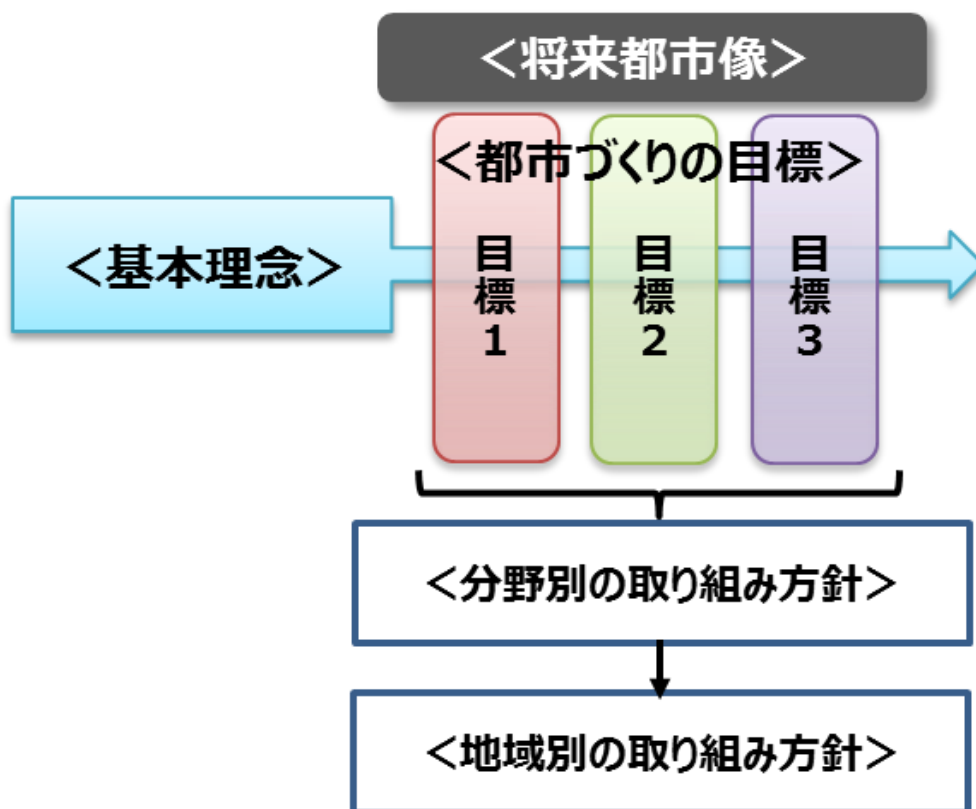
「快適」については、徒歩や自転車で快適に移動できる環境づくり、魅力ある居心地のよい公共空間の創出、暮らしに潤いをもたらすみどりの保全・再生・創出等が重要です。

「便利」については、地域特性に応じた日常生活に必要な都市機能を住宅地周辺に配置するとともに、乗合交通・鉄道の利便性向上や道路網の整備が重要となります。

こうした視点で、まちを再点検し、日常生活に必要な都市機能を向上させて質の高い暮らしができる住環境の形成をめざします。



＜体系イメージ図（仮）＞





3. 将来都市構造

～これからの都市づくりの骨格となるものを表現すると？～

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」の実現に向けて、北部丘陵、農地、河川や海岸等のみどりの保全・整備をめざします。また、都市機能を支える幹線道路網の整備を推進するとともに、茅ヶ崎駅をはじめとする鉄道駅を中心とした都市拠点、生活・防災機能を持つ拠点、海岸や緑地等の豊かな自然・景観を活かした交流拠点、景観拠点の形成をめざします。

(1) 水とみどりのつながりの形成

海岸、河川や丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。

そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」として形成し、豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備をめざします。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざします。

(2) 幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道1号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線道路網を、格子型に結び、骨格道路の形成をめざします。広域的に都市間を連絡する国道134号は、柳島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場であることから、「広域交流軸」として位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ヶ崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換をめざします。

(3) 都市拠点と生活防災機能を持つ拠点、交流拠点、景観拠点の形成

茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置づけ、これまでの都市づくりを促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置づけ、機能を拡充していきます。

また、自然環境や歴史的資源の保全を含め、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位置づけるとともに、商業・サービス機能や行政機能の集積がみられ、特に景観形成を図るポイントについては「景観拠点」として位置づけます。



4. 分野別の取組方針

4-1 土地利用の方針

～多様なライフスタイルを支えるまち～

4-1-1 土地利用の現状

- 本市は都心部から電車で 1 時間程度で移動できる距離にあり、海や山等の自然に恵まれた住宅都市です。
- 市街化区域の人口密度は近隣市町と比べると高く、また、鉄道駅を中心に適度に都市機能が集約されています。
- 快適な住環境の実現のため、建築物の高さや敷地面積の最低限度に関するルールを定め、建築時に適正な誘導を行っています。
- 多様な都市機能の充実化や本市の活力を創出するため、便利で快適な生活を支える拠点の形成を進めています。
- さがみ縦貫道や国道 134 号等の広域的な幹線道路の整備を受け、新たな交通が創出されています。





4-1-2 目指す方向と考え方

～多様なライフスタイルを支えるまち～

- 「自然環境」、「住宅地」、「都市拠点」等を適正に配置し、住みたい、住み続けたいまちをめざします。
- 住宅地は、快適な環境を守りつつ、あわせて生活の質の向上のために、生活に必要な都市機能や人と人が交流できる場が身近にあるまちをめざします。
- 生活に必要な都市機能のみならず様々な都市機能が集約し、居心地の良い時間を過ごすことができる拠点の形成をめざします。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人と人が交流を育むことができる拠点の形成をめざします。

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

- 自然環境、住宅地、業務地等において、各地域で培われた特性を生かしたまちづくりをめざします。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

- 都市拠点においては都市機能の集約を誘導していくとともに、交流拠点においては訪れたくなる環境づくりをめざします。



4-1-3 土地利用の方針

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度（※）を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な日常サービス施設（※）の維持・整備をめざします。
- 工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたくなる環境づくり

- 魅力ある空間整備を進めることにより、人々が訪れたくなる拠点の形成をめざします。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人が交流を育むことができる施設の整備を進めます。



4-2 交通体系整備の方針

～楽しく快適に移動できるまち～

4-2-1 交通体系整備の現状

- 高齢者の増加に伴い公共交通への期待は高まっており、持続可能な交通網の形成が重要な課題となっています。
- 「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定し、民間事業者等と連携して事業を推進するとともに、歩行者空間については、歩道の整備や段差の解消等を進めています。
- 自転車の走行環境づくりは、「第2次ちがさき自転車プラン」や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車走行空間の整備やサイクルアンドバスライドを設置しています。
- 乗合交通については、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進に係る取組を実施しています。平成14年（2002年）にコミュニティバスの運行を開始し、住民ニーズを把握しながら、運行の改善を実施しています。また、北部地域においては予約型乗合バスの運行を平成25年（2013年）から開始しました。
- 鉄道交通については、相模線の複線化を目指した調査研究活動等を通し、国や鉄道事業者への要望活動を実施しています。





4-2-2 目指す方向と考え方

～楽しく快適に移動できるまち～

- 足を運びたくなる拠点の形成とともに、それらをつなぐ移動環境として、歩行者・自転車・公共交通を主体としたバランスのとれた交通体系の形成をより一層推進します。
- 過度に自動車に依存しなくても移動ができ、かつ移動しやすい交通体系の形成をより一層推進します。
- 移動そのものが、健康づくりや人との交流、まちの資源の発見等につながるような暮らしを楽しむことができる移動環境の形成をめざします。

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

- 交通の基礎となる都市の骨格的な道路の整備とともに、それらを補完する市道の整備に努めます。また、市が管理する道路・橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

- 環境面への配慮から、また、高齢者等の移動手段を確保するため、公共交通を状況に応じて選択することができる環境を形成していきます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

- 日々の移動が楽しく、外出意欲が増すような交通体系及び歩行空間、自転車走行環境の形成をめざします。



4-2-3 交通体系整備の方針

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるような利用環境の形成に努めます。
- 都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

○鉄道の輸送力増強

- 東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線については、ツインシティ構想（※）を考慮しつつ、（仮称）西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。



(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。



4-3 自然環境保全・緑地整備の方針

～人と生きものが共生するみどりのネットワーク～

4-3-1 自然環境保全・緑地整備の現状

- 本市のみどりは北部丘陵や海岸、河川、農地、公園・街路樹・住宅地に残された樹林等のまちのみどりから構成されています。
- 平成 20 年度（2008 年度）頃までは農耕地の減少等により緑被率（※）が低下しましたが、平成 20 年度（2008 年度）以降は微減傾向です。
- 地域の専門家や市民の協力を得て、自然環境評価調査（※）を実施し、生きものの生育・生息状況を定期的に把握しています。
- 重要な自然環境を保全するため、特別緑地保全地区（※）を指定しました。（清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区）
- 市街地のみどりを維持・保全するため、保存樹林・保存樹木の指定や、生け垣の築造への助成、グリーンバンク等の取組を実施しています。
- 本市のみどりの将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を平成 30 年度（2018 年度）に見直しました。





4-3-2 目指す方向と考え方

～人と生きものが共生するみどりのネットワーク～

- 心を豊かにし、生活を支えるみどりの充実をめざします。
- 生物多様性を保全し、次世代へ継承します。
- みどりを多様な機能を持ったグリーンインフラストラクチャーにとらえ、市民との協働により、みどりのネットワークを形成していきます。

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

- 公園整備の推進とともに、公共施設、民有地、農地、河川、海岸等の身近なみどりの保全・再生・創出を進めます。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

- 特に重要度が高い自然環境の保全とともに、生態系ネットワークの形成を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

- 市民や事業者等と連携しながら、みどりの保全に関する活動を進めます。



4-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 樹林や農地、公園・緑地等のみどりと一体的に連続した河川のみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 北部丘陵や河川・海岸・農地・まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。



- 自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷(しみずやと)や柳谷(やなぎやと)等を生態系ネットワークの核（コア）として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成をめざします。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。

（３）みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。





4-4 都市景観形成の方針

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

4-4-1 都市景観形成の現状

- 本市の景観的特徴は、自然環境と重要な文化財がまとまっている北部丘陵地域、住宅地、史跡、田畑等様々な顔を見せる中部地域、相模湾に面し旧別荘地等の面影を残す海岸地域、商業・業務及び行政機能が集積する中心市街地と、4つのゾーンに分かれています。
- 景観計画では、各ゾーンの特徴を踏まえ、各ゾーンの景観の骨格をつくる所を、景観拠点、景観ベルト、景観ポイントに設定し、景観形成の方針を定めています。
- 景観拠点については特別景観まちづくり地区に、景観ベルトや景観ポイントについては景観資源に指定し、景観形成を進めています。
- 景観拠点、景観ベルト、景観ポイントで行われる事業等については、民間の大規模な土地利用等も含め、景観協議を行っています。
- 街を彩るサインについては、平成23年（2011年）に制定した茅ヶ崎市屋外広告物条例と、平成27年（2015年）に策定した茅ヶ崎市公共サインガイドラインにより街なみに調和したサインの規制・誘導を進めています。
- 景観形成を市民主体で進めている景観まちづくり市民団体等の活動を支援しています。





4-4-2 目指す方向と考え方

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

- 人口・世帯減少、高齢化等の社会状況の変化とともに、3次活動(※)に費やす時間が増える等人々の生活スタイルが変化しています。人それぞれの生活スタイルに応じて、街なかで心地よく過ごすことができる居場所をつくるのが本市の景観まちづくり(※)です。様々な資源を活かし、遊び、会話、食事等の多様なシーンを楽しむことができる空間づくりを進めます。

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

- 歴史的遺産、眺望景観等を財産として守り、次世代への継承をめざします。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

- 散歩を楽しんだり、人と交流したり、リラックスできる空間を創出することにより、屋外の生活を楽しむことを文化として定着させることをめざします。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

- 空間デザイン等表面的な部分だけでなく、空間の利活用、ソフト面での取組等の魅力を創出する工夫を取り入れながら、景観まちづくりを進めます。



4-4-3 都市景観形成の方針

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証（※）を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、それらについて学び、楽しめる空間づくりを進めます。
- 遺産を活用した新たな活動を展開により、北部の文化的価値の向上をめざすとともに、市内外への魅力の発信を進めます。
- 歴史的価値のある建造物の保存・活用や、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間（※）、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。



- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。





4-5 住環境整備の方針

～心地よく・住みよいまち～

4-5-1 住環境整備の現状

- 本市は、高度経済成長期に急激に人口が増加し、住宅都市として急激に成長した結果、急激なまちの成長にインフラ整備が追いつかず、計画的な市街地整備や道路整備が行われないまま市街地が拡大しました。
- 平成 20 年（2008 年）のちがさき都市マスタープランでは、快適な住環境の整備、衛生環境の向上と水質保全、浸水被害の軽減・解消、地域の防犯力の向上、防犯に配慮した市街地環境の形成を住環境整備の方針として位置付け、施策を推進してきました。
- 少子高齢化が進んでいく中で、住宅に係る課題に取り組んでいくため、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定するとともに、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」及び「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定しました。
- 市民満足度調査等の結果によると、住環境整備の達成度合いはまだ十分でない状況です。
- 道路・下水道・公園の整備、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備がまだ十分でない状況です。
- 人口減少に伴う住宅の余剰、高齢化の進展による相続の発生や施設入所者の増加等により、今後、空き家・空き地等のさらなる増加が予測されます。





4-5-2 目指す方向と考え方

～心地よく・住みよいまち～

- ライフスタイルやライフステージに応じて、「心地良く・住みよいまち」で暮らしていけるよう、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」や「茅ヶ崎市空家等対策計画」、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に基づき、住環境の維持・向上をめざします。
- 今後増加が予測される空き家・空き地等については、地域の課題とならないよう住環境の保全をめざします。
- 道路・下水道・公園等の都市基盤整備を引き続き進めます。
- 地域の防犯力の向上や防犯に配慮した市街地環境の形成により、安全・安心な住環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者等を含めたすべての市民が地域で安心して暮らせる住環境づくりを進めます。
- 個別の建築物については、安全面で耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善、耐久性や省エネルギー、デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

(1) 快適な住環境の形成

- 今後増加することが予測される空き家・空き地等への対応を進めます。また、快適な住環境の形成のために都市基盤整備を引き続き進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

- ハード・ソフト面の防犯対策とあわせ、誰もが安心して地域で住み続けられるよう、生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。また、既存住宅の耐震化・不燃化・バリアフリー化や、耐久性や省エネルギー等の品質と性能が高い住宅の供給を促進します。



4-5-3 住環境整備の方針

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理並びに空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あい}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を進めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。



○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善（※）と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。





4-6 都市防災の方針

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち（※）～

4-6-1 都市防災の現状

- 本市は、高度経済成長期に人口が急増し、住宅都市として急激に成長した結果、まちの成長にインフラ整備が追いつかず、計画的な市街地整備や道路整備が十分に行われないまま、市街地が拡大しました。
- 平成 20 年度（2008 年度）に実施した地震による地域危険度測定調査では、木造住宅が集積する延焼リスクが高いクラスター（延焼運命共同体）が存在しており、大規模地震時に延焼リスクが高い市街地が市内に広く形成されていることが分かりました。特に、東海道本線南側の地域では、約 1 万棟で構成されるクラスターが近接して存在していることが判明しました。
- 大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の構築が必要であるとともに、近年の大震災の経験から、自らの生命を守るためには自助・共助の重要性がクローズアップされており、市民一人ひとりの防災意識の向上と、地域が主体となる防災活動の強化支援を行ってきました。
- 以上のことから、大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の整備や体制の構築を進めるとともに、防災まちづくりワークショップの実施等をととして、自助・共助・公助の取組を進めてきました。
- また、被災後の速やかな復興のために、平常時から復興の考え方や進め方をあらかじめ整理するために復興事前準備（※）の検討に着手しました。





4-6-2 目指す方向と考え方

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

- 地域危険度測定調査等の市街地の災害リスクとその変化を把握し、災害時における物的・人的被害を軽減させる取組を進めるとともに、災害リスクが高まりそうな市街地に対しては未然に防止する取組に努めます。
- 災害時の避難行動や消防等の応急対応活動、復旧活動を支える都市機能（避難生活機能、交通機能、防災拠点機能等）を被災後も維持できる都市づくりを進めます。
- 速やかな復興への移行のために、災害によって、都市の機能や建物等に被害が生じた場合の応急・復旧対応と連動した取組をめざします。
- これらを進めるためには、地域社会と市民の協力が不可欠です。そこで、災害に備えた地域社会の実現に向け、自助・共助による取組を促進します。

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

- 災害時の被害を軽減するため、災害に強い都市基盤の整備をめざします。また、被災後に必要となる様々な都市機能が維持されるよう整備を進めます。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

- 被災後に速やかに復興に向けた行動がとれるように、平常時から被災後の復興を想定した取組を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

- 市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自治会や自主防災組織等と連携した地域による共助の体制づくりを促進します。



4-6-3 都市防災の方針

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 狹隘^{あい}道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場までを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、市が管理する千ノ川や駒寄川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。





(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、災害リスクが高いエリアを先行して国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

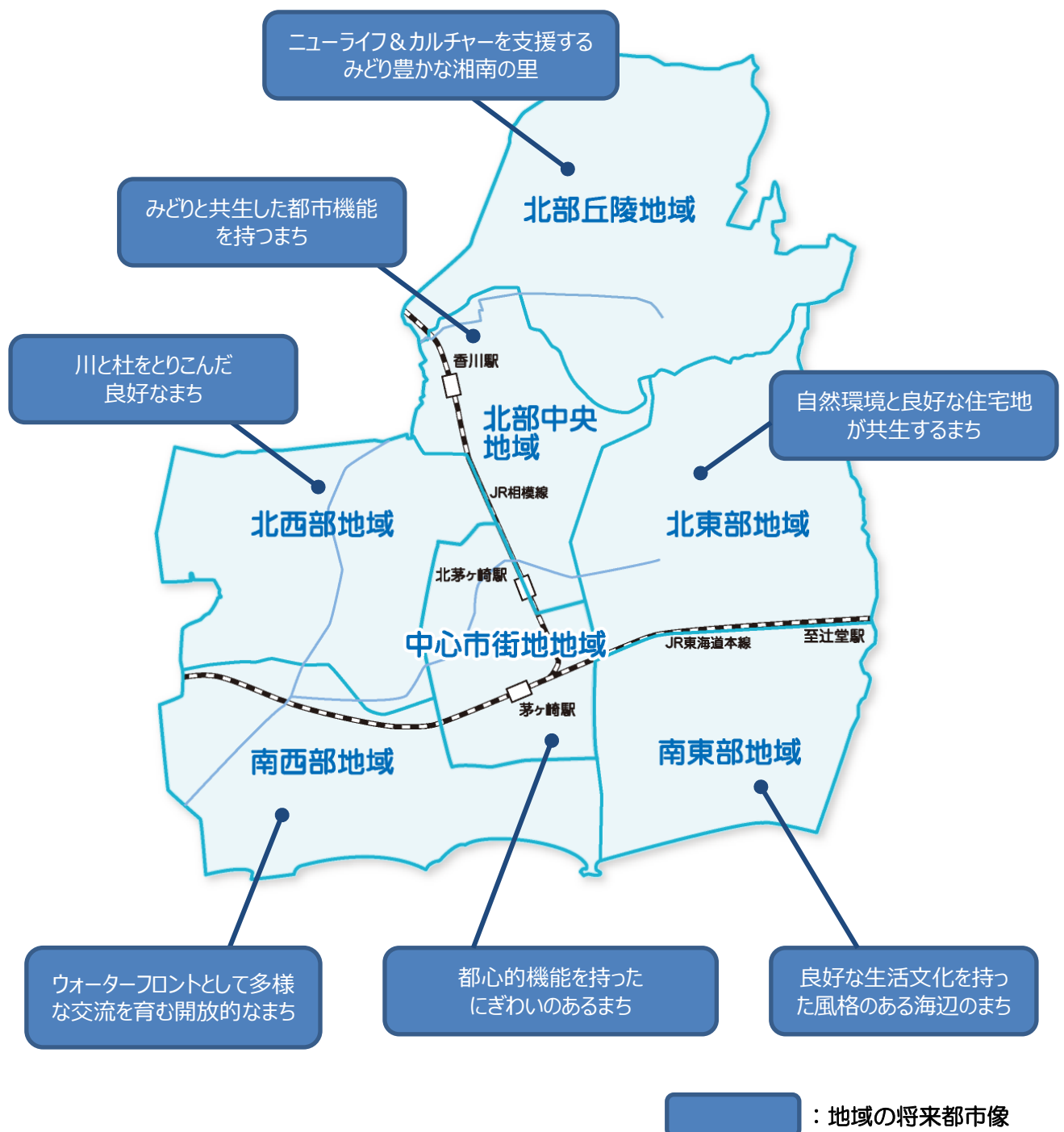


第5章 地域別構想



1. 地域区分

地域別の取組方針は、①地形等の自然的条件、②土地利用としてのまとまりや一体性、③鉄道や幹線道路等の配置、④平成20年（2008年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の地域区分等を総合的に勘案し、以下の7地域に区分して都市づくりの方向性を決めました。





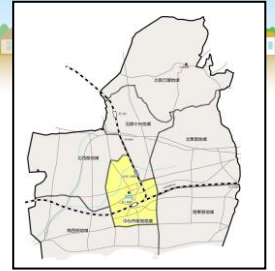
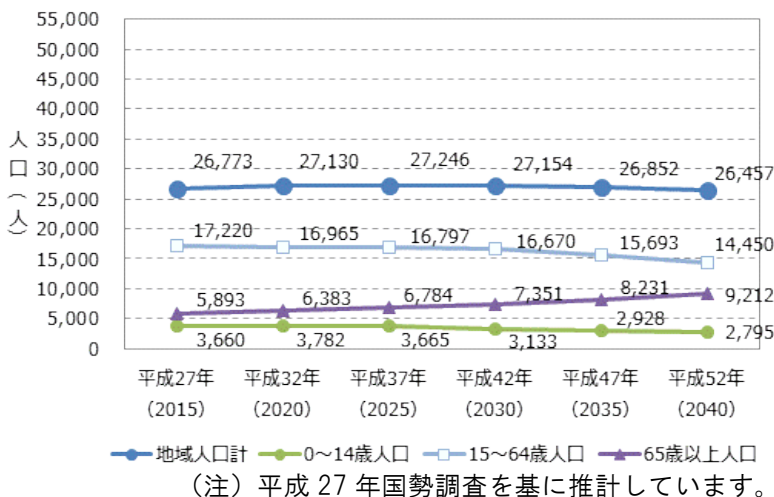
2. 地域別取組方針

2-1 中心市街地地域の都市づくりの方向

2-1-1 地域特性

- 中心市街地地域は、地区の約41%強が住宅用地、工業・運輸用地が19%弱、商業用地が9%弱を占めており、**他の地域と比べると**工業・運輸用地、商業用地の割合が高い地域となっています。
- 茅ヶ崎駅を中心に商業系用途地域となっており、その周囲を住居系用途地域、工業系用途地域が囲む都市形態となっています。また、行政機能が集積する地域となっています。
- 鉄道では、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅の鉄道駅があり、中でも茅ヶ崎駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバス えぼし号の路線も整備されており、公共交通の中心となっています。
- 年齢別人口構成は、30～40歳代と0～4歳が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。

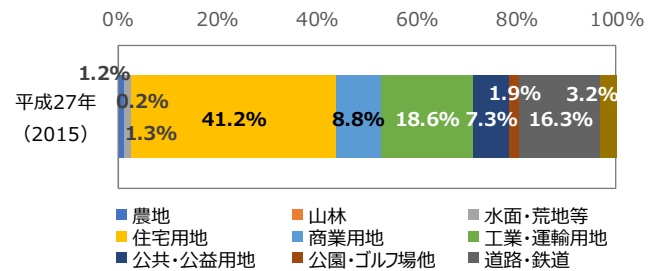
◆参考 将来人口の推移◆



《地域を構成する主な用途地域》

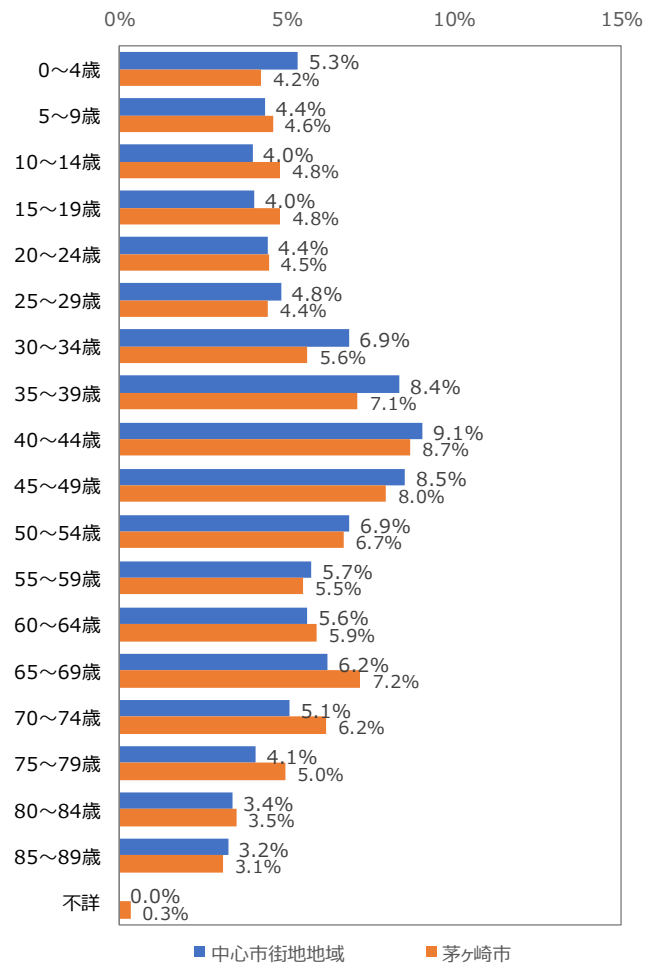
- ・ 住居系用途地域
- ・ 工業系用途地域
- ・ 商業系用途地域

◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年国勢調査



2-1-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 多様な機能を持つ本地域は、住民・商業者・事業者等様々な人々がまちづくりの主体となり、かつ、連携しながら、生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域の貴重な自然環境である北部を流れる千ノ川は、保全・整備をめざします。
- 地域内に存在する住宅地では、住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 茅ヶ崎駅周辺については、市民生活を支える商業・サービスの機能を充実するとともに文化施設や医療施設等の多様な機能を持つ市街地の維持・向上をめざします。
- 北茅ヶ崎駅に近接する工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業の保全（※）に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺は、都市基盤施設の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実に努めます。
- また、市役所周辺の行政拠点地区は、中心市街地の活性化と市民生活の利便性の向上を図るため、都市計画制度の活用等を行いながら、行政や防災、文化教育機能の充実を進めます。

○訪れたくなる環境づくり

- 茅ヶ崎駅周辺は、建物更新にあわせて、敷地の共同化（※）等により公共空地の創出を図り、人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間整備を誘導します。また、茅ヶ崎市役所庁舎跡地の広場整備や中央公園の再整備では、魅力ある憩いの空間整備を進め人々が訪れたくなる拠点の形成をめざします。



交通体系整備

(1) 安全で快適な交通の基盤づくり

○幹線道路等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、新国道線、東海岸寒川線、中海岸寒川線（環状道路）の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。
- 北茅ヶ崎駅の整備に向けた取組を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。



- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出をめざし、景観計画や関係審議会との協議を踏まえた緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に努めます。



(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する千ノ川とその支流や中央公園等のまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。



(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- エメロードや茅ヶ崎中央通り等それぞれの通りに相応しい沿道景観の形成を進めます。また、行政拠点地区の整備や開発行為に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える機能を公開空地や公共空間に創出します。
- 海岸の雰囲気伝え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、海の雰囲気や店が作り出す個性あふれる、にぎわいのある沿道景観を形成します。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。



○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あい}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あひ}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、市が管理する千ノ川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら地籍地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



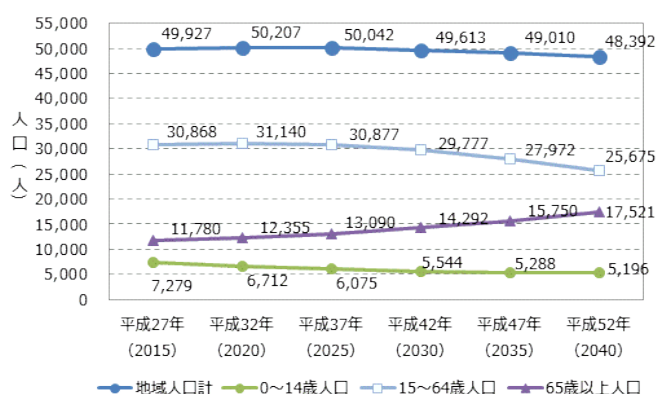


2-2 南東部地域の都市づくりの方向

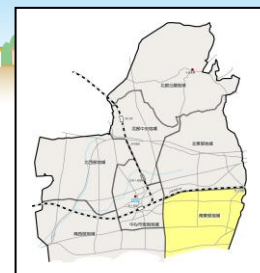
2-2-1 地域特性

- 南東部地域は、地区の約 60%を住宅用地、公園・ゴルフ場ほか 5%強、商業用地が 2%強を占めており、**他の地域と比べると**住宅用地の割合が高い地域となっています。
- 辻堂駅を中心に住居系用途地域となっており、地域の南部には、海岸や砂防林、湘南海岸公園が広がっています。
- 公共交通では、辻堂駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバス えぼし号の路線が整備されており、公共交通中心の交通体系となっています。また、道路面では、国道 134 号、柳島小和田線（鉄砲道）、茅ヶ崎辻堂線の 3 路線が東西方向に、小和田辻堂線（浜竹通り）、東海岸寒川線（一中通り）の 2 路線が南北方向に走っています。柳島小和田線（鉄砲道）の一部区間においては、自転車専用レーンが整備されています。
- 年齢別人口構成は、40～50 歳代と 0～10 歳代が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。また、80 歳代以上も全市平均と比較して若干、上回っている状況です。

◆参考 将来人口の推移◆

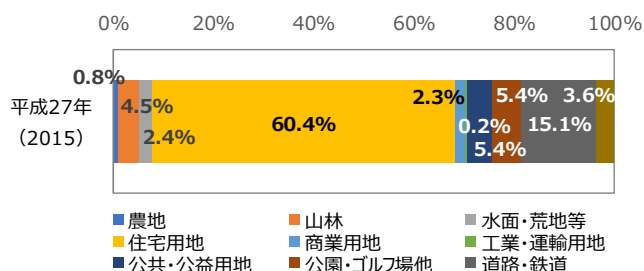


(注) 平成 27 年国勢調査を基に推計しています。



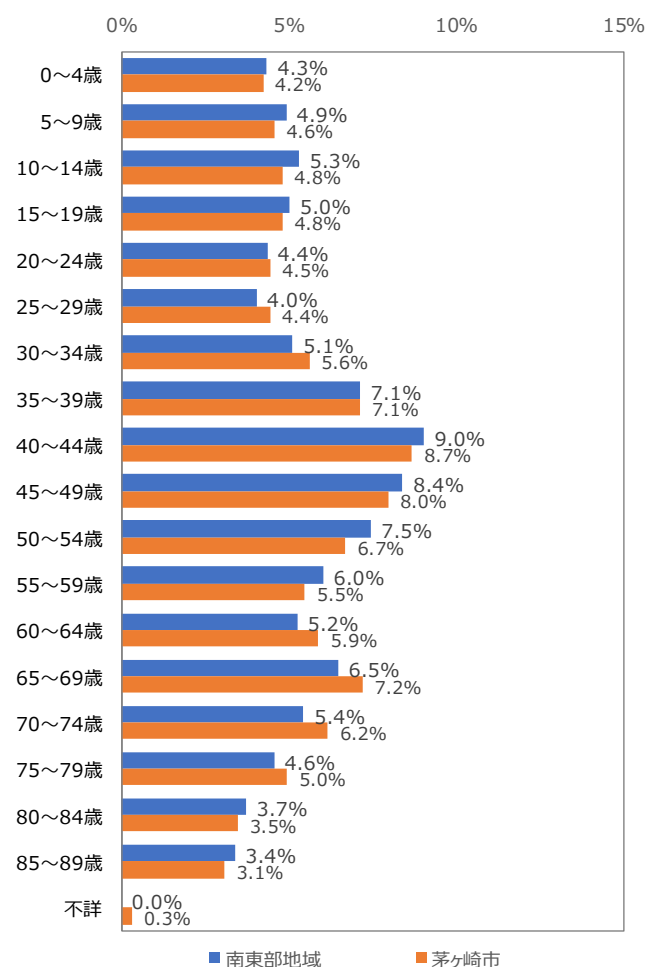
《地域を構成する主な用途地域》
・ 住居系用途地域

◆土地利用構成割合(平成 27 年(2015 年))◆



資料：平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成 27 年(2015 年))◆



資料：平成 27 年国勢調査



2-2-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 潮風を感じる風格ある閑静な住宅地の中で、人々が築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する海岸等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 藤沢市のまちづくりと関わりながら、辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたくなる環境づくり

- ヘッドランド周辺では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。



- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、東海岸寒川線（環状道路）の整備を進めます。
- 市が管理する道路の長寿命化を進めます。

（２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

（３）暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 海浜植物等海岸固有の生きものが生育・生息する海岸環境を生物多様性に配慮しながら、保全・再生します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ生産緑地の確保に努めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、生産緑地等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する海岸、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。



(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 歴史的価値のある建造物の保存・活用や海岸地域の文化を体験・発信する公共空間づくりを進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 歴史的価値のある建造物や旧別荘地の面影を残す緑地や樹林を保全・活用し、人々が集える空間を創出します。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。



(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。



- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{せまい}道路の解消に努めます。



- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら、地籍調査（官民境界等先行調査）を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。



○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



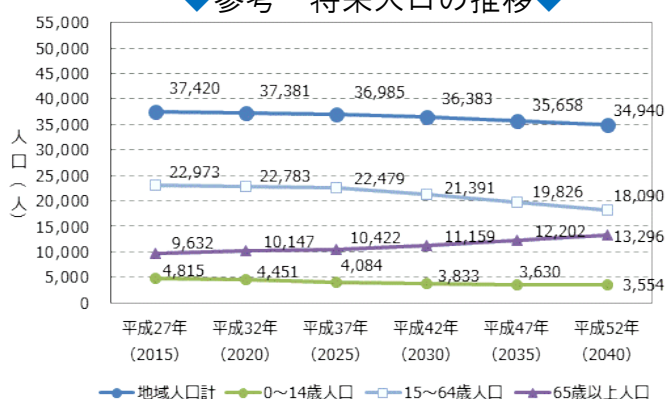


2-3 南西部地域の都市づくりの方向

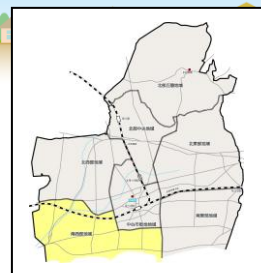
2-3-1 地域特性

- 南西部地域は、地区の 40%弱を住宅用地、公園・ゴルフ場他が 8%弱、公共・公益用地が 7%を占めており、**他の地域と比べると**公園・ゴルフ場他や公共・公益用地の割合が高い地域となっています。
- 東海道本線南側に住居系用途地域が広がっています。相模川河口部は市街化調整区域となっており、ゴルフ場及び柳島キャンプ場等が立地しています。
- 交通面では、国道 134 号、柳島小和田線（鉄砲道）の 2 路線が東西方向に、東海岸寒川線（一中通り）、茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線（雄三通り）、柳島寒川線（産業道路）の 3 路線が南北方向に走っています。国道 134 号では 4 車線化が完了するとともに、さがみ縦貫道路の開通により、広域的な交通の利便性が高まる中、柳島スポーツ公園が建設され、道の駅の整備が進められています。
- 年齢別人口構成は、20～30 歳代が全市平均を下回り、40～50 歳代が全市平均を上回っています。また、75 歳以上も全市平均を上回っている状況です。

◆参考 将来人口の推移◆



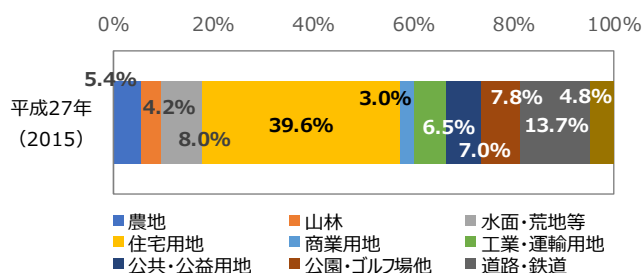
(注) 平成 27 年国勢調査を基に推計しています。



《地域を構成する主な用途地域》

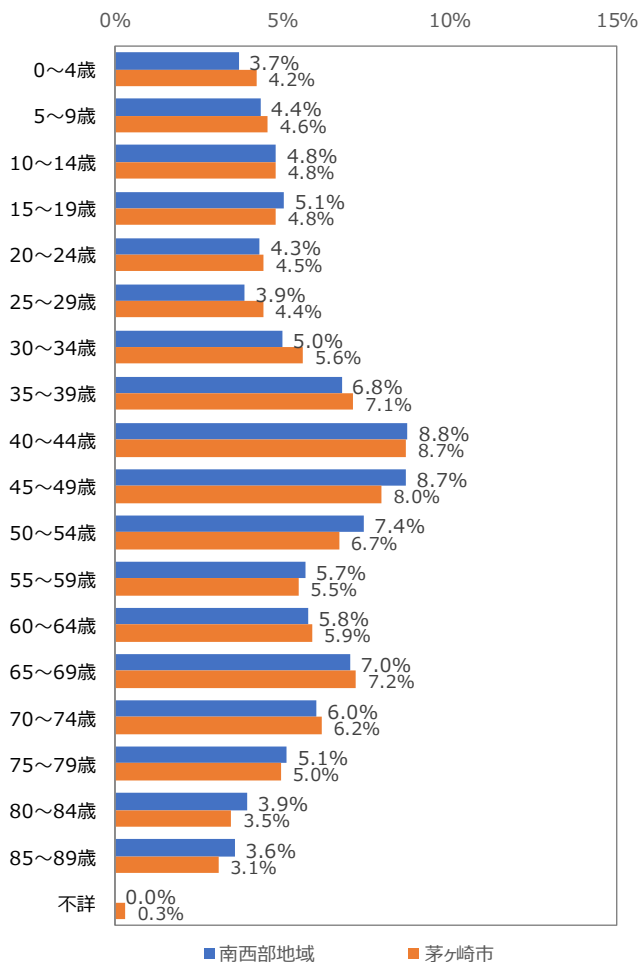
- ・ 住居系用途地域
- ・ 市街化調整区域

◆土地利用構成割合(平成 27 年(2015 年))◆



資料：平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成 27 年(2015 年))◆



資料：平成 27 年国勢調査

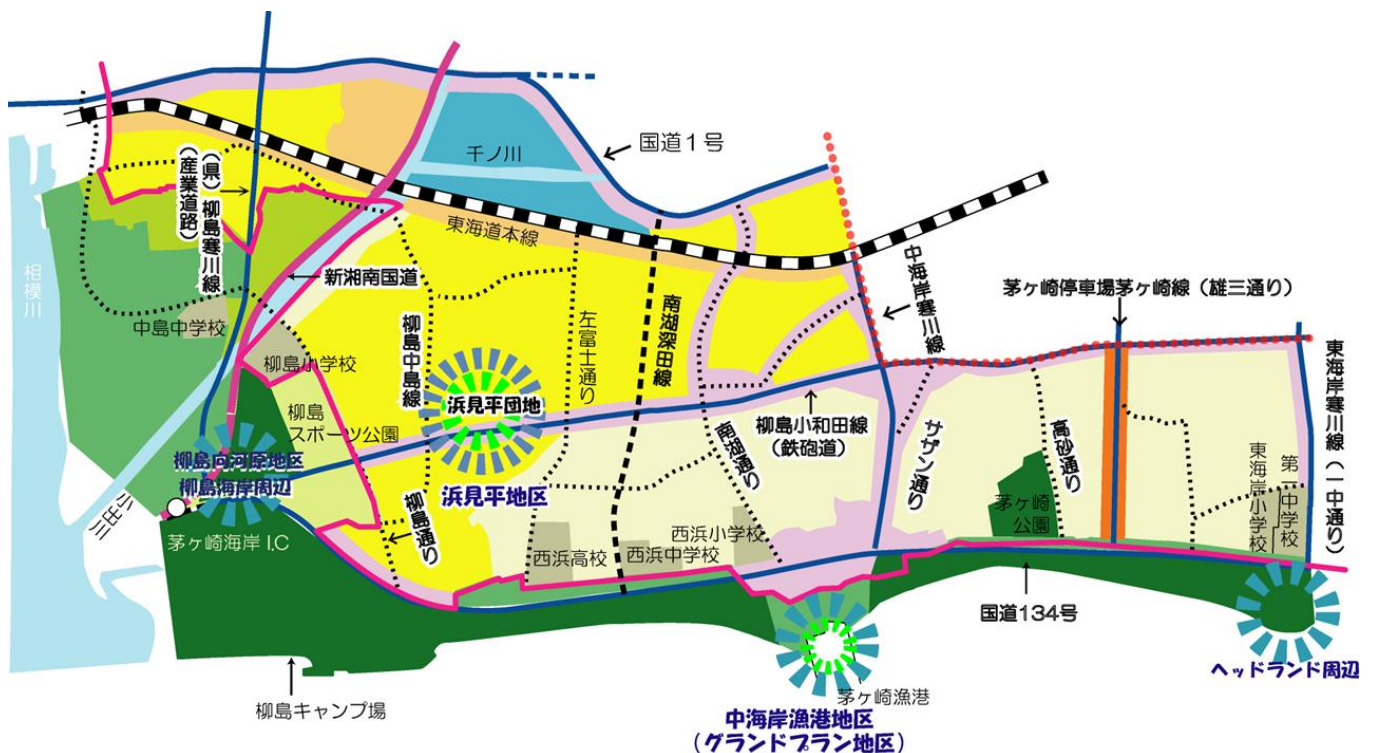
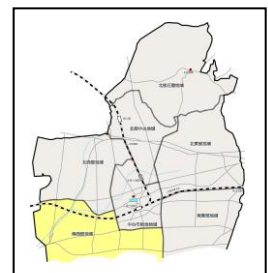
2-3-2 地域の将来像

ウォーターフロントとして多様な交流をはぐくむ開放的なまち

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を継承し、海を感じることができるまちをめざします。
- 新しい拠点からは、地域の文化を発信し、市内外から人々が訪れ、海辺の玄関口として新たな交流、にぎわいの創出をめざします。
- 生活・防災を支える公園や新しい商業施設、昔ながらの商店が共存し、子どもからお年寄りに配慮した多様な世代の暮らしができるまちをめざします。

◆南西部地域整備方針図◆

凡	例
拠点商業・業務ゾーン	市街化区域境界
多目的市街地ゾーン	都市計画道路以外の主な道路
近隣商業ゾーン	都市計画道路（整備済）
低中層住宅ゾーン	都市計画道路（概成済）
都市型住宅ゾーン	都市計画道路（事業中）
低層住宅ゾーン	都市計画道路（未着手）
広域沿道施設ゾーン	自動車専用道路
沿道施設ゾーン	幹線道路
緑地などゾーン	幹線道路（計画・構想）
農地・集落ゾーン	環状道路
農振・農用地	鉄道
公園緑地	都市拠点
工業・研究開発ゾーン	生活・防災拠点
公益施設	交流拠点
行政・文化ゾーン	景観拠点





2-3-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進するとともに、土地利用の純化（※）を図りながら既存の工業の保全（※）に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 浜見平地区は南西部地域の拠点として、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるよう生活の利便性向上や防災機能の向上を促進します。

○訪れたくなる環境づくり

- さがみ縦貫道等広域的な幹線道路が通る柳島向河原地区・柳島海岸周辺は、スポーツや休息、自然とのふれあい等のレクリエーション、さらには茅ヶ崎市の情報発信を通して人と人との交流を育む拠点をめざします。
- 浜降祭や漁港等の地域文化を伝承してきた茅ヶ崎漁港周辺地区は、富士山や海を見ながら散策できる市民の憩いの場とするとともに、文化、観光、商業機能の適切な誘導を図り、訪れる人が楽しむことができる場の形成をめざします。
- ヘッドランド周辺等海岸では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、中海岸寒川線（環状道路）の整備を進めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 浜見平地区では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。



- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 樹林や農地、公園・緑地等のみどりと一体的に連続した小出川や千ノ川のみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生育・生息する海岸環境を保全・再生することで生物多様性を保全します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。
- 生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
- また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。



(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する小出川や千ノ川やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた柳島を生態系ネットワークの核として保全することをめざします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。



○歴史的史跡の保全

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等歴史的価値のある建造物の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等歴史的価値のある建造物の活用や浜見平地区や道の駅等を新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりや人が集える公開空地、公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。



- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あいち}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。



○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あひ}狭隘道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人々が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。



- 災害による被害を軽減するため、地震、津波、クラスター（延焼運命共同体）内における火災延焼等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら、地籍調査（官民境界等先行調査）を進めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。





2-4 北東部地域の都市づくりの方向

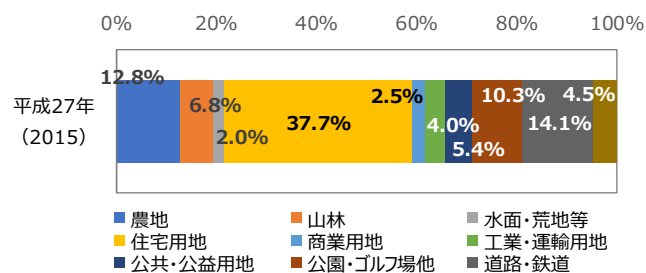
2-4-1 地域特性

- 北東部地域は、地区の38%弱を住宅用地、農地が13%弱、公園・ゴルフ場他が10%強、山林が7%弱を占めており、**他の地域と比べると**農地や山林、公園・ゴルフ場他の割合が高い地域となっています。
- 本市を代表する農地や緑地が、地域北部の市街化調整区域内に広がっています。地域の南部は住居系用途地域が広がり、辻堂駅周辺には大規模商業施設が立地しています。
- 交通面では、国道1号が東西方向に、辻堂赤羽根線（小和田通り）と東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～44歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

《地域を構成する主な用途地域》

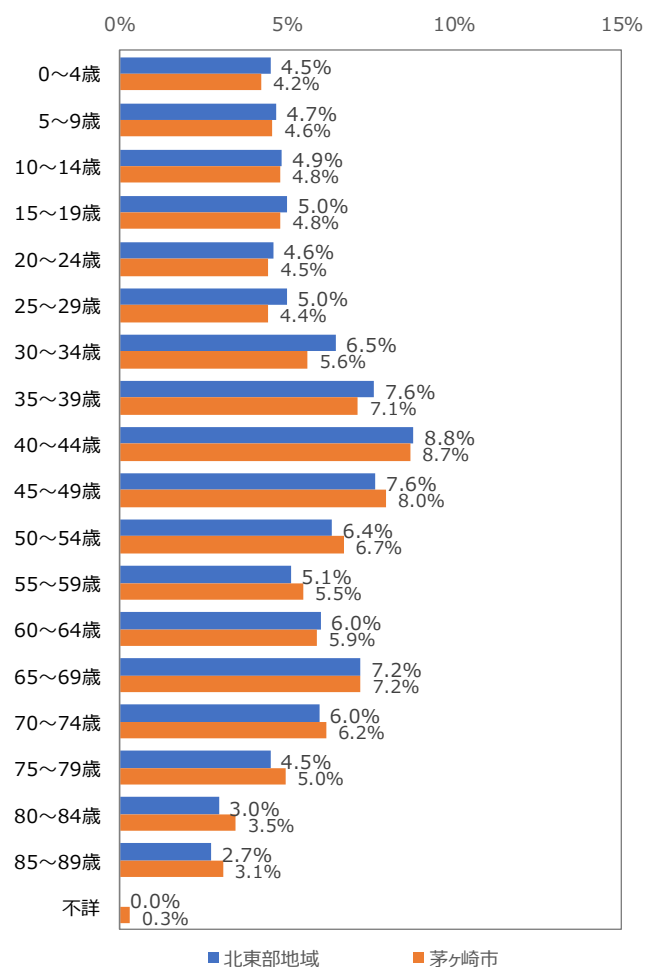
- ・ 住居系用途地域
- ・ 工業系用途地域
- ・ 市街化調整区域

◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



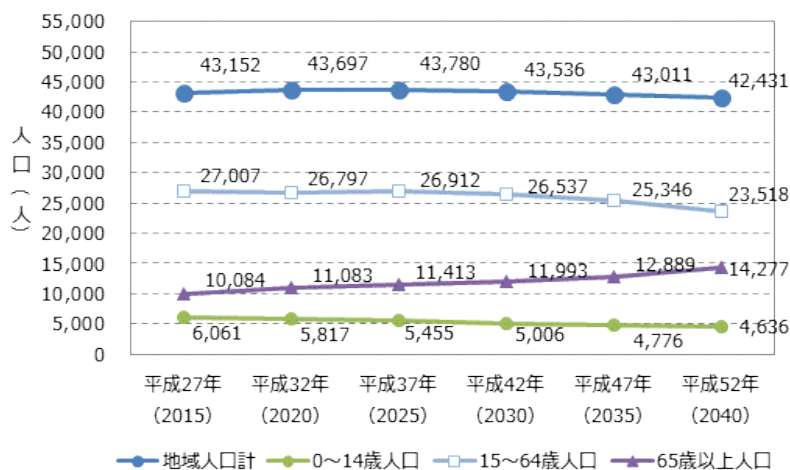
資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年国勢調査

◆参考 将来人口の推移◆



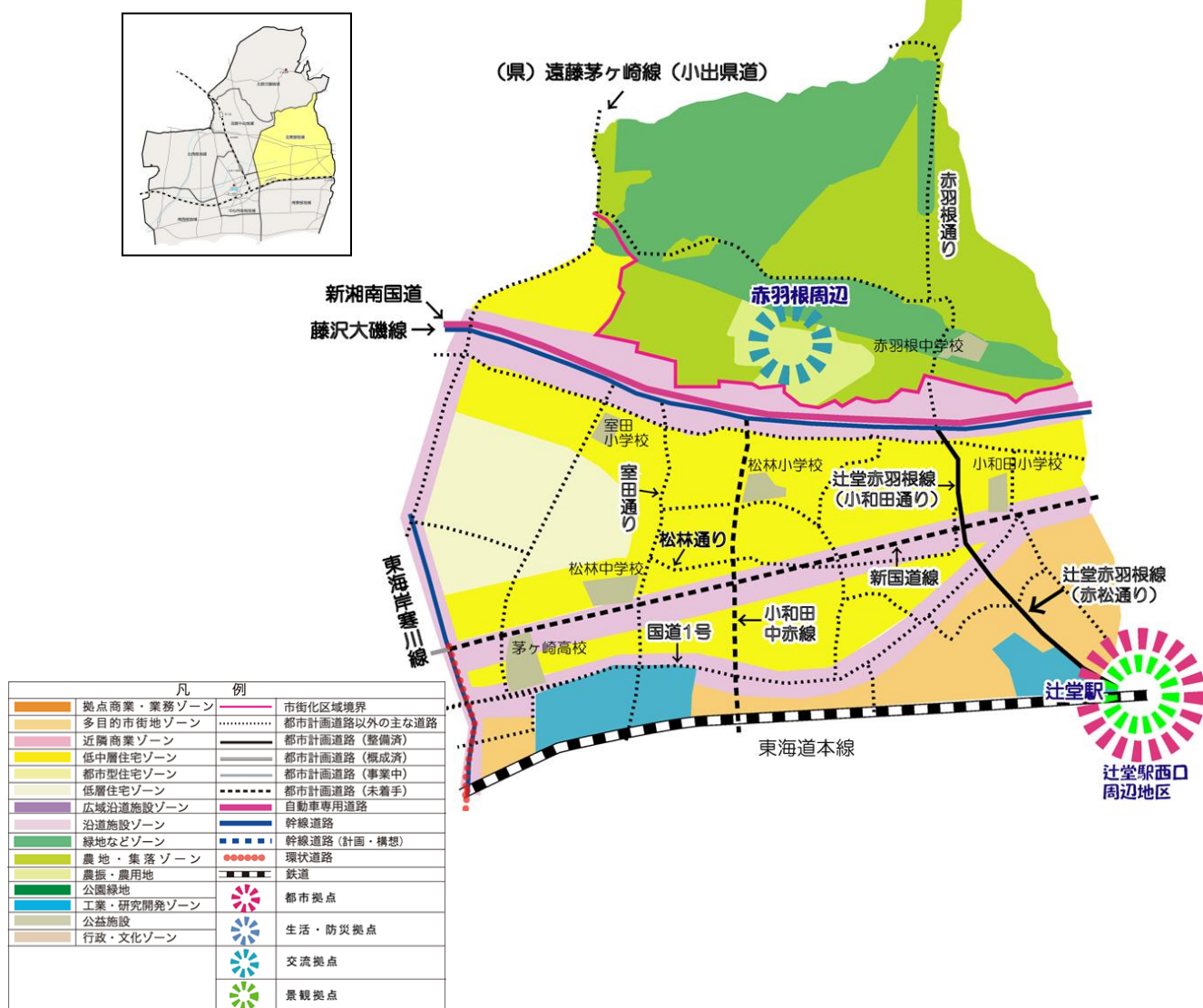
(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

2-4-2 地域の将来像

自然環境と良好な住宅地が共生するまち

- 本市の貴重な北部丘陵の自然環境や田畑等を維持・保全し、身近に歴史やみどりをを感じるまちをめざします。
- 豊かな自然環境や農地を活かし、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通して、地域の人々が豊かに暮らせる、ゆとりと潤いのある、自然環境と良好な住宅地が共生するまちをめざします。
- 辻堂駅周辺は、隣接する藤沢市のまちづくりと関わりながら、商業施設とともに、サービス機能等を向上させ、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された拠点を形成することで、生活しやすい環境をめざします。

◆北東部地域整備方針図◆





2-4-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々の暮らしの近くに田畑や赤羽根の斜面林等の豊かなみどりを感じる本地域は、身近に自然環境とふれあうことができる良好な環境の中で、築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部にある貴重な赤羽根斜面林等のみどりの保全をめざします。また、本地区に存在する都市農地等の身近なみどりは、都市にあるべきものとして整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進し、既存の工業の保全に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 藤沢市のまちづくりと関わりながら辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能等の保全や向上をめざします。

○訪れたくなる環境づくり

- 赤羽根周辺の豊かな自然環境や農地等では、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。



- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 都市拠点のみどりについて人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、景観計画や関係審議会との協議を踏まえた緑化を推進します。
日常望見する位置にあり、景観上優れている赤羽根の斜面樹林等は、特別緑地保全地区の指定等による保全をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。



(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵や千ノ川、農地やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた赤羽根十三図等を生態系ネットワークの核として保全します。また、景観が優れているとともに、生きものの生息・生育環境となっている赤羽根斜面林の保全をめざします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。



(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「辻堂駅西口周辺まちづくり基本計画」の進捗に併せて、特別景観まちづくり地区の指定拡大を進めます。
また、駅周辺の開発に伴い、人々が集える公共空間や公開空地の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。



○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あいち}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あひ}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における火災延焼等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。



- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

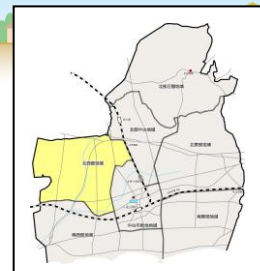




2-5 北西部地域の都市づくりの方向

2-5-1 地域特性

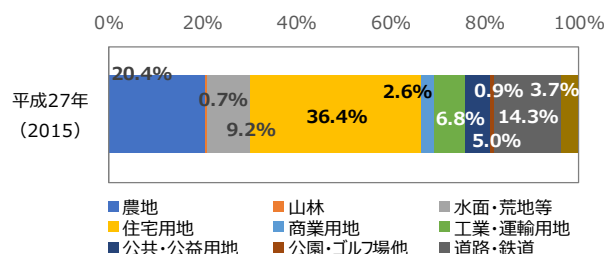
- 北西部地域は、地区の36%強を住宅用地、20%強を農地、7%弱を工業・運輸用地が占めており、**他の地域と比べると農地や工業・運輸用地の割合が高い地域**となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、北部の市街化調整区域には田畑があり、田園環境が残る住宅地となっています。
- さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺では、産業系土地利用が進められています。
- 交通面では、国道1号が東西方面に、丸子中山茅ヶ崎線と（県）柳島寒川線（産業道路）が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～44歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。



《地域を構成する主な用途地域》

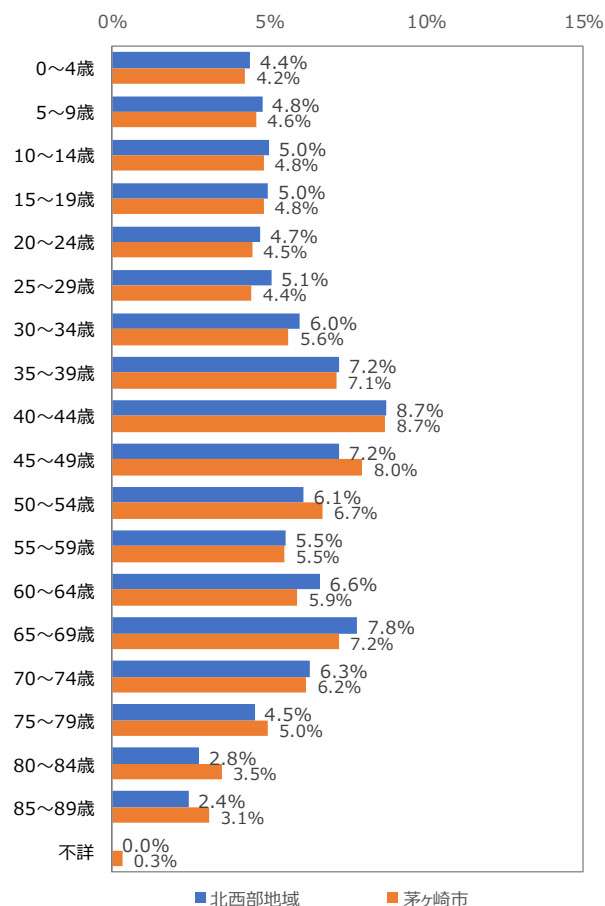
- ・住居系用途地域
- ・工業系用途地域
- ・市街化調整区域

◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

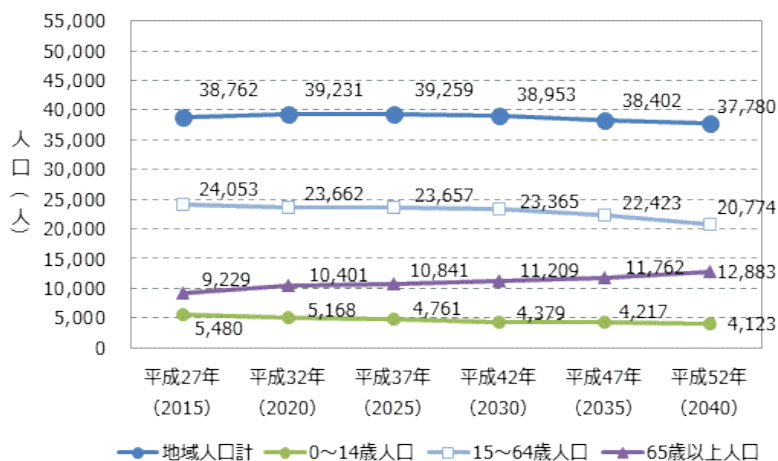
◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



■北西部地域 ■茅ヶ崎市

資料：平成27年国勢調査

◆参考 将来人口の推移◆



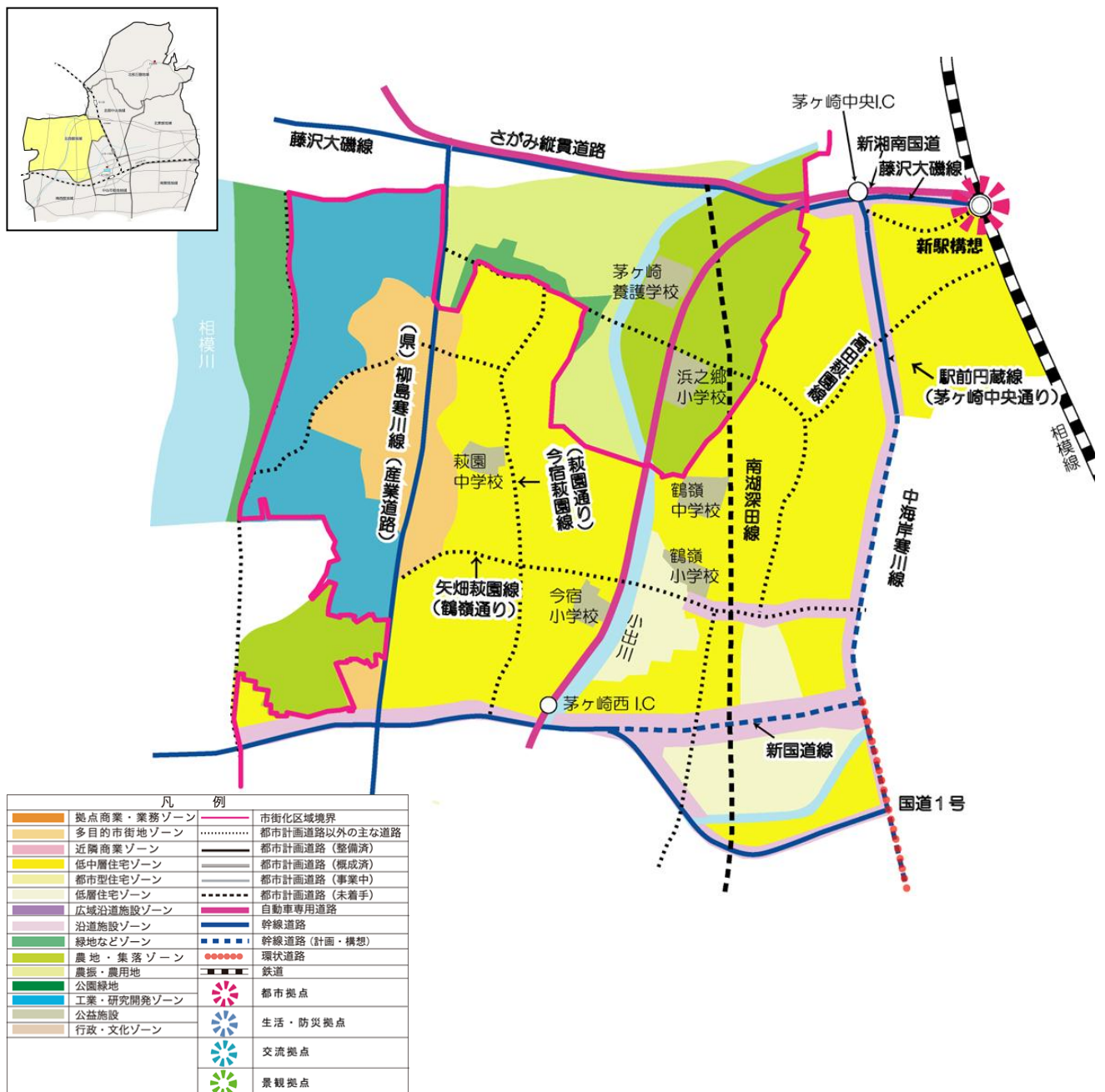
(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

2-5-2 地域の将来像

川 と 杜 を と り こ ん だ 良 好 な ま ち

- 農地や河川、住宅地、活力ある産業等の地域の豊かな資源を活かしながら、安心して快適に暮らし、働き続けられるまちをめざします。
- うるおいのある田園環境や人々が身近にふれあうみどりの中で、農業・レクリエーション等を通し、地域における人と人とがふれあいながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。

◆北西部地域整備方針図◆





2-5-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々の暮らしの近くに杜や小出川等の様々な資源を有する本地域は、安心して快適に暮らしていける環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- さがみ縦貫道等広域的な幹線道路の整備により新たな交通・物流が創出された産業道路沿道の工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業の保全に努めます。さらに、萩園字上ノ前地区は、インターチェンジ付近の土地の利便性を活かし、産業系への土地利用転換を図り、企業の誘致を促進します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- (仮称)西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、中海岸寒川線（環状道路）の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、（仮称）西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。



○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 小出川、千ノ川、相模川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地、農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。



○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する相模川や小出川、千ノ川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた平太夫新田を生態系ネットワークの核として、河川管理者である国や市民団体と連携した保全をめざします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。



○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、富士山等魅力ある眺望の保全を進めます。

（２）屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 農地や樹林等のオープンスペースを活用際には、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

（３）茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

（１）快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。



○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あいち}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次^{あひ}狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における火災延焼等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。

- 
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

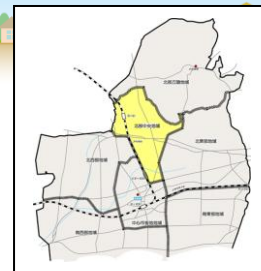




2-6 北部中央地域の都市づくりの方向

2-6-1 地域特性

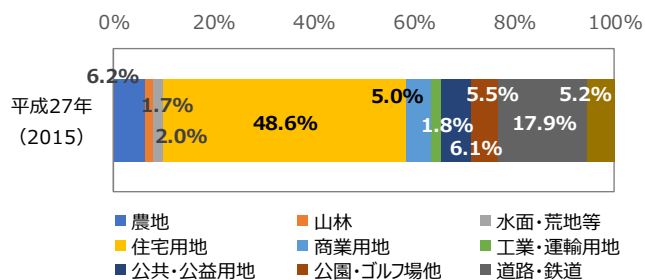
- 北部中央地域は、地区の49%弱を住宅用地、農地が6%強、公園・ゴルフ場他が6%弱、商業用地が5%を占めており、**他の地域と比べると**住宅用地や商業用地の割合が高い地域となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、田園環境が残る住宅地となっています。
- 鉄道では、相模線が地域の南北を縦断し、香川駅、北茅ヶ崎駅があり、市民の大事な足となっています。道路では、藤沢大磯線が東西方向に、東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～59歳までがほぼ全市平均を下回っており、60歳以上で全市平均を上回、高齢者の割合が高い構成となっています。



《地域を構成する主な用途地域》

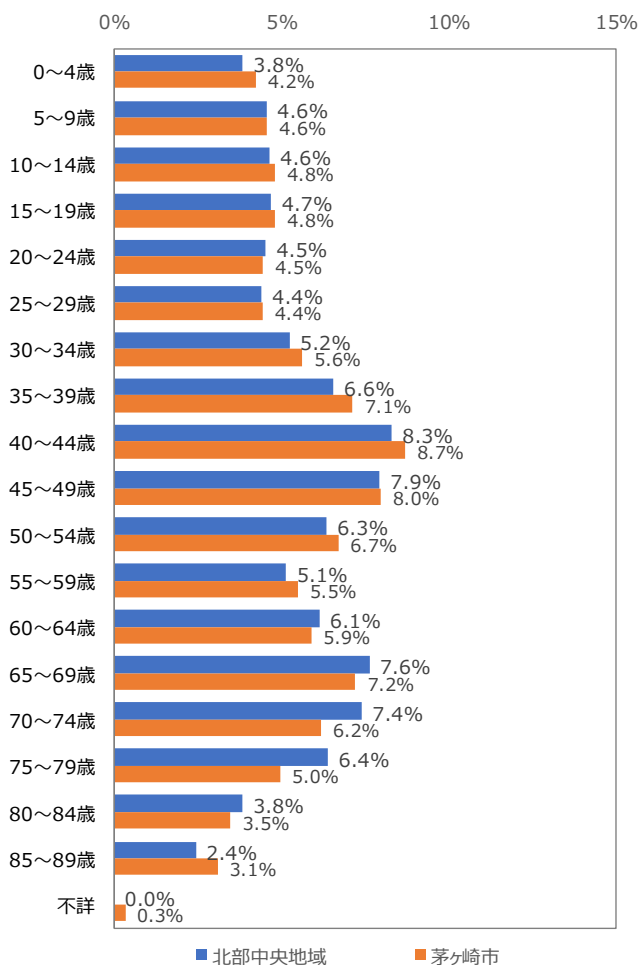
- ・ 住居系用途地域
- ・ 商業系用途地域

◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆

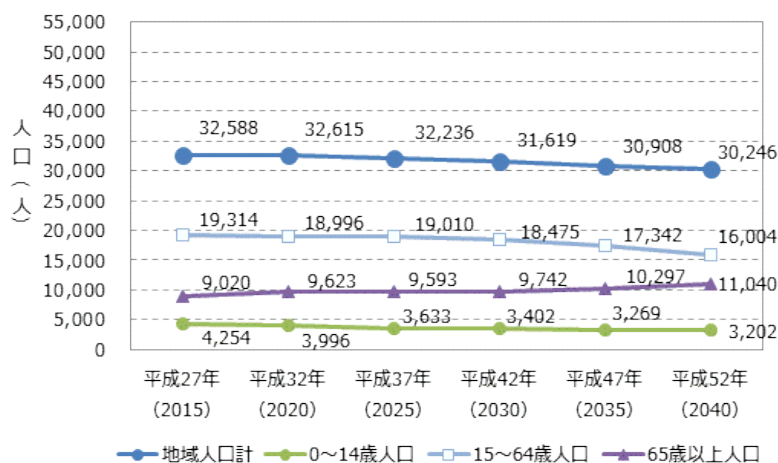


資料：平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



◆参考 将来人口の推移◆



(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています。

資料：平成27年国勢調査



2-6-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 香川駅を中心とした住宅地や鶴が台団地等、人々の暮らしの場として発展してきた本地域は、良好な環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部の駒寄川や斜面林、住宅地の中にある農地は貴重な自然環境として整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 香川駅周辺については、市民との協働によるまちづくりを継続しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入をめざします。
- (仮称)西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。

○訪れたくなる環境づくり

- 香川駅周辺は、居心地の良い空間整備に努め、人と人との交流や新たなまちの魅力を発見ができる拠点の形成をめざします。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全することに努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、新国道線（環状道路）の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 香川駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、（仮称）西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。



○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 香川駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川、千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地をはじめとする農地の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。



○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する駒寄川や千ノ川、農地やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、茅ヶ崎の市街地や相模湾等魅力ある眺望の保全を進めます。



(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「香川駅まちづくり基本計画」に基づく整備や下寺尾官衙遺跡群の保存事業の進捗を踏まえ、特別景観まちづくり地区に指定し、建築物等の誘導を進めます。また、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 香川駅周辺のバリアフリー整備促進地区から（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、地区の魅力を発信する取組を進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。



○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路^{あい}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あひ}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、市が管理する千ノ川や駒寄川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、クラスター（延焼運命共同体）内における火災延焼等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。

- 
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

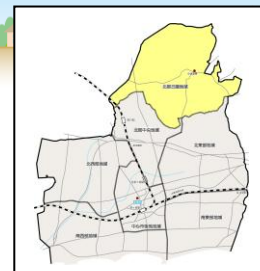




2-7 北部丘陵地域の都市づくりの方向

2-7-1 地域特性

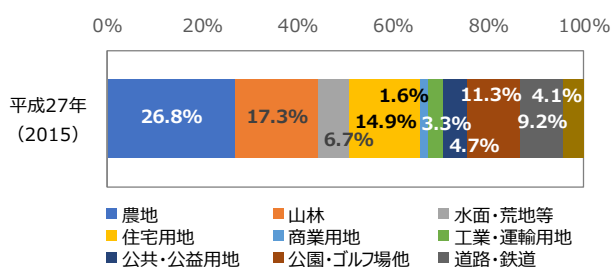
- 北部丘陵地域は、地区の 27%弱を農地、17%強を山林、住宅用地が 15%弱、公園・ゴルフ場他が 11%強を占めており、**他の地域と比べると**農地や山林等の自然的土地利用割合が高い地域となっています。
- 地域の大半が市街化調整区域となっており、豊かな自然環境、田園環境が広がっています。県立茅ヶ崎里山公園や、ゴルフ場、大学等が立地しています。
- 茅ヶ崎駅や、市外の湘南台駅等から大学、北部丘陵方面へバス路線が整備されています。道路では、藤沢平塚線、藤沢寒川線が東西方向に、(県)遠藤茅ヶ崎線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0 歳～59 歳までが全市平均を下回っている一方、60 歳以上が全市平均を上回り、高齢者の割合が高い構成となっています。



《地域を構成する主な用途地域》

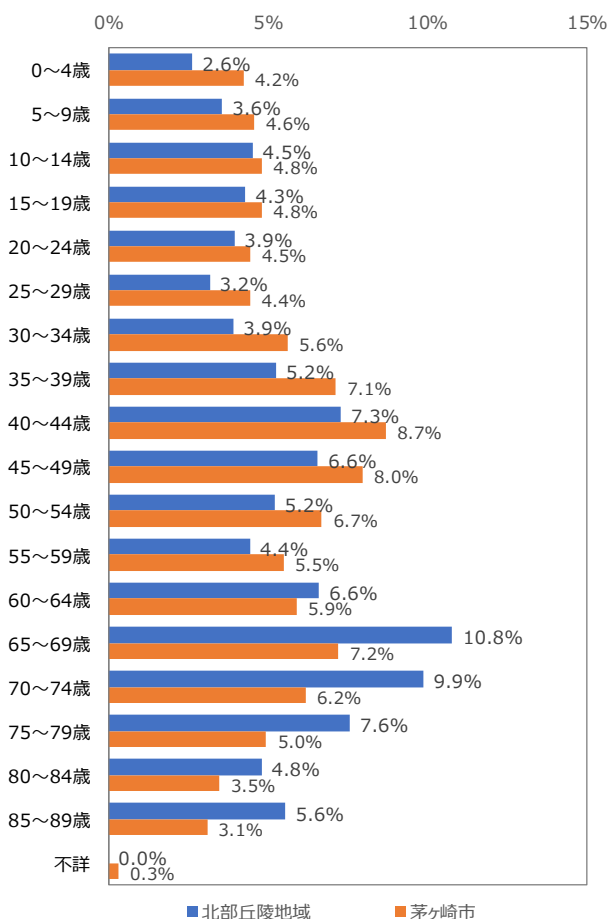
- ・ 住居系用途地域
- ・ 市街化調整区域

◆土地利用構成割合(平成 27 年(2015 年))◆



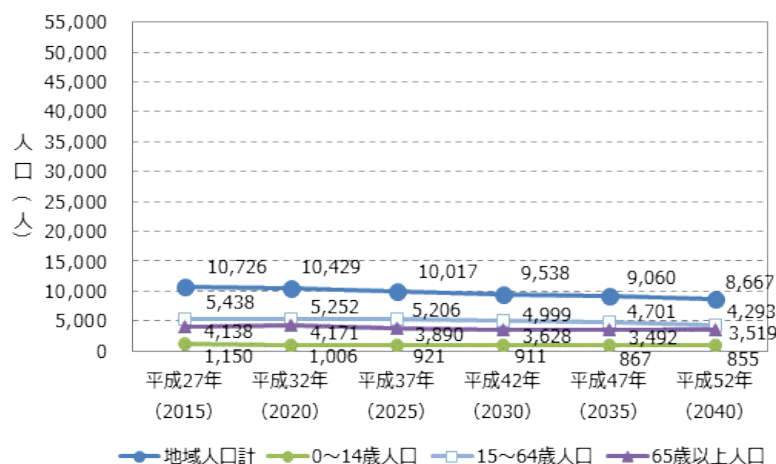
資料：平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成 27 年(2015 年))◆



資料：平成 27 年国勢調査

◆参考 将来人口の推移◆



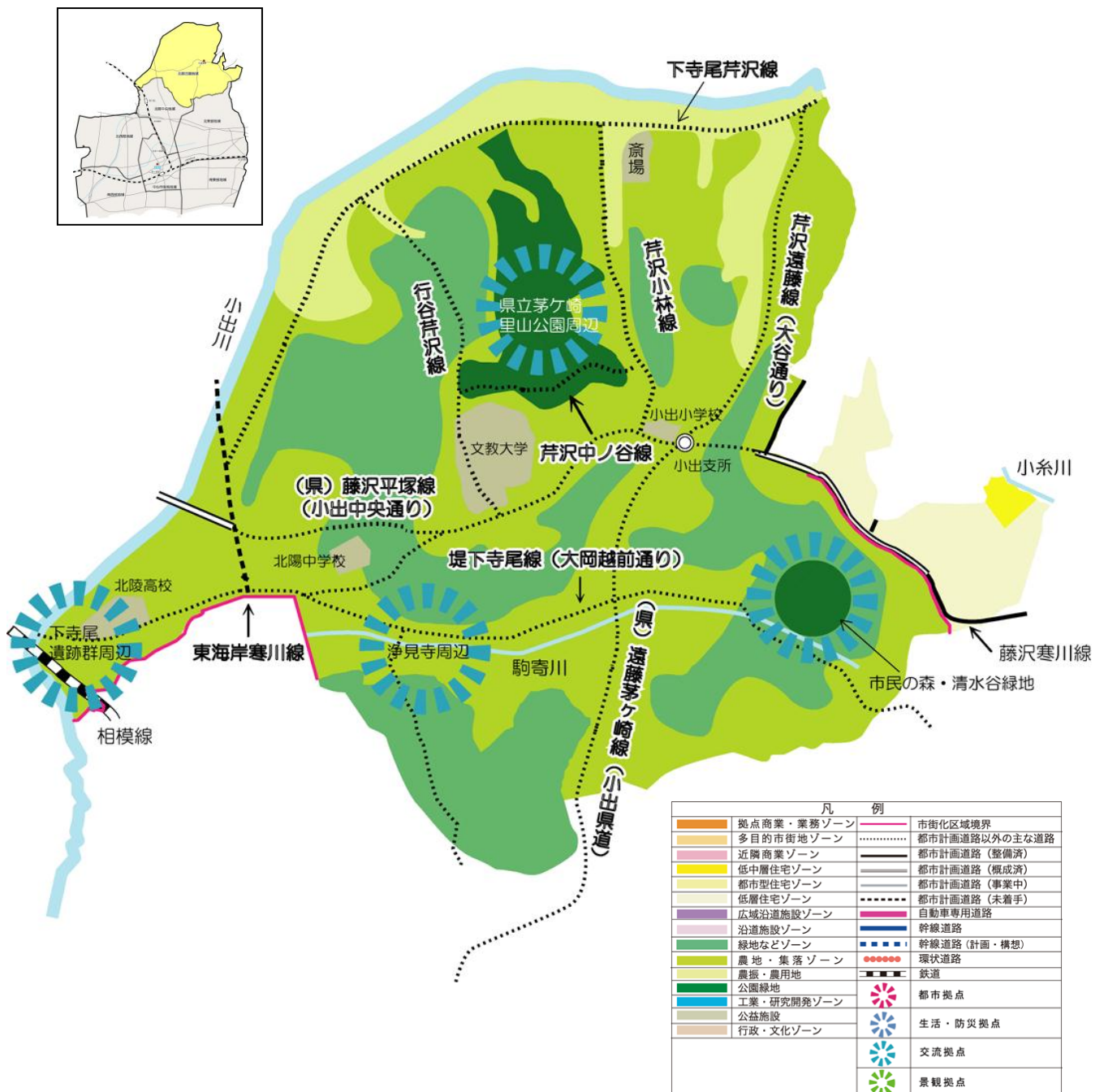
(注) 平成 27 年国勢調査を基に推計しています。

2-7-2 地域の将来像

ニューライフ＆カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を保全し、「こころの豊かさ」を感じられる湘南の里をめざします。
- 大地の歴史を伝える史跡等の歴史・文化資源や、里山の豊かな自然を活用した学び等、さまざまな体験を通じて、新たな交流が生まれるまちをめざします。

◆北部丘陵地域整備方針図◆





2-7-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を有する本地域は、「こころの豊かさ」を感じられる良好な環境の維持・向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりが地域の主体となり、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○訪れたくなる環境づくり

- 県立茅ヶ崎里山公園周辺や市民の森・清水谷緑地は、北部丘陵の豊かな自然環境とのふれあう交流拠点として、整備・活用をめざします。
- 下寺尾遺跡群や(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺については、地域の歴史・文化資源を保全するとともに、その資源を活用し、学びを通じて人と人との交流を育む場の形成をめざします。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁^{りょう}の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。
また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、駒寄川や小出川、農地やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷や柳谷、行谷を生態系ネットワークの核として、特別緑地保全地区の指定等による保全をします。



(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

- 自然、下寺尾・堤地区に残る史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、歴史を学び、楽しめる空間づくり等資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

- 景観の事前検証を行い、田園風景や富士山の眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を活用し、歴史を学び、楽しめる空間の創出を進めます。



（３）茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 香川駅周辺のバリアフリー整備促進地区から（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、遺産を活用した新たな活動を展開し、地区の魅力を発信する取組を進めます。

住環境整備

（１）快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- 地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘^{せまい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。



- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

（２）安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁^{りょう}について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。



- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、（仮称）歴史文化交流館の整備と併せ、下流側の河川の整備状況を踏まえながら市が管理する駒寄川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。

（２）被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

（３）自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。







第6章 推進方策



1. 都市づくり推進体制の構築

(1) 茅ヶ崎市自治基本条例の制定

地方分権の進展や少子高齢社会の進行等により、これからの都市づくりは、市民と行政が連携、協力して都市づくりを進めていく必要があります。本市では、市民と行政が情報共有や市民参加、協働の推進等共通認識を持って都市づくりを進めるため、自治基本条例を平成22年（2010年）4月1日に制定し、施行しています。

条例では、市民の権利や責務、事業者の責務のほか、行政の説明責任や情報共有、市民の公益活動等が定められています。

安心して暮らす事のできる地域社会を創り上げていくためには、市民や事業者、行政が、市民の市政への参加、相互の連携・協力、地域における課題解決力の向上といった共通認識を持って、基本的なルールの下に自治を推進していく必要があります。

(2) 更なる協働による都市づくりの推進

これまでの都市づくりは、行政が市民生活を支える都市基盤の整備を行い、それ以外の部分は、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働による都市づくりを行ってきました。

今後の都市づくりは、行政が引き続き、必要な都市基盤の整備を進めるとともに、街なかの資源を有効活用して、より質の高い都市の形成をめざすために、市民・事業者・行政の更なる協働による都市づくりが欠かせません。市民・事業者・行政が本計画の都市づくりの方向性を共有し（知り、理解する）、それぞれの立場で実現可能な事を考え、行動する必要があります。

[これからの協働のあり方]

今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、更なる柔軟な都市づくりが必要とされます。

そこで、これからの協働都市づくりは、行政による都市づくりの他、市民自らが住むまち（地域）をどのようにしていきたいのか考え（防災に力を入れたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた取り組みを行う事により、より質の高い都市となります。

そのために、市民・事業者・行政が都市づくりへ参加するきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政で更なる協働による都市づくりを推進します。



(3) 市民・事業者・行政の役割

更なる協働による都市づくりを推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、都市づくりに取り組むことが重要になります。

①市民の役割

- これからは、市民自らが生活するまちのことを、自ら良くすることをより意識し、主体的に都市づくりを行うことが大切です。そのため、市民は、都市づくりの主役として、一人ひとりが都市づくりに関心を持ち、都市のあり方や都市づくりの方法についての知識を身につけていくことが重要です。さらに、積極的に都市づくりへ参加し、身近な地域から全市へと取組を展開していくことが重要です。

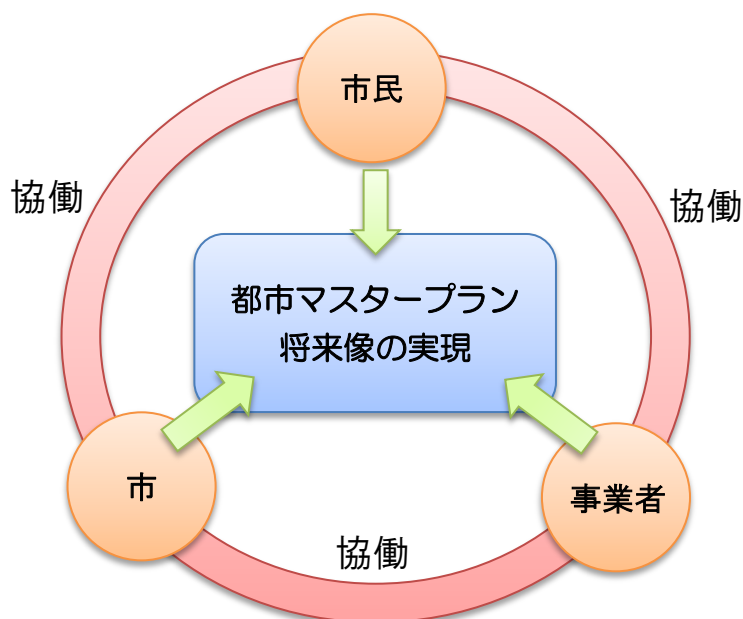
なお、取組にあたっては、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、まずは身近でできることを考え、行動し、みんなで協働しながら進めることが大切です。

②事業者の役割

- 事業者は、地域社会を構成する一員として都市づくりに対する理解を深め、計画や事業への協力、地域の公益的な活動に参加していくことが必要です。また、建築物や広場、公園等の整備等を行う場合は、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、周辺の環境や景観に配慮した施設計画等とすることが重要です。

③行政の役割

- 行政は、都市マスタープランの進行管理及び見直し、都市計画の決定や各事業の推進を図ります。また、事業の推進に際し、市民・事業者へ協力要請を行うとともに、市民・事業者が主体となって都市づくりに参加できるよう都市マスタープランの周知や継続的な情報提供、活動への支援を行っていきます。





2. 都市マスタープランの進行管理

(1) 進行管理の実施方法

平成 20 年に策定した都市マスタープランでは、計画の実現状況の確認を行うため、「ちがさき都市マスタープラン確認委員会(都市計画審議会の小委員会)」を設立し、計画の骨組みとなる「重点的に取り組む施策」と「市民と協働で取り組む戦略プラン」を位置付け、市民の目線による進行管理を毎年行ってきました。しかしながら、都市づくりの進捗状況を毎年市民の目線で確認できる等の成果はありましたが、長い期間での成果を確認できない等の課題がありました。

また、平成 20 年からの変化として、様々な都市づくりに関する個別の計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われている状況です。

これまでの進行管理や変化を踏まえ、これからの進行管理は、都市の変化を確認できる期間で、都市全体の動向と目指す都市づくりの方向性の相違を確認し、より効率的に都市づくりを推進する管理を行います。

そこで、将来都市像を支える 3 つの「都市づくりの目標」の視点で、方向性の進行管理を実施します。

方向性の確認は、成果指標(アウトカム指標)として本計画の上位計画である総合計画基本構想の指標や市民満足度調査を基本としつつ、実績として都市計画基礎調査解析等の複数の要素から、中間年次である概ね 5 年を目安に都市の動向の把握に努めます。

(2) 計画の見直し

本計画は、長期間にわたる計画であるため、今後の社会経済の動向等に対応し、上位計画等との整合を図りつつ、より市民のニーズを反映したものになるよう必要に応じて見直しを行います。



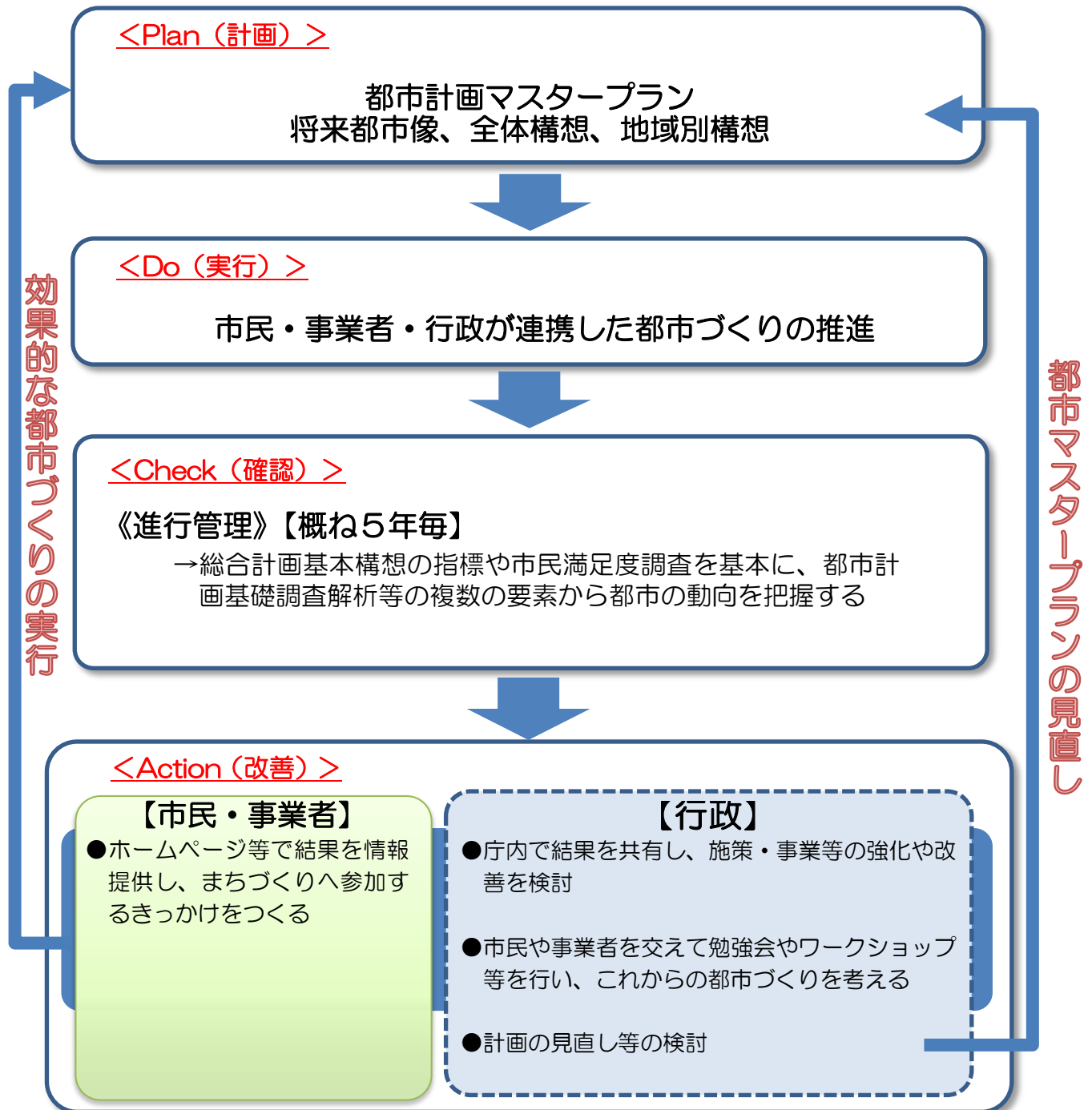
【参考】指標の設定

成果指標、基準値、目標値は、総合計画基本構想改定後に改めて見直し、整合を図ります。

目 標 / 指 標 (例)	
1. 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～	
総合計画	・「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合 ・市民1人あたりの都市公園面積
市民満足度調査	・市街地と自然環境が調和した土地利用 ・やすらげる身近な公園や緑地
都市計画基礎調査解析等	・都市公園カバー圏外位置図
2. 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり ～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～	
総合計画	・市内事業所数と従業者数 ・農業従事者1人当たりの年間農業産出額
市民満足度調査	・駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい ・地域特性を生かした都市の拠点
都市計画基礎調査解析等	・都市拠点ごとの施設充足状況
3. 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上し質の高い暮らしができる住環境に～	
総合計画	・特定建築物や住宅の耐震化率 ・道路の歩道整備延長
市民満足度調査	・鉄道やバスなどの公共交通の利便性 ・自宅周辺の生活道路の安全性・快適性
都市計画基礎調査解析等	・日常サービス施設への徒歩圏カバー状況



【進行管理イメージ】





参考資料編



1. 用語の解説

【あ】

オープンスペース（p●）

都市における公園、緑地、街路、河川敷、民有地の空地部分など、建築物に覆われていない空間を指します。

【か】

価値（p●）

茅ヶ崎市の地域資源に対する人の評価

共同化（p●）

2人以上の地権者が敷地を一体化して、建築物等を整備することを言います。

区域区分（p●）

「都市計画区域」、「市街化区域」及び「市街化調整区域」のことを示します。都市計画法では、人やものの動き、地形、人口、交通量などの現況や推移などから、中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全をしていく必要がある区域を都道府県が指定することとされており、こうして指定された区域を「都市計画区域」といいます。良好な都市環境をつくるという観点から、必要があれば都市計画区域の中を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けて定めることもできます。「市街化区域」とは、既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところです。「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべきところです。市街化調整区域の中では、農林漁業用の建物の建築や、一定規模以上の計画的開発以外は許可されません。

景観の事前検証（p●）

民間事業者が行う建築等の行為や公共機関が行う空間づくりについて、本市の景観計画に沿ったものであるかを検証することを指します。

グロス人口密度（p●）

地区全体の面積に対しての人口密度

グリーンインフラストラクチャー（p●）

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法です。



クラスター（p●）

延焼被害が起きた場合、運命を共にする建物群のことを言い、クラスター内の建物から1軒でも出火し、そのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが焼失する単位のことを言います。

経営耕作地面積（p●）

農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。

景観まちづくり（p●）

自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、本市の景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みを行うことです。また、景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、魅力的な景観をつくりだすことも含みます。清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための活動も景観まちづくりに含みます。

個別計画（p●）

個別計画とは、法令などによって策定が義務付けられていたり、策定努力が求められている計画や、ちがさき都市マスタープランの分野別の課題に対応していくための計画です。

公共交通利便地域（p●）

鉄道駅から800m圏内の地域、また、鉄道駅から800m圏外の地域でバス停から300m圏内（30本/日（片道）以上）の地域を指します。

公共交通利用可能地域（p●）

鉄道駅から800m圏外の地域でバス停から300m圏内（30本/日（片道）未満）の地域を指します。

コンパクトシティ・プラスネットワーク（p●）

生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約するとともに、面的な公共交通ネットワークを再構築することを言います。

工業の保全（p●）

ものづくり産業を支える施策として、土地利用上、工業機能の維持を図ることを言います。

【さ】

産業基盤（p●）

産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称で、産業用地、用水、道路、橋、鉄道、港湾、発電施設などをはじめ、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関、病院、保育園なども含みます。



3次活動（p●）

睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいます。一般に「余暇活動」と呼ばれるものは「3次活動」に相当します。

湘南都市圏（p●）

かながわ都市マスタープランにおいて、5つの都市圏域（「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」）が位置付けられているうちの1つの都市圏域です。

集約型都市構造（p●）

高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のことを示します。

人口集中（DID）地区（p●）

国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域です。（DID=Densely Inhabited Districts）

自然的土地利用（p●）

農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷などのその他の自然地を指します。

自然環境評価調査（p●）

市内全域にどのような動植物が生育・生息し、自然環境がどのようなになっているのかを評価するために、地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のことです。

住宅改善（p●）

個別の建築物について、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を行うことを言います。

ストリートファニチャー（p●）

道路や広場など屋外の公共空間に設置されるすべての施設を総称するものです。ただし、舗装、配水施設など敷地および敷地の地下を構成する施設や、地上にあっても樹木類や橋梁、歩車道などの大規模な構造物を除いたものです。

【た】

昼間人口（p●）

本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口です。



地域循環型農業（p●）

化学肥料や農薬に頼らずに稲や野菜・果物などを栽培し、それらの作物を人の食料や家畜の飼料などにし、自然の生態系に近い状態の中で畜産や酪農と農業・人の活動をリンクさせて、ある一定の地域内で循環していく農業を「循環型農業」と呼びます。

ツインシティ構想（p●）

東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し、全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市をめざす都市づくりです。神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会では、「ツインシティ基本計画」を平成12年3月に策定し、さらに具体的な都市づくりを進めるために、平成14年4月に「ツインシティ整備計画」を策定しました。

強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち（p●）

必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興に資する備えができている都市

都市活力への影響（p●）

生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・空き地・工場跡地・耕作放棄地等の増加、税収減による行政サービス水準の低下、地域コミュニティの機能低下など

都市的土地利用（p●）

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地など）を指します。

徒歩圏人口（p●）

子育て機能（保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、幼稚園、学童保育、子育て支援センター/ファミリーサポートセンター）や商業機能（スーパー、コンビニ、ドラッグストア）から半径800m圏内の人口を指します。

都市基盤（p●）

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のことを言います。

都市計画制度（p●）

まちづくりのルールを定めたものです。



特別緑地保全地区（p●）

都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となります。

土地利用の純化（p●）

指定された用途地域に沿って土地利用を推進することを指します。

【な】

日常サービス施設（p●）

日常生活に必要な子育て機能、医療機能、高齢者福祉機能、文化・交流機能、商業機能等を有する施設（保育園、病院、診療所、スーパー等）を指します。

乗合交通（p●）

利用者を限定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段

【は】

文教厚生地（p●）

文教地区及び厚生地区を指します。文教地区は、学校、研究所、博物館等、教育研究文化施設等からなる地区です。また、厚生地区は病院、療養所、老人ホーム等医療福祉施設等からなる地区です。

復興（p●）

被災をうけた市街地等を単に従前の状況に復旧（従前の状態や機能を回復すること）するのではなく、長期的展望に基づき、市街地や住宅、社会経済を含めた地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域を創出することを言います。

復興事前準備（p●）

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことを言います。

法定都市計画（p●）

都市計画法では、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画の中で、法の手続きに従い定められたものを法定都市計画と呼んでいます。



【や】

ユニバーサルデザイン（p●●）

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを言います。

【ら】

緑被率（p●●）

航空写真から 300m²以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定するものです。

緑陰空間（p●●）

木の青葉が茂ってできるひかげ、こかげ（緑陰）が整備された空間のことを言います。

リタイア世代（p●●）

定年等により退職、仕事から引退した層



2. 改定作業の概要

作成中



3.「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表

「分野別の取組方針」と7地域における「地域別の取組方針」に関する一覧になります。

「●」部分は、「分野別の取組方針」に対する該当地域になり、都市づくりの方針を記載しています。

「－」部分は、「分野別の取組方針」の該当しない地域となります。

なお、地域によっては、「分野別の取組方針」を地域特性に応じた表現に変えて、都市づくりの方針を記載しています。



【土地利用】

～多様なライフスタイルを支えるまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 地域特性を生かしたまちづくり							
○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり							
●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●住宅地の近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持、整備をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。	●	—	●	●	●	—	—
●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。	●	●	●	●	●	●	●
(2) 足を運びたい拠点の形成							
○都市機能の集約の促進							
●茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。	●	●	●	●	●	●	—
○訪れたい環境づくり							
●魅力ある空間整備を進めることにより、人々が訪れたい拠点の形成をめざします。	●	●	●	●	—	●	●
●自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーション等を通じて、人と人が交流を育むことができる施設の整備を進めます。	—	●	●	●	—	—	●



【交通体系整備】

～楽しく快適に移動できるまち～

	中心 市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部 中央	北部 丘陵
(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり							
○道路網等の整備と維持管理							
●周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りできる道路の整備をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●各地域と主要な施設を結ぶ道路の整備により、これらの道路に囲まれた区域の通過交通車両を抑制し、区域内の環境を良好に保全することに努めます。	●	●	●	●	●	●	—
●茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。	●	●	●	—	●	●	—
●幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●市が管理する道路及び橋梁の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成							
○乗合交通の利便性向上							
●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	—	—	●	●	—	—	●
●交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。	●	●	●	●	—	●	—
●バス停でのサイクルアンドバスライド（バス利用者専用自転車駐車場）の設置に向けた検討を進めます。	—	●	●	●	●	●	●
○鉄道の輸送力増強							
●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	—	—	—
●相模線については、ツインシティ構想を考慮しつつ、（仮称）西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	●	●	—
(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成							
○乗合交通に関する取組							
●PR や利用促進キャンペーン等を通じて、子どもから高齢者まで皆から愛される公共交通を目指します。	●	●	●	●	●	●	●
○歩行者空間・自転車利用環境の整備							
●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備をめざします。	●	●	—	●	—	●	—
●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。	●	●	—	●	—	—	—



【自然環境保全・緑地整備】

～人と生きものが共生するみどりのネットワーク～

	中心 市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部 中央	北部 丘陵
(1) 人々がふれあうみどりの充実							
○身近なみどりの充実							
●公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
○立地ごとのみどりの充実							
●樹林や農地、公園・緑地等のみどりと一体的に連続した河川のみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。	●	—	●	●	●	●	●
●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生をめざします。	—	●	●	—	—	—	—
●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実							
●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○歴史と文化が息づくみどりの充実							
●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保							
○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成							
●北部丘陵や河川・海岸・農地・まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷(しみずやと)や柳谷(やなぎやと)等を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成をめざします。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。	—	—	●	●	●	—	●
(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり							
○多様な主体との連携							
●自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。	●	●	●	●	●	●	●



【都市景観形成】

～軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる～

	中心 市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部 中央	北部 丘陵
(1) 景観資源と眺望を守り、継承する							
○景観資源の保全と活用							
●自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。	●	●	●	●	●	●	●
○眺望景観の保全							
●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○歴史的史跡の保全							
●下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、それらについて学び、楽しめる空間づくりを進めます。	—	—	—	—	—	—	●
●遺産を活用した新たな活動の展開により、北部の文化的価値の向上をめざすとともに、市内外への魅力の発信を進めます。	—	—	—	—	—	—	●
●歴史的価値のある建造物の保存・活用や浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。	—	●	●	—	—	—	—
(2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる							
○魅力ある公開空地や公共空間の創出							
●都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間に創出を進めます。	●	●	●	●	●	●	—
●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。	●	●	●	●	●	●	●
(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する							
○街なみに調和し、魅力あるサインの整備							
●茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。	●	●	●	●	●	●	●
●茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築							
●公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。	●	●	●	●	●	●	●



【住環境整備】

～心地よく・住みよいまち～

	中心 市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部 中央	北部 丘陵
(1) 快適な住環境の形成							
○良好な住環境の形成							
●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。	●	●	●	●	●	●	●
○空き家・空き地等への施策推進							
●空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○都市基盤整備の推進継続							
●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、老朽化した下水道施設（管路やポンプ場等）の計画的な改築に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●都市公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）状況や空地の分布状況を踏まえながら検討します。	●	●	●	●	●	●	—
(2) 安心して住み続けられる住環境の形成							
○地域の見守りの推進							
●犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。	●	●	●	●	●	●	●
○セーフティネットの構築							
●高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
○住宅改善と良質な住宅供給の促進							
●大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。	●	●	●	●	●	●	●
●個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・形態意匠等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。	●	●	●	●	●	●	●



【都市防災】

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

	中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる都市づくり							
○地震に強い都市基盤の整備							
●災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。	●	●	●	—	—	—	—
●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。	●	●	●	●	●	●	●
○雨に強い都市基盤の整備							
●隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。	—	—	●	—	●	—	●
●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、市が管理する千ノ川や駒寄川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。	●	●	●	●	●	●	●
○災害情報の伝達体制の整備							
●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
○災害に備えた機能の整備							
●災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●
●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
(2) 被災後の復興に向けた取組の推進							
○復興準備に取り組む体制の構築							
●平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。	●	●	●	●	●	●	●
●大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握に時間を費やすことが想定されるため、災害リスクが高いエリアを先行して国・県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。	●	●	●	●	●	●	●



(3) 自助・共助による取組の促進							
○一人ひとりの防災意識の向上							
●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。	●	●	●	●	●	●	●
○地域と取り組む防災対策							
●避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。	●	●	●	●	●	●	●
●茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。	●	●	●	●	●	●	●
●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。	●	●	●	●	●	●	●



4. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果

(1) 茅ヶ崎らしさの調査の経緯

近年、本市では茅ヶ崎市市民参加条例も施行（平成26年（2014年）4月）され、まちづくり、観光、福祉、教育等様々な分野において、市民や事業者等多様な主体が参画するようになりました。それぞれが持つ人材、技術等を活かし、これまでにない創意工夫のある取組が進められる環境が整いつつあります。

このように複数の主体が参画して物事を進めていく上で留意すべき点は、「各主体が方向性や目標を共有し、目標の達成に向けて何ができるかを考え、取組つづけること」です。方向性や目標を共有しないと、それぞれの割合や利益だけ考える状況を作り出してしまうことが考えられ、社会にとってプラスに働くとは言えません。

しかし、方向性や目標を共有すれば各主体が行う様々な取組について「方向性や目標からずれていないか」、「主体の都合だけを考えて取組を進めていないか」をお互いに確認することができます。

多様な主体が参画する時代においては、市民、事業者及び行政も含め、個々の利益ではなく、「社会に対してどのような価値（※）を提案できるのか」をこれまで以上に意識する必要があります。

さらに、全国的に人口・世帯減少や高齢化が進み、女性の就労拡大や男性の家事への参加が進む等、社会状況の変化とともに、人々の生活スタイルも変化しています。本市でも、リタイア世代（※）の増加により昼間人口が増え、就労も通学もしていない方が増加する傾向にあります（17ページ、夜間人口と昼間人口の推移を参照）。高齢化による昼間人口の増加や3次活動（※）が増えつつある状況は、仕事や家事等以外の「地域におけるイベント」、「家族、恋人、友人等と交流」、「趣味や学習」等、地域とのつながりや個人のための時間を充実させる環境や機会を創出していくことが、これまで以上に求められていくものと考えます。

そのため、今後のまちづくりには、地域で集まるイベント等の交流を行ったり、学習や自然観察、スポーツ等を楽しんだり、時にはひとりで過ごす（3次活動）等、人それぞれの生活スタイルに応じて、まちなかで過ごせるような居場所をつくる必要であると考えました。

そこで、本市では、茅ヶ崎の価値や魅力（茅ヶ崎らしさ）を捉え直し、市民・事業者・行政のみんなで共有し、茅ヶ崎の価値や魅力を高め、まちなかで過ごせるような居場所を多くつくることを主眼に置き、まちづくりを進めていきたいと考えています。

なお、改定にあたっては、これまでの都市づくりでの課題への対応を検討するとともに、人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化に対応するため、同時期に改定を行う関連する計画の「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」と連携した検討を行い、「茅ヶ崎らしさ」のとりまとめは「茅ヶ崎市景観計画」で行いました。

※「価値」とは、人や社会にとって良い影響を与える個性のことを言います。例えば、「海」「里山」等の資源そのものが「価値」にはならず、そのような資源が人々の生活や社会に良い影響があってはじめて、「価値」となります。



(2) 調査の概要 ※「茅ヶ崎市景観計画」より抜粋

これまで、様々な場面で「茅ヶ崎らしさ」「茅ヶ崎らしい」という言葉が用いられています。この「らしさ」という言葉を使うときに、茅ヶ崎らしさと言えば「海」、「富士山が見える風景」等特定のものを指している場合や、「茅ヶ崎らしいまちづくりを進める」等抽象的な表現に留まる等、市民、事業者及び行政とも「茅ヶ崎らしさ」に対する考えやイメージは様々であり、「らしさ」という言葉の意味が十分に共有されていないまま使われている状況にあります。

「らしさ」とは、そのものが持つ個性（性格、外見、能力等）の中でも、多くの人にとって魅力や価値になっているものを言います。また、人々が個性に対して良いなと感じた時の「イメージ（例えば、綺麗、優しい、真面目等）」や「イメージを構成する要素」で、その魅力を表現します。

例えば、ある企業に「誠実な」といったイメージを抱いた時には、“お店での対応”、“製品の品質”、“製品のアフターケア”等に触れたことにより、「誠実な」というイメージに帰着します。この例でいう「誠実な」とは、利用者が企業に対して抱いた魅力や価値であり、結果として、利益や支援者を増やすことになります。したがって、企業が自ら「誠実な」と言っても利用者が誠実と感じなければ、それは企業の「らしさ」にはつながらないことに留意する必要がある一方、利用者が抱く「らしさ（魅力や価値）」を把握し、それを強みとして活かせば、様々な取組をする上で良い結果を生むことになります。

これらを踏まえ、今回の改定にあたっては、「茅ヶ崎らしさ（魅力や価値）」について調査を行いました。調査では、市内外の方々が抱いている茅ヶ崎のイメージ、イメージを構成する要素を把握しました。調査を踏まえ、茅ヶ崎の魅力や価値を高め、市内外の方が、より一層の魅力を体感・体現するために、まちづくり側が意識すべき事項を「(6) 茅ヶ崎らしさを高める事項」として整理しました。



(3) 調査の方法

調査は、次の表に示すとおり、アンケート、ヒアリング及び統計データに加えて、市民討議会、景観まちづくり審議会等での議論を行い、まとめていきました。また、社会的な状況を踏まえ、人の生活の変化を把握し、まちづくりの方向性を併せて整理しました。（詳細については、巻末を参照してください。※今後巻末に掲載予定）

A. 茅ヶ崎のイメージやイメージをつくる要素の整理

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージとイメージをつくる要素を次の調査から整理

調査名	内容
市民満足度調査	市内在住の方に、茅ヶ崎の魅力、市政に対する満足度を調査
地域特性調査	市民と市外の双方に共通の設問・選択肢を用いたアンケートを行い、茅ヶ崎の特性を他都市と比較し、茅ヶ崎のまちの性格を把握
観光資源に関する調査	市内外の方に、茅ヶ崎に対する印象や観光資源について把握
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	ヒアリング、WEBアンケート、雑誌から、茅ヶ崎の印象やライフスタイルを把握

B. イメージをつくる要素に特徴を把握

Aで整理した要素（住みやすい、交通の便（買い物が便利）、自然が豊か、食が豊か）の個々の特徴を把握

調査名	内容
市民討議会	市内在住の方を無作為抽出により抽出し、「好きな場所」、「まちなかの移動」、「身近な自然、みどり」についてグループ討議を実施
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
教えて！好きな場所での過ごし方	日ごろ、どんな場所で、どのような気持ちで過ごしているのかを、「いつ」、「どうやって（移動手段）」、「気分」、「好きな理由」を聞き、生活の実態やまちの特徴を把握
移動特性（大都市交通センサス）	鉄道・バス等の利用実態や駅から自宅・勤務場所間の移動手段（端末交通手段）から移動の特性を把握
自然、みどりに関する調査	みどりを「守る」「増やす」「戻す」の視点で、満足度やニーズから、日々の生活で、どのようなみどりが大事に思っているか調査



(4) 調査結果概要

A. 茅ヶ崎のイメージについて

人は、まちを訪れた時や住んだ時に、そこで生活している人々と街の雰囲気や魅力を感じ取り、それをまちのイメージとして昇華していきます。このイメージは、まちの個性を整理する際に重要な情報となります。今回、茅ヶ崎が他都市と比較して、どのようなイメージを抱かれているのか把握するため、市内の方及び市外の方を対象に、まちに抱くイメージを調査しました。

調査では、茅ヶ崎に対して「自由な」、「明るい」、「ゆったりとした」といったイメージを、藤沢市や鎌倉市等と比べ、強く抱いていることが分かっています。転入者の方へのヒアリング等においても、茅ヶ崎に対して、「気さくでオープン」「都会でも田舎でもなく、のんびりしている」等、同様のイメージを持っていることが分かりました。

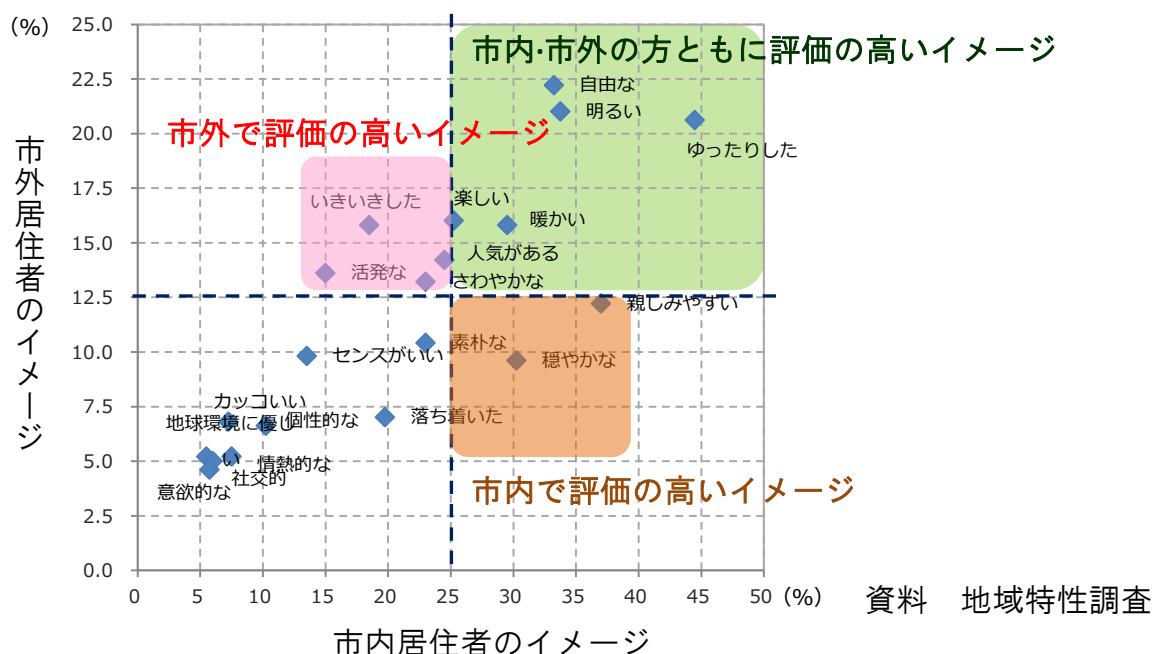


図 市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージの送還

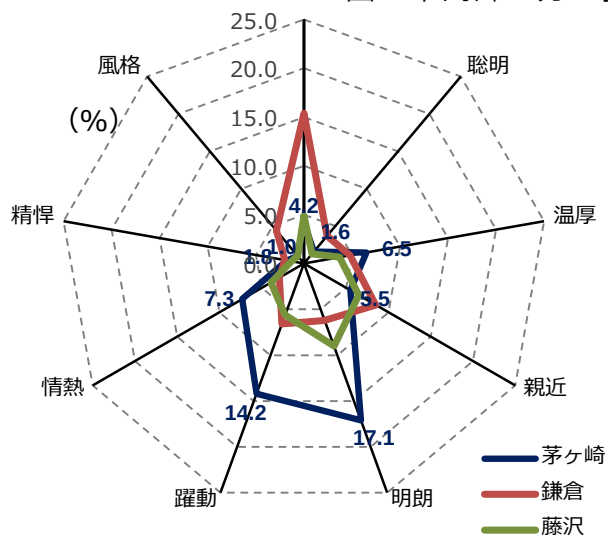


図 近隣市とのイメージの違い

- 【精悍】意欲的な・勇敢な・するどい・はっきりした力強い・大胆な
- 【情熱】活発な・情熱的な・野性的な
- 【躍動】いきいきした・楽しい・享乐的な・自由な
- 【明朗】さわやかな・明るい
- 【親近】やわらかい・親しみやすい・素直な・素朴な・かわいい・穏やかな・謙虚な
- 【温厚】優しい・暖かい・気が利く
- 【聡明】利口な・聡明な・社交的・繊細
- 【気品】品がある・責任感のある・高貴な・知的な・堅実な・ゆったりした・まじめな・落ち着いた
- 【風格】頼もしい・妥協しない・信念がある・華麗な・理性的な

資料 地域特性調査



B. 茅ヶ崎のイメージをつくる要素について

茅ヶ崎のイメージをつくる要素がどのようなものがあるか調査しました。下表に示すとおり、様々なアンケート等の結果を比較すると、「住みやすさ（住み心地）」、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」について、茅ヶ崎の魅力として評価が高いことが分かりました。

表 アンケートで評価の高い項目（上位の項目）

市民満足度調査	地域特性調査	観光資源に関する調査	転入者アンケート	茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	
心地よく暮らせる居住環境	住み心地がよい 街だ ゆったりと暮らしている 温暖な気候で住みやすい	のんびり過ごせそう 住みやすそう 安全	静かな居住環境 まちの雰囲気 がよい	のんびり暮らせること まちや海が綺麗なこと	→ 「住みやすさ（住み心地）」
自然やみどり、水が豊か	海と調和している街だ	自然が豊か	海が近い	癒される自然があること まちや海が綺麗なこと	→ 「自然が豊か」
交通の便が良い 買い物が便利	—	—	交通の便が良い 買い物が便利	—	→ 「交通の便（買い物が便利）」
海の幸や農産物に恵まれて食が豊か	海の幸が美味しい	—	—	—	→ 「食が豊か」
—	海で遊べる	地味な風土のエリア	親や子どもがいる	楽しめる場所がたくさんあること	→ その他



C. 魅力の構造とイメージとの関係

「住みやすさ（住み心地）」、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」という項目の中で、自然、交通（買い物）、食という具体的なキーワードが見られる一方で、「住みやすさ」については、人によって住みやすいと感じる要素は様々であると考えられます（例えば、家の住み心地なのか、友人等と一緒に暮らせる環境が住み心地につながっているのか等）。

住みやすい理由を、ヒアリング等により整理すると、住みやすいと感じるものとして、自然、交通（買い物）、食事に関わる事項が挙げられました。以上のことから、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」が重なり、「住みやすさ」につながっているものと考えられます。また、「のんびりやゆったり」、「肩肘張らず」等自由さや軽快さを表わす言葉があることから、調査が高かった4つの魅力が、「ゆったりとした」という時間がのんびり流れて、過ごしている雰囲気や、「自由な」、「明るい」等軽やかな印象を持つものと考えられます。

表 住みやすい・住み心地が良い理由

住みやすい・住み心地が良い理由の例	
海にも行けるし、山にも行ける 富士山や箱根までの眺望が良い 気候が思いのほかいい 高い建物がなくて、空が広い 等	→ 自然に関わること
家の周りでだいたいのが済む 歩いて、駅や海に行ける 小さなお店もたくさんあって、ご飯や買い物等色々楽しめる 等	→ 交通（買い物）や食に関わること
観光地っぽくなく、 <u>のんびり</u> していい <u>ラフな格好</u> で歩いて、 <u>肩ひじ張らず</u> にいれる 茅ヶ崎の人は <u>ゆっくり</u> としていい。時間に対する考え方が違う 等	→ まちや人の雰囲気



5. 市民意見

作成中

